

議 事 日 程

平成 2 9 年 1 月 3 1 日

午後 1 時 3 0 分開会

第 1 開 会

第 2 会 期 日 程

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 教 育 長 報 告

第 5 議 案 上 程

第 2 号議案 島原市奨学金貸付条例施行規則の制定について

第 3 号議案 第 2 期島原市教育振興基本計画（案）について

第 4 号議案 島原市スポーツ推進計画（案）について

第 5 号議案 平成 2 8 年度有馬スポーツ賞の交付について

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 そ の 他

（ 1 ） 報告事項

① 2 月行事予定について

（ 2 ） その他

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 2 9 年 1 月 3 1 日 定例会

教育委員会 2月定例会 報告事項

[1月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	火	島原市成人式	13:30	島原市文化会館	教育長、次長、各課長（教委職員動員あり）
4	水	仕事始め式	9:00	森岳公民館	教育長、次長、各課長
4	水	第40回バスケットボール「オレンジ・カップ」開会式	17:00	復興アリーナ	教育長（市長代理）
5	木	教育委員会1月定例会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員・教育長・教育次長・各課長 議案審議1件
5	木	商工会議所新年祝賀会	18:00	シーサイド島原	教育長、教育次長
6	金	消防出初式	9:10	島原文化会館他	教育長、教育次長、各課長他
6	金	平成29年度当初予算総務部長復活折衝	13:30	下折橋集合避難所	教育長、次長、各課長、各班長
8	日	親子の集い（鬼火）ふれあいウォーキング	10:50	中尾川河川敷	教育長、社教課長
10	火	「少年の日」あいさつ運動	7:30	市内	教育長、次長、各課長、喜多班長、稲田係長
10	火	12月定例市議会 総務委員会	10:00	有明庁舎議会会議室	教育長、教育次長、各課長
11	水	小・中学校事務部会	14:00	有明文化会館1階研修室	古川主事
12	木	校長会	9:30	杉谷公民館	古川主事
12	木	12月定例市議会 教育厚生委員会	10:00	有明庁舎議会会議室	教育長、次長、各課長、各班長
13	金	企画委員会（使用料見直し）	9:30	雲仙復興事務所	教育次長、社教課長、スポーツ課長、谷川班長
16	月	12月定例市議会 予算審査特別委員会	10:00	有明庁舎議会会議室	教育長、教育次長、社教課長
16	月	教頭会	10:00	杉谷公民館	古川主事
17	火	職員採用試験合否判定	8:30	雲仙復興事務所 第2応接室	教育長
17	火	定期監査に伴う実地監査（未収金関係）	14:00	本庁別館会議室	課長、倉本主任
19	木	平成29年度当初予算副市長査定	9:30	雲仙復興事務所 第2応接室	教育次長、各課長
20	金	12月定例市議会 閉会（終了後、全員協議会）	10:00	有明庁舎議場	委員長、教育長、次長、各課長
23	月	建設工事指名選定委員会	9:30	雲仙復興事務所 2階会議室	教育次長
23	月	緑水会	18:00	海望荘	教育長
24	火	島原市総合教育会議	10:00	雲仙復興事務所 2階会議室	教育委員、教育長、教育次長、各課長
24	火	平成29年度当初予算重点事項要望書提出	11:00	雲仙復興事務所 第一応接室	教育委員、教育長、教育次長、各課長
26	木	教育委員会視察（～27日）		福岡県福岡市、佐賀県佐賀市	教育委員、教育長、社教課長、園田指導主事
27	金	市議会・土曜会合同年祝い	18:00	ホテル南風楼	教育長、教育次長、各課長
31	火	教育委員会2月定例会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員・教育長・教育次長・各課長
		《付記事項》			

月	日	曜	報 告 事 項	内 容 な ら び に 参 考 事 項
1	5	木	県教委来庁	9:30 有明庁 教育長 課長
	5	木	就学相談	9:30 杉谷公 酒井
	5	木	定例教育委員会	13:30 有明庁 教育長 教育委員 教育次長 課長
	6	金	当初予算復活折衝	13:30 下折橋 課長 城臺
	10	火	就学相談	9:30 霊丘公 酒井
	10	火	総務委員会	10:00 有明庁 課長
	11	水	県教委来庁	9:00 有明公 中村 松尾
	12	木	学校給食の衛生管理等に関する調査研究	9:30 有明給食センター 横田
	12	木	定例校長会	9:30 杉谷公 中村 中尾 酒井
	12	木	教育厚生委員会	10:00 有明庁 課長 松尾 城臺
	13	金	養護教諭部会	14:00 杉谷公 横田
	16	月	定例教頭会	10:30 課長 中村 松尾 中尾 酒井 横田
	17	火	幼児療育支援事業推進研修会	13:00 長崎 酒井
	17	火	巡回訪問	14:20 二中 中村 中尾
	17	火	給食物資納入業者選考委員会	14:00 有明給食センター 課長 城臺 田浦
	18	水	教育長ヒヤリング	14:20 長崎 教育長 課長
	18	水	教務主任会	14:00 杉谷公 中尾 酒井 横田
	19	木	副市長査定	9:30 復興事務所 課長
	19	木	献立作成会	14:00 有明公 城臺
	20	金	12月議会閉会	10:00 有明庁 教育長 課長
	20	金	三市課長会	15:30 有明公 課長
	20	金	中学校学力向上研修会	15:00 杉谷公 中尾
	23	月	教科書採択業務説明会	10:30 長崎 松尾
	24	火	島原市総合教育会議	10:00 本庁 課長
	24	火	H29当初予算重点事項要望書提出	11:00 本庁 課長
	24	火	ふれあい給食	12:00 第一小 市長 教育委員 教育長 次長 各課長 課員
	24	火	調理場再編に伴う調理員への説明会	15:30 五小 城臺
	25	水	就学指導委員会	14:00 森岳公 酒井
	26	木	巡回訪問	14:20 二中 酒井 横田
	26	木	県南地域感染症対策協議会	19:00 県南保健所 横田
	27	金	島原半島三市合同研修会	13:30 深江 課長
	27	金	A L T ミーティング	15:00 森岳公 中村
	30	月	教育長ヒヤリング	11:00 長崎 教育長
	30	月	食育推進担当者会議	14:00 島原保健センター 横田
	30	月	器械運動実技講習会	15:00 四小 中尾
	31	火	巡回訪問	9:45 二中 中村 中尾
	31	火	校内研修	10:25 二小 横田
	31	火	校内研修	13:30 大三東小 酒井
付記	3	火	島原市成人式	11:00 島原文化会館 課長 中村 松尾 中尾 酒井 横田 城臺
	4	水	仕事始め式	9:00 森岳公 課長
	6	金	出初式	8:30 島原文化会館 課長 城臺
	11	水	5歳児健診	13:30 島原保健センター 酒井
	17	火	健康講話	13:30 本庁 横田
	23	月	島原市自立支援協議会こども部会	9:30 森岳公 酒井

島原市教育委員会 2月定例会報告事項

【平成29年1月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
3	火	平成29年島原市成人式	13:30	島原文化会館	市長 教育委員会全員
5	木	人形の会との打合せ	16:00	杉谷公民館	課長、吉田
10	火	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長、喜多、稲田
10	火	伝統的建造物群保存地区に関する古丁町内会役員説明	18:30	古丁町内会長宅	課長、吉田、都市整備課
11	水	伝統的建造物群保存地区に関する下の丁町内会役員説明	18:30	下の丁町内会長宅	課長、吉田、都市整備課、観光課
12	木	「怒る富士」実行委員会	10:00	森岳公民館	徳永、吉田
13	金	社会教育委員の会	13:30	有明公民館	喜多、松本指導員
17	火	築城400周年事業担当課長及び担当者会議	10:00	本庁舎	課長、宇土
17	火	長崎県公民館大会準備会	13:30	有明公民館	課長、喜多
17	火	長崎県公民館大会実行委員会	15:00	有明公民館	教育長、次長、課長、喜多
19	木	人形交流事業打合せのため幸田町来島	13:00	島原第一小、森岳公民館	課長、吉田、幸田町2名
20	金	少年センター補導委員幹事会	18:30	居酒屋「くるみ」	課長、喜多、森本指導員、早稲田相談員
23～24 (月～火)		社会教育課非常勤職員面接	13:30	有明庁舎	次長、課長、徳永
24	火	社会教育担当者会	9:30	白山公民館	課長、喜多、松本指導員
25	水	伝統的建造物群保存地区導入に係る住民説明会	19:00	森岳公民館	教育長、次長、課長、徳永、吉田
26～27 (木～金)		教育委員先進地視察研修	7:40	福岡市・佐賀市	教育委員、教育長、課長、園田班長
29	日	自主文化事業「ひよっこりひょうたん島」	10:30	有明文化会館	課長、徳永、吉田
※ 各地区にて高齢者学級5回(担当:野口)・女性学級6回開催(担当:松本)					

【付記事項】

6	金	消防出初式	9:10	島原文化会館	課長
8	日	杉谷地区親子の集い(鬼火)・ふれあいウォーキング	10:50	中尾川河川敷	市長、教育長、宮崎
17	火	島原さつき会新年会	18:30	シーサイド	課長
23	月	森岳地区婦人会新年会	18:00	南風楼	課長
26	木	森岳楽生会新年会	11:00	森岳公民館	野口指導員、山本
28	土	島原文化連盟新年会	18:00	ウエディング石川	教育長、課長
29	日	有明少年剣道大会	9:00	有明体育館	次長、課長

教育委員会 2月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[1月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	火	島原市成人式	13:30	島原文化会館	教育長 教育次長 課長 課員
4	水	仕事始め式	9:00	森岳公民館	課長
4	水	第40回オレンジカップバスケットボール大会	17:00	島原復興アリーナ ほか6か所	教育長
5	木	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	課長
6	金	消防出初式	9:10	島原文化会館他	教育長 教育次長 課長
8	日	島原剣心館少年剣道大会	9:00	四小	課長
10	火	「少年の日」あいさつ運動	7:30	市内	課長
10	火	12月議会（総務委員会）	10:00	議会会議室	教育長 教育次長 課長
12	木	定例校長会	9:30	杉谷公民館	園田
12	木	12月議会（教育厚生委員会）	10:00	議会会議室	教育長 教育次長 課長
13	金	企画委員会（使用料見直し）	9:30	雲仙復興事務所	教育次長 課長 谷川
16	月	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	園田
18	水	初市振興会総会	10:00	商工会議所	課長
19	木	平成29年度当初予算 副市長査定	9:30	第2応接室	教育次長 課長
20	金	全員協議会	本会議終了後	議会会議室	教育長 教育次長 課長
22	日	第11回島原半島地区対抗駅伝競走大会	8:30	雲仙市ハマユ リックスホール	課長 谷川
24	火	島原市総合教育会議	10:00	復興事務所2階会議室	教育長 教育次長 課長
24	火	H29当初予算重点事項要望書提出	11:00	第1応接室	教育長 教育次長 課長
24	火	ふれあい給食	12:10	第一小学校	教育長 教育次長 課長
25	水	ラグビーワールドカップ組織委員会視察	8:30	市内	課長 谷川
25	水	3月定例会上程予定議案検討局議	終了後	教育長室	教育長 教育次長 課長
26	木	教育委員会視察	7:40	福岡市	教育委員 園田
27	金	教育委員会視察（赤松小学校・嘉瀬小学校）	11:00 13:30	佐賀市	教育委員 園田

平成29年2月行事予定表

平成29年1月24日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 水			朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 △ 県公民館連絡協議会理事会 13:00 有文 △ 県公民館大会レセプション 18:00 南風楼 ◎○△	ザスパ草津島原キャンプ(1/30～2/10)
2 木	第4回長崎県都市教育長協議会 14:30 長崎市 ◎	県・都市教育委員会学校教育課長等会議 13:30 長崎市 △	県公民館大会分科会 13:30 有明文化会館ほか △	
3 金	岩永学園Kokoro College Japanウェルカムパーティー(開会行事) 11:00 シーサイド島原 △ 島原市表彰審査会 13:30 雲仙復興事務所 ◎○	県・都市教育委員会学校教育課長等会議 9:30 長崎市 △	県公民館大会全大会 9:30 有明文化会館 ◎○△	九州高校レスリング大会監督会議 16:00 アリーナ ◎
4 土				九州高校レスリング新人大会 アリーナ ◎
5 日	島原市職員採用試験2次試験 終日 雲仙復興事務所 ◎			九州高校レスリング新人大会 アリーナ ◎ スポ少選別バレーボール大会 9:00 有明体育館 島原市スポーツ指導者研修会 19:00 クリーンウェーブ◎○△
6 月		定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△		
7 火				
8 水	会計実地検査(文部科学省)平成29年度施政方針検討会 9:00 雲仙復興事務所 ◎○			
9 木	平成29年度施政方針検討会 13:00 雲仙復興事務所 ◎○			
10 金	人事評価ヒアリング 9:00 有明庁舎 ◎○△ ねんりんピック実行委員会第3回総会 13:30 有明公民館 ◎○ 小・中学校事務部会 14:00 有明公民館 平成29年度施政方針検討会 15:00 雲仙復興事務所 ◎○ 平成29年島原市役所お祝いと激励の集い 18:00 シーサイド島原		県下少年センター所長会・合同研修会 14:00 大村市 △	
11 土	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日 梅林俳句会 12:00 森岳公民館 △	建国記念の日 九州地区スポーツ推進委員研究大会 熊本
12 日				九州地区スポーツ推進委員研究大会 熊本
13 月	非常勤職員(校務主事/技術員/事務員)面接 午後 有明庁舎 ○△	定例教頭会 10:30 杉谷公民館 △ 地区初任研・10年研第2回実施運営委員会 14:00 原城 ◎	ながさき県民大会運営委員会 14:30 県庁 △	
14 火	非常勤職員(校務主事/技術員/事務員)面接 終日 有明庁舎 ○△	学校給食検討委員会 11:00 第四小 ◎○△ ※教育委員長		平成28年度 県スポーツ表彰・県スポーツ教育長表彰 表彰式 14:00 ホテルニュー長崎 △
15 水	1128人事評価・職務目標 下期評価教育長面談 午前 有明庁舎 ◎○△			
16 木			日米親善人形交流事業 幸田町 △	平成28年度長崎県体育協会第3回生涯スポーツ委員会 13:30 県営野球場 △ 第67回長崎県民体育大会第3回実行委員会 15:00 県営野球場 △
17 金			日米親善人形交流事業 幸田小学校 △	
18 土			有明公民館まつり 10:00 有明公民館 △	
19 日			公衆型自主事業「黒田月永 土佐琵琶演奏会」14:00 島原文化会館 △	市スポ少ソフトボール交流大会 8:30 有明の森 第40回島原市民親睦バドミントン大会 9:00 雲丘公園体育館 ○ 県下一周駅伝再スタート 11:15 市役所本庁前
20 月			少年センター補導委員会 19:30 森岳公民館 ◎△	
21 火				
22 水	第2回島原半島暴走族対策連絡協議会 14:00 有明文化会館 ○		子ども狂言開講式 20:00 島原文化会館 ◎△	
23 木		第2回島原市学校事務共同実施連絡協議会 15:00 有明公民館 ◎△		
24 金		島原市中学校体育連盟理事・専門委員長会 14:00 杉谷公民館 △ 地区別教育長会 10:00 有文 ◎△		
25 土				
26 日			雲丘公民館まつり 11:00 雲丘公民館 △	第47回市民親睦卓球大会 9:30 復興アリーナ ◎
27 月				
28 火				

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第 2 号 議 案 島 原 市 奨 学 金 貸 付 条 例 施 行 規 則 の 制 定 に つ い て
- 第 3 号 議 案 第 2 期 島 原 市 教 育 振 興 基 本 計 画 （ 案 ） に つ い て
- 第 4 号 議 案 島 原 市 ス ポ ー ツ 推 進 計 画 （ 案 ） に つ い て
- 第 5 号 議 案 平 成 2 8 年 度 有 馬 ス ポ ー ツ 賞 の 交 付 に つ い て

平 成 2 9 年 1 月 3 1 日 定 例 会

第2号議案

島原市奨学金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市奨学金貸付条例（平成29年条例第2号。以下「条例」という。）第21条の規定により、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(奨学金の対象者の要件)

第3条 条例第5条第3号又は条例第15条第3号に該当する者は、条例第3条に規定する奨学金の貸付を希望する者（以下「申請者」という。）の家計支持者（原則として法定代理人とする。）の前年の収入金額を基礎として算出した総所得金額が、教育委員会が別に定める基準以下であるものとする。

2 条例第5条第4号に該当する高校等及び大学等の出願者は、それぞれ次の各号を満たすものとする。

(1) 高校等の出願者 中学校又は高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が3.0以上

(2) 大学等の出願者 第1学年に在学する者は、高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が3.5以上、第2学年以上に在学する者は、在学する大学等の学習成績が教育委員会が別に定める基準以上

3 条例第15条第4号に該当する大学等の出願者は、次の各号のいずれかを満たすものとする。

(1) 直近の独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号の試験（以下「センター試験」という。）の受験科目のうち、国語、数学、外国語の合計得点が満点の80%以上

(2) 高校等の学習成績の評定（5段階評価）の平均値が4.3以上

(連帯保証人)

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、2人の連帯保証人（以下「保証人等」という。）を立てなければならない。

2 保証人等のうち第一連帯保証人は、本人の父母、兄弟又はこれに代わる者（当該学生の法定代理人）でなければならない。

3 第二連帯保証人は、本市に住所を有する成人で独立の生計を営み、かつ、保証能力を有すると教育委員会が認める者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、市外居住者とすることができる。

4 保証人等は、奨学金の償還に関する一切の責任を負い、かつ、身元を保証しなければならない。

(奨学生の申請)

第5条 申請者は、第一連帯保証人と連署した奨学生願書（様式第1号又は第1号の2）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 奨学生推薦調書（様式第2号）

(2) 高校等又は大学等に在学することを証明する書類

- (3) 申請者及び申請者と生計を一にする者の住民票謄本及び所得証明書
- (4) 申請者及び申請者と生計を一にする者の市税の滞納がないことを証明する納税証明書（様式第3号）
- (5) センター試験の成績結果通知書（条例第15条のふるさと奨学生を希望する者で、センター試験を受験した者に限る。）
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類
（審議委員会）

第6条 条例第9条の奨学生審議委員会（以下「審議委員会」という。）及び条例第17条のふるさとにもどってこね奨学生審議委員会（以下「ふるさと審議委員会」という。）に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選による。
- 3 各委員長は、審議委員会又はふるさと審議委員会を招集し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議事項）

第7条 審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 条例第10条の規定による奨学生の資格決定等
 - (2) 条例第13条の規定による奨学金の償還猶予
 - (3) 条例第14条の規定による奨学金の償還免除
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸付に関する必要な事項
- 2 ふるさと審議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。
- (1) 条例第15条の規定によるふるさと奨学生の資格決定等
 - (2) 条例第18条の規定によるふるさと奨学金の償還猶予
 - (3) 条例第19条の規定によるふるさと奨学金の償還免除
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、ふるさと奨学金の貸付に関する必要な事項
- 3 審議委員会及びふるさと審議委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは各委員長がこれを決する。

（奨学生の決定）

第8条 条例第10条の規定による奨学生の決定等の結果は、奨学生採用決定通知書（様式第4号）又は奨学生不採用決定通知書（様式第4号の2）により本人に通知する。

（誓約書等の提出）

第9条 奨学生は、前条の奨学生採用決定通知書を受領したときは、速やかに保証人等2人が連署した誓約書（様式第5号）及び奨学金貸与明細書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

（貸付対象期間の延長）

第10条 教育委員会は、条例第7条第2項の規定により奨学生が正当な理由で休学したときその他やむを得ない理由があるときは、奨学生の申出により、貸付対象期間を延長することができる。

- 2 前項の申出は、保証人等と連署した奨学金貸付対象期間延長願（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の奨学金貸付対象期間延長願が提出されたときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、休学等の期間の貸付を休止し、貸付対象期間を延長することが

できる。

- 4 教育委員会は、前項の規定により貸付対象期間の延長を決定したときは奨学金貸付対象期間延長決定通知書（様式第8号）により、本人又は保証人等に通知するものとする。

（奨学金の交付）

- 第11条 奨学金は、原則として毎年度4月、7月、10月及び1月の4期に分けて、本人に交付する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

（資格の取消しの通知）

- 第12条 教育委員会は、条例第10条第2項の規定により奨学生の資格を取り消したときは、奨学生資格取消決定通知書（様式第9号）により、本人又は保証人等に通知するものとする。

（在学証明書等の提出）

- 第13条 奨学生は、毎年度（奨学生に採用された年度を除く。）4月末日までに、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 前年度の学業成績証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（借用証書等の提出）

- 第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付を受けた奨学金について保証人等が連署した奨学金借用証書（様式第10号）及び奨学金償還明細書（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸付期間が満了したとき。
- (2) 奨学生の資格を取り消されたとき。
- (3) 奨学金の貸付を辞退したとき。
- (4) 死亡又は失踪したとき。

- 2 前項の保証人等は、原則として誓約書に連署した者とする。

- 3 本人が死亡、失踪又は疾病等の理由により届け出ることができないときは、相続人又は保証人等が届け出なければならない。

（償還の猶予）

- 第15条 条例第13条又は条例第18条の規定に基づき奨学金の償還の猶予を申し出る者は、奨学金償還猶予願（様式第12号）を教育委員会が必要と認める書類を添えて、教育委員会に提出し承認を得なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により奨学金償還猶予願の提出があったときは、これを審査し、その結果を奨学金償還猶予決定通知書（様式第13号）により本人又は保証人等に通知するものとする。

- 3 条例第13条又は条例第18条の規定に基づく災害、負傷又は疾病その他やむを得ない事情により償還が困難な場合の償還猶予期間は、猶予決定の日から1年以内とし、更にその事情が継続するときは、奨学金償還猶予期間延長願（様式第14号）により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予の期間は5年を限度とする。

- 4 教育委員会は、前項の奨学金償還猶予期間延長願が提出されたときは、その内容を審査し、償還猶予期間の延長を決定したときは、奨学金償還猶予期間延長決定通知書（様式第15号）により、本人又は保証人等に通知するものとする。

- 5 条例第18条第3号の規定に基づき償還の猶予を受けようとする者は、条例第10条第2項

の規定による資格の取り消しを受けることなく大学等を卒業した者とする。

- 6 条例第13条又は条例第18条の規定に基づき償還の猶予を受けた者は、その猶予期間中毎年度、教育委員会が別に定める日までに、奨学生現況報告書（様式第16号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 7 条例第13条又は条例第18条の規定に基づき償還の猶予を受けた者は、猶予期間中に猶予要件を欠くこととなったときは、奨学金償還猶予要件喪失届（様式第17号）により速やかにその旨を教育委員会に届出なければならない。
- 8 教育委員会は、前項の届出を受けたときは、奨学金償還猶予取消決定通知書（様式第18号）により、本人又は保証人等に通知するものとする。この場合において、償還の猶予を受けた者は、当該要件を欠くこととなった日の属する月の翌月から貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に月賦又は半年賦の方法で全額を償還しなければならない。
- 9 教育委員会は、条例第13条又は条例第18条の規定に基づき奨学金償還猶予願の提出があったときは、審議委員会に諮ることができる。

（償還の免除）

第16条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金の償還未済額について免除を願い出るときは、条例第14条又は条例第19条の規定に基づき、奨学金償還免除願（様式第19号）を教育委員会に提出し承認を得なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定により奨学金償還免除願の提出があったときは、これを審査し、その結果を奨学金償還免除決定通知書（様式第20号）により本人又は保証人等に通知するものとする。
- 3 条例第19条第2号の規定に基づき、奨学金償還免除願を提出するときは、市税の滞納がないことを証明する納税証明書及び条例第18条第3号の期間における就業状況が確認できる書類を提出しなければならない。
- 4 条例第19条第2号で引用する条例第18条第3項の住所については、本市に住所を有し、実際に居住している者とする。
- 5 条例第19条第2号で引用する条例第18条第3項の就業については、以下の各号のとおりとする。ただし、アルバイト等の非正規雇用を除くものとする。
 - (1) 市内又は市外に主たる事業所を有する法人又は団体において就業する者（短時間労働者（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第3項に規定する短時間労働者をいう。））その他教育委員会が定める者を除く。
 - (2) 市内又は市外において個人で農業、林業その他の事業を営む者又はその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がこれらに相当すると認める者
- 6 教育委員会は、第2項の審査の際、必要と認めるときは審議委員会に諮るものとする。

（異動届出）

第17条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、保証人等と連署して速やかに当該各号に定める書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 休学したとき 休学届及び奨学金貸付休止願（様式第21号）
- (2) 復学したとき 復学届及び奨学金貸付復活願（様式第22号）
- (3) 転学したとき 転学届及び奨学金継続願（様式第23号）
- (4) 退学したとき 退学届（様式第24号）
- (5) 奨学生を辞退するとき 奨学金貸付辞退届（様式第25号）

(6) 本人又は保証人等の住所、姓名に変更があったとき 住所（姓名）変更届（様式第26号）

(7) 本人が死亡又は失踪したとき 奨学生死亡（失踪）届（様式第27号）

(8) 保証人等が死亡又は保証人等としての資格を欠いたとき 保証人等変更届（様式第28号）

2 本人が死亡、失踪又は疾病等の理由により届け出ることができないときは、相続人又は保証人等が届け出なければならない。

3 教育委員会は、第1項第1号から第3号までの申出について、決定をしたときは、奨学金貸付（休止・復活・継続）決定通知書（様式第29号）によりその旨を通知し、当該決定の日の属する月の翌月からその措置を行うものとする。

（貸付対象者の要件を証明する書類の提出）

第18条 奨学生は、教育委員会が必要と認めるときは、条例第5条又は第15条各号に掲げる貸付対象者の要件に該当することを証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。

（準用）

第19条 第2条から第5条まで及び第8条から前条までの規定は、ふるさとにもどってこね奨学金の貸付について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条見出し、第4条、第11条（見出しを含む。）、第14条、第15条、第16条	奨学金	ふるさとにもどってこね奨学金
第5条見出し、第8条（見出しを含む。）、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条	奨学生	ふるさとにもどってこね奨学生
第15条、第16条	審議委員会	ふるさとにもどってこね審議委員会

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（島原市奨学金貸付基金条例施行規則の廃止）

2 島原市奨学金貸付基金条例施行規則は、廃止する。

（島原市奨学金貸付基金条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

3 この規則の規定は、この規則の施行日以後に奨学生となる者から適用し、同日前に奨学生となっている者については、なお従前の例による。

平成29年1月31日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市奨学金貸付条例の施行に伴い必要な事項を定めるため、この規則を制定しようとするものである。

様式第1号(第5条関係)

※箇所は○を付けて下さい。

奨学生願書				【奨学金の種類】 貸付型奨学金		受付整理番号	奨学生番号	
ふりがな				※ 男・女	在学学校名			
志願者 氏名								
本人住所 〒				学 年	第 学年			
電 話 - - (携帯電話 - -)				学部学科	学部 学科			
平成 年 月 日 生				修業年限	正規の最短修業年限 年			
家族住所 〒				修業期間	年 月 日 入学			
電 話 - - (携帯電話 - -)					年 月 日 卒業 (見込)			
同一生計の家族	修学者を除く家族	続 柄	氏 名	※同居・別居の別	年齢	※ 所得の種類	職業・勤務先	所 得 金 額 (税込)
		(家計支持者は、□ 内に○)						
		父	□	同・別		給与・給与外・無収入		
		母	□	同・別		給与・給与外・無収入		
			□	同・別		給与・給与外・無収入		
			□	同・別		給与・給与外・無収入		
	修学者	続 柄	氏 名	年齢	※通学別	※ 学 校 種 別		学 年
		本人			自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年
					自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年
					自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年
					自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年
奨学金を希望する理由	奨学金を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを詳しく記入して下さい。					他奨学金申込み等の状況	現在、 〔 〕 の奨学生である。	
							日本学生支援機構 又は 〔 〕 へ 出願中・出願予定 である。	

島原市奨学金の貸付けを受けたいので、上記のとおり願ひ出ます。

年 月 日

島原市教育委員会 様

本 人 氏 名
(自署)

印

第一連帯保証人 氏名
(自署)

印

様式第1号の2(第5条関係)

※箇所は○を付けて下さい。

奨学生願書				【奨学金の種類】 ふるさとにもどってこね奨学金		受付整理番号	奨学生番号		
ふりがな				※ 男・女	在学学校名				
志願者氏名									
本人住所 〒				学 年	第 学年				
電 話 - - (携帯電話 - -)				学部学科	学 部		学 科		
平成 年 月 日 生				修業年限	正規の最短修業年限 年				
家族住所 〒				修業期間	年 月 日 入学				
電 話 - - (携帯電話 - -)					年 月 日 卒業(見込)				
同 一 生 計 の 家 族	修学者を除く家族	続 柄	氏 名	※同居・別居の別	年 齢	※ 所得の種類	職業・勤務先	所 得 金 額 (税込)	
		(家計支持者は、□ 内に○)							
		父	□	同・別		給与・給与外・無収入			
		母	□	同・別		給与・給与外・無収入			
			□	同・別		給与・給与外・無収入			
			□	同・別		給与・給与外・無収入			
	修学者	続 柄	氏 名	年 齢	※通学別	※ 学 校 種 別		学 年	
		本人			自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年	
					自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年	
					自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年	
					自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年	
					自宅・自宅外	※国公・私	※小・中・高・高専・専修(高等)・専修(専門)・短大・大学・大学院	学年	
奨学金を希望する理由	奨学金を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを詳しく記入して下さい。					他奨学金申込み等の状況	現在、 〔 〕 の奨学生である。		
							〔 〕 ～ 出願中・出願予定 である。		
その他	大学等を卒業後、島原市に帰郷し活躍したいという志を記述した作文を添付すること。 ※ 400字詰め原稿用紙2枚～3枚程度(1200字以内)					※ 大学入試センター試験受験の有無 (いずれかを○で囲む) 有 ・ 無			
						有の場合は、大学入試センター試験の結果通知書を添付するとともに、下記科目のうち同試験で受験した科目を○で囲む。 (国語 ・ 数学 ・ 外国語)			

島原市奨学金の貸付けを受けたいので、上記のとおり願ひ出ます。

年 月 日

島原市教育委員会 様

本 人 氏 名
(自署)

印

第一連帯保証人 氏名
(自署)

印

奨学生推薦調書				受付整理番号	奨学生番号
学 校 名	☐ 国公立		大学	学部	学科
	☐ 私立		高等学校		学科
ふりがな			性別	男・女	生年月日 年 月 日 生
氏 名			出身学校	学校卒業・卒業見込	
学力評価	学力評価は評定平均値を記入（5段階評価の平均値）				
	【算定方法】 5段階評価の平均値＝全教科評定合計÷全教科数				
	【添付書類】 5段階による評価又は学内試験点数がわかる学業成績証明書も併せて提出して下さい				
	大学等 出願		高校等 出願		
	在学（高校等）での評定		在学（高校等）での評定		中学校での評定
	〔 〕		〔 〕		〔 〕
人物評価	人物評価は5段階評価で記入（下記評価値による）				
	高校時・中学時	〔 〕	特に優れる	5	※学力評価・人物評価の記入にあたっては、別紙記入上の注意をご覧ください。
		優れる	4		
		普通	3		
		やや劣る	2		
		劣る	1		
学習・人物 の評価所見	特別活動等での活躍、特技、その他特記する事項がある場合は、それも記入する。				
記入責任者	職 名		氏 名	（印）	連絡先 電話番号

上記の者は、島原市〔貸付型
ふるさとにもどってこんね〕奨学金の奨学生として適当と認め推薦いたします。

年 月 日

島原市教育委員会 様

学 校 名

学校長名（学長）氏名

公印

（注）この書類は、封書にしてから本人に渡して下さい。

様式第3号(第5条関係)

納 税 証 明 書

年 月 日

申請者 世帯主住所

世帯主氏名

印

奨学生出願者氏名

島原市奨学生に出願のため、下記記載者全員について市税(国民健康保険税を含む)を滞納していないことを証明願います。

納税義務者	氏 名	住 所	統 柄	生 年 月 日

上記記載の者は、市税(国民健康保険税を含む)を滞納していないことを証明します。

年 月 日

長

印

島原市教育委員会指令第 号

年 月 日

奨学生採用決定通知書

奨学生番号 第 号

住 所

氏 名

様

学 校 名

審査の結果、 年度の島原市（貸付型・ふるさとにもどってこんね）
奨学金の奨学生として『採用』することに決定しましたので、島原市奨学金貸
付条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

1 貸付期間 年 月から
年 月まで
ヶ月間

2 貸付月額 円

上記のとおり通知します。

年 月 日

島原市教育委員会

備考 この通知書は、事後の届出等及び連絡の際必要ですので、大切に保存しておくこと。

奨学生不採用決定通知書

住 所

氏 名 様

学 校 名

審査の結果、 年度の島原市（貸付型・ふるさとにもどってこんね）
奨学金の奨学生として『不採用』とすることに決定しましたので、島原市奨学
金貸付条例施行規則第8条の規定により通知します。

年 月 日

島原市教育委員会

誓 約 書

私は（貸付型・ふるさとにもどってこね）奨学金の貸付を受けるにあたり、島原市奨学金貸付条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、（奨学生・ふるさと奨学生）としての責務を果たすことはもとより、貸付を受けた（貸付型・ふるさとにもどってこね）奨学金の償還について誠実にその義務を履行することを第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署して誓約いたします。

なお、破産手続き開始の決定は受けておりません。

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

印

学校名

第一連帯保証人 住 所

氏 名

印

第二連帯保証人 住 所

氏 名

印

島原市教育委員会 様

（記入上の注意）

- 1 第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、**実印**を押印し、**印鑑登録証明書**を添付すること。
- 2 本人、第一連帯保証人及び第二連帯保証人の氏名は、必ず**自署**すること。
- 3 第一連帯保証人は、本人の父母、兄弟又はこれに代わる者（本人の法定代理人）とする。

様式第6号(第9条関係)

※該当する全ての欄に記入してください

奨 学 金 貸 与 明 細 書									
ふりがな				男・女	奨 学 金 の 種 類				
本人氏名					貸 与 月 額		円		
生年月日		年 月 日 生			貸与終了年月日		年 月 まで		
					貸 与 総 額		円		
本人	ふりがな							電 話 (携帯電話含む)	
	現住所	〒						— —	
								— —	
	ふりがな							代表電話	
	在 学 校	(学校名)						— —	
		(学部名・専攻)						— —	
第一連帯保証人	ふりがな			生年月日	年 月 日生		本人との続柄		
	氏 名								
	ふりがな							電 話 (携帯電話含む)	
	現住所	〒						— —	
								— —	
	職 業					年収(前年)		万円	
勤務先	(名称)						代表電話		
	(所在地) 〒						— —		
第二連帯保証人	ふりがな			生年月日	年 月 日生		本人との続柄		
	氏 名								
	ふりがな							電 話 (携帯電話含む)	
	現住所	〒						— —	
								— —	
	職 業					年収(前年)		万円	
勤務先	(名称)						代表電話		
	(所在地) 〒						— —		

1

1

1

1

1

1

1

印

奨学金貸付対象期間延長決定通知書

(住 所)
(本人氏名) 様
奨学生番号 第 号

第一連帯保証人
(氏 名) 様

第二連帯保証人
(氏 名) 様

島原市教育委員会 印

年 月 日付で提出がありました島原市（貸付型・ふるさとにもどってこんね）
奨学金の貸付対象期間延長願について、下記のとおり決定しましたので島原市奨学金貸付
条例施行規則第10条第4項の規定に基づき通知します。

記

- | | | |
|----------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1 決定内容 | ☐ 承認 | ☐ 不承認 |
| 2 延長決定期間 | 年 月から | |
| | 年 月まで | |
| 3 決定した事由 | | |
| 4 従前の貸付対象期間の終期 | 年 月まで | |

奨学生資格取消決定通知書

（住 所）

（本人氏名） 様

奨学生番号 第 号

第一連帯保証人

（氏 名） 様

第二連帯保証人

（氏 名） 様

島原市教育委員会 印

島原市奨学金貸付条例第10条第2項の規定により島原市（奨学生・ふるさと奨学生）としての資格を下記のとおり取り消しましたので、同条例施行規則第12条の規定に基づき通知します。

記

1 資格取消日 年 月 日

2 取消理由

印紙を貼
り割印し
て下さい

奨学金借用証書

金 額	百	十	万	千	百	十	円

私は、島原市（奨学生・ふるさと奨学生）として上記（貸付型・ふるさとにもどってこんね）奨学金の貸付を受けましたが、島原市奨学金貸付条例及び同条例施行規則の規定に従い、第一連帯保証人及び第二連帯保証人と連署して、奨学金償還明細書（様式第 11 号）のとおり滞りなく償還することを誓約し、本証書を提出します。

年 月 日

本 人 住 所
氏 名 印

第一連帯保証人 住 所
氏 名 印

第二連帯保証人 住 所
氏 名 印

島原市教育委員会 様

（記入上の注意）

- 1 連帯保証人両人は、実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。
- 2 本人、連帯保証人両人の氏名は、必ず自署すること。

様式第11号（第14条関係）

奨 学 金 償 還 明 細 書														
ふりがな							男・女	奨学金の種類						
本人氏名								学 校 名						
生年月日		年 月 日 生						貸付終了年月日		年 月 終了				
								終了の理由		満期・停止・退学・転学・辞退・死亡				
償還総額		百 十 万 千 百 十 円					貸付総額		円					
							貸付月額		円					
償還期間		自 年 月 至 年 月					回	貸付期間		自 年 月 日 至 年 月 日				
償還方法		月 賦 半年賦					償還期日	月 賦		毎月 日				
								半年賦		毎年 月、 月				
本人	ふりがな						電 話（携帯電話含む）							
	現 住 所	〒					— —		— —					
	ふりがな						電 話							
	納付書の送付先	〒					— —		— —					
	ふりがな						代表電話							
	就職先又は進学先等	(会社又は学校名等) 〒					— —		— —					
第一連帯保証人	ふりがな						生年月日	年 月 日生		本人との続柄				
	氏 名													
	ふりがな						電 話（携帯電話含む）							
	現 住 所	〒					— —		— —					
	職 業						年収(前年)		万円					
	勤務先	(名称)					代表電話							
		(所在地) 〒					— —							
第二連帯保証人	ふりがな						生年月日	年 月 日生		本人との続柄				
	氏 名													
	ふりがな						電 話（携帯電話含む）							
	現 住 所	〒					— —		— —					
	職 業						年収(前年)		万円					
	勤務先	(名称)					代表電話							
		(所在地) 〒					— —							

奨学金償還猶予願

下記のとおり、（貸付型・ふるさとにもどってこね）奨学金の償還を猶予くださるようお願いいたします。

- 1 猶予願金額 円
- 2 猶予願期間 年 月 日 から
年 月 日 まで
- 3 猶予願事由
(詳細に)

年 月 日

本 人 住 所
氏 名 印
学校名

第一連帯保証人 住 所
氏 名 印

第二連帯保証人 住 所
氏 名 印

島原市教育委員会 様

備考 猶予願の事由により在学証明書、罹災証明書、医師の診断書、大学等の卒業証書
写し、住民票及び就業状況が確認できる書類などを添付すること。

島原市教育委員会指令第 号
年 月 日

奨学金償還猶予決定通知書

(住 所)
(本人氏名) 様
奨学生番号 第 号

第一連帯保証人
(氏 名) 様

第二連帯保証人
(氏 名) 様

島原市教育委員会 印

年 月 日付で提出がありました島原市（貸付型・ふるさとにもどって
こんね）奨学金の償還猶予願について、下記のとおり決定しましたので島原市奨学金貸
付条例施行規則第 15 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容 ☐ 承認 ☐ 不承認

2 猶予額 円

3 猶予期間 年 月 から
年 月まで

4 猶予決定の理由
☐ 島原市奨学金貸付条例第 13 条 第 号に該当するため
☐ 島原市奨学金貸付条例第 18 条 第 号に該当するため

5 猶予後の償還期間 年 月 から
年 月まで

奨学金償還猶予期間延長願

年 月 日付島原市教育委員会指令第 号で決定を受けた島原市（貸付型・ふるさとにもどってこんね）奨学金の償還猶予について、下記の事由により猶予期間の延長をお願いします。

1 現在の償還猶予期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 希望する償還猶予延長期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 猶予期間延長の事由（詳細に）

4 添付書類（教育委員会が必要と認める書類）

年 月 日

本 人 住所

氏名

印

第一連帯保証人 住所

氏名

印

第二連帯保証人 住所

氏名

印

島原市教育委員会 様

備考 4の添付書類は、罹災証明書、医師の診断書、在学証明書など事由により異なりますので、提出の際、教育委員課へ確認してください。

奨学金償還猶予期間延長決定通知書

（住 所）

（本人氏名）

様

奨学生番号 第 号

第一連帯保証人

（氏 名）

様

第二連帯保証人

（氏 名）

様

島原市教育委員会 印

年 月 日付で提出がありました島原市（貸付型・ふるさとにもどってこんね）

奨学金の償還猶予期間延長願について、下記のとおり決定しましたので島原市奨学金貸付
条例施行規則第 15 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容

☐承認

☐不承認

2 決定後の償還猶予期間

年 月から

年 月まで

3 決定した事由

4 決定前の償還猶予期間

年 月から

年 月まで

奨学生現況報告書

私は、 年 月 日付島原市教育委員会指令第 号において島原市
（貸付型・ふるさとにもどってこんね）奨学金の償還を猶予されておりますが、島原市
奨学金貸付条例施行規則第 15 条第 6 項の規定により下記のとおり現況を報告します。

☐ 島原市奨学金貸付条例第 13 条第 2 号又は同条例第 18 条第 2 号による猶予者

①在学している大学等の名称

②在籍する学部・学科

③添付書類

・在学証明書

☐ 島原市奨学金貸付条例第 18 条第 3 号による猶予者

①勤務又は経営する会社等の所在地及び法人名称

（所在地）

（法人名）

（電話番号）

②添付書類

・住民票

・就業状況が確認できる書類（在職証明書など）

・納税証明書（市税に滞納がないことを証明するもの）

・その他島原市教育委員会が必要と認める書類

年 月 日

奨学生本人 住 所

氏 名

印

島原市教育委員会 様

奨学金償還猶予要件喪失届

年 月 日付島原市教育委員会指令第 号で決定を受けた島原市（貸付型・ふるさとにもどってこんね）奨学金の償還猶予について、下記の事由により猶予要件を喪失しましたので、島原市奨学金貸付条例施行規則第 15 条第 7 項の規定によりその旨届け出ます。

1 猶予要件を喪失した日 年 月 日

2 猶予要件喪失の理由

3 猶予金額 円

4 猶予期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

年 月 日

本 人 住 所
氏 名
学校名

印

第一連帯保証人 住 所
氏 名

印

第二連帯保証人 住 所
氏 名

印

島原市教育委員会 様

島原市教育委員会指令第 号

年 月 日

奨学金償還猶予取消決定通知書

(住 所)

(本人氏名)

様

奨学生番号 第 号

第一連帯保証人

(氏 名)

様

第二連帯保証人

(氏 名)

様

島原市教育委員会 印

年 月 日付島原市教育委員会指令第 号で決定を受けた島原市（貸付型・ふるさとにもどってこんね）奨学金の償還猶予について、下記事由により猶予を取り消しましたので、島原市奨学金貸付条例施行規則第 15 条第 8 項の規定に基づき通知します。

記

1 猶予取消の理由等

☐ 島原市奨学金貸付条例第 13 条 第 項の要件を喪失したため

☐ 島原市奨学金貸付条例第 18 条 第 項の要件を喪失したため

2 償還すべき奨学金総額 円

3 償還期間 年 月 日から

年 月 日まで

4 償還方法 ☐ 月払い ☐ 半年払い

5 その他

- ・ 償還についての詳細は、別紙奨学金償還明細書（変更後）のとおり。
- ・ 誓約書提出後、保証人に変更がある場合は必ず申し出ること。

獎學金償還免除願

下記のとおり（貸付型・ふるさとにもどってこね）奨学金の全部（一部）の償還を免除くださいますよう、島原市奨学金貸付条例施行規則第 16 条第 1 項の規定により願い出ます。

- | 1 奨学金貸付総額 | 出 | |
|-----------|---|--------------|
| | 年 | 月分から
月分まで |
| | | |

- | 2 上記のうち償還済額 | | 円 |
|-------------|--|------|
| 年 | | 月分から |
| 年 | | 月分まで |

- 3 償還免除を希望する金額 円

- #### 4 償還免除を受けようとする事由（詳細に）

- 5 添付書類
- ・住民票
 - ・納税証明書（市税の滞納がないことを証明するもの）
 - ・就業状況が確認できる書類（在職証明など）

年 月 日

本 人 住 所 名 校
住 氏 学 校

印

第一連帯保証人 住 所
氏 名

印

第二連帯保証人 住 所
氏 名

III

島原市教育委員会 様

備 考 ・第一連帯保証人及び第二連帯保証人は、実印を押印すること。
・著しい心身の障害の場合は、医師の診断書を添付すること。

島原市教育委員会指令第 号

年 月 日

奨学金償還免除決定通知書

（住 所）

（本人氏名） 様

奨学生番号 第 号

第一連帯保証人

（氏 名） 様

第二連帯保証人

（氏 名） 様

島原市教育委員会 印

年 月 日付で申請がありました（貸付型・ふるさとにもどってこね）
奨学金の全部（一部）の償還について、下記とおり決定しましたので島原市奨学金貸付
条例施行規則第 16 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- | | | |
|------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1 決定内容 | ☐ 承認 | ☐ 不承認 |
| 2 貸付総額 | 円 | |
| 3 未償還額 | 円 | |
| 4 免除希望額 | 円 | |
| 5 免除決定額 | 円 | |
| 6 免除を決定の理由 | | |

☐島原市奨学金貸付条例第 14 条に該当するため

☐島原市奨学金貸付条例第 19 条第 項に該当するため

休学届及び奨学金貸付休止願

学校等名

学 年

本人氏名

下記のとおり、休学（長期欠席）しましたので島原市奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 1 号の規定によりお届けします。

なお、（貸付型・ふるさとにもどってこね）奨学金の貸付を 年 月分まで受けておりますが、貸付期間は 年 月分までありますので、下記休学期間中の貸付の休止をお願いします。

1 休学期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 休学（長期欠席）の事由 （詳細に）

年 月 日

本 人 住所

氏名

印

第一連帯保証人 住所

氏名

印

第二連帯保証人 住所

氏名

印

島原市教育委員会 様

備考 休学（長期欠席）が認められたことを証する学校長等の証明書を添付すること。

復学届及び奨学金貸付復活願

学校等名

学 年

本人氏名

下記のとおり、復学しましたので島原市奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 2 号の規定によりお届けします。

なお、(貸付型・ふるさとにもどってこね) 奨学金の貸付を 年 月分まで受けておりましたが、貸付期間は 年 月分までありますので、貸付けの復活をお願いします。

1 復学期日 年 月 日

2 休学(長期欠席)期間 年 月 日から
年 月 日まで

3 休学(長期欠席)の事由

4 卒業予定 年 月 日

年 月 日

本 人 住所

氏名

印

第一連帯保証人 住所

氏名

印

第二連帯保証人 住所

氏名

印

島原市教育委員会 様

備考 復学したことを証する学校長等の証明書を添付すること。

転学届及び奨学金継続願

下記のとおり、転学しましたので島原市奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 3 号の規定によりお届けします。

なお、（貸付型・ふるさとにもどってこんね）奨学金の貸付を 年 月分まで受けておりますが、奨学金貸付の期間は 年 月分までありますので、貸付けを継続してくださいようお願いします。

- | | | |
|-----------|------------|------|
| 1 転学をした日 | 年 月 日 | |
| 2 転 出 | 学校 全・定 課程第 | 学年から |
| 3 転 入 | 学校 全・定 課程第 | 学年へ |
| 4 事由（詳細に） | | |
| 5 卒業予定日 | 年 月 日 | |

年 月 日

本 人 住所

氏名

印

第一連帯保証人 住所

氏名

印

第二連帯保証人 住所

氏名

印

島原市教育委員会 様

備考 転学の事実を証する学校長等の証明書を添付すること。

退学届

学校等名

学年

本人氏名

下記のとおり、退学しましたので島原市奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 4 号の規定によりお届けします。

1 退学した日 年 月 日

2 退学の事由（詳細に）

3 貸与を受けた奨学金額 円

4 貸与を受けた期間 年 月分から
年 月分まで

年 月 日

本 人 住 所
氏 名 印

第一連帯保証人 住 所
氏 名 印

第二連帯保証人 住 所
氏 名 印

島原市教育委員会 様

備 考

- ・奨学金借用証書及び奨学金償還明細書を添付すること。
- ・退学が許可されたことを証する学校長等の証明書を添付すること。

奨学金貸付辞退届

学校等名

学年

本人氏名

下記のとおり(貸付型・ふるさとにもどってこね)奨学金の貸付を辞退しますので、
島原市奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 5 号の規定によりお届けします。

1 辞退期日 年 月分から

2 辞退の事由(詳細に)

3 奨学金受領額 円

4 奨学金受領期間 年 月分から
年 月分まで

年 月 日

本人住所
氏名

印

第一連帯保証人住所
氏名

印

第二連帯保証人住所
氏名

印

島原市教育委員会 様

住所（姓名）変更届

下記のとおり、住所（姓名）に変更がありましたので、島原市奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 6 号の規定によりお届けします。

1 変更前（本人又は保証人）

住所

又は

氏 名

2 変更後（本人又は保証人）

住所

又は

氏 名

年 月 日

本 人 住 所
氏 名

印

第一連帯保証人 住 所
氏 名

印

第二連帯保証人 住 所
氏 名

印

島原市教育委員会 様

備考 本人又は連帯保証人の住所、姓名は、変更後を記入すること。

獎学生死亡（失踪）届

学校等名

学年

本人氏名

上記（奨学生・ふるさと奨学生）が死亡し（失踪宣告を受け）ましたので、島原市奨学金貸付条例施行規則第17条第7号の規定により戸籍抄本を添付しお届けします。

1 死亡（失踪宣告）日 年 月 日

2 死因（失踪理由）

3 (貸付型・ふるさとにもどってこんね)

奨学金の貸与を受けた金額 円

4 貸与期間 年 月分から 年 月分まで

年 月 日

第一連帶保証人 住 所

又は相続人 氏 名

印

島原市教育委員会 様

備考 在学中の場合は、同時に借用証書を提出すること。

保 証 人 等 変 更 届

下記のとおり、変更しましたので島原市奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 8 号の規定によりお届けします。

- 1 変更前 第一連帯保証人（第二連帯保証人）
住 所
氏 名
- 2 変更後 第一連帯保証人（第二連帯保証人）
住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日
本人との続柄
職 業
年収（税込） 円

- 3 変更する事由（詳細に）

年 月 日

本	人	住 所	
		氏 名	印
第一連帯保証人		住 所	
		氏 名	印
第二連帯保証人		住 所	
		氏 名	印

島原市教育委員会 様

備 考 第一連帯保証人、第二連帯保証人の氏名及び住所は、変更後を記入すること。
新しく連帯保証人になる者の実印を押印し、印鑑証明書を添付すること。

奨学金貸付（休止・復活・継続）決定通知書

（住 所）

（本人氏名） 様

奨学生番号 第 号

第一連帯保証人

（氏 名） 様

第二連帯保証人

（氏 名） 様

島原市教育委員会 印

年 月 日付で届けがありました島原市（貸付型・ふるさともどつてこね）奨学金の貸付（休止・復活・継続）につきましては、下記とおri決定しましたので島原市奨学金貸付条例施行規則第 17 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 1 決定内容 | ☐ 承認 | ☐ 不承認 |
| 2 貸付休止期間
（休止決定の事由） | 年 月 から | 年 月 まで |
| 3 貸付復活時期及び貸付終期
（復活決定の事由） | 年 月 から | 年 月 まで |
| 4 貸付継続認定期間
（継続認定の事由） | 年 月 から | 年 月 まで |

第 3 号議案

第 2 期島原市教育振興基本計画について

島原市教育振興基本計画を別冊のように策定する。

平成 2 9 年 1 月 3 1 日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

教育基本法第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、島原市教育振興基本計画を策定するため、提出するものである。

別紙 （参考資料）

教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4号議案

島原市スポーツ推進計画について

島原市スポーツ推進計画を別冊のように策定する。

平成29年1月31日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

スポーツ基本法第10条の規定に基づき、島原市スポーツ推進計画を策定するため、提出するものである。

別紙 （参考資料）

スポーツ基本法 抜粋

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第 5 号 議 案

平成 2 8 年 度 有 馬 ス ポ ー ツ 賞 の 交 付 に つ い て

平成 2 8 年 度（第 3 6 回）有馬スポーツ賞を別紙の者に交付することについて、承認を求める。

平成 2 9 年 1 月 3 1 日 提 出

島原市教育委員会
教育長 宮 原 照 彦

提 案 理 由

島原市スポーツ振興基金条例施行規則第 3 条第 1 号の規定により、平成 2 8 年度第 3 6 回有馬スポーツ賞を交付しようとするものである。

平成28年度 第36回 有馬スポーツ賞受賞者一覧（案）

個人の部

NO	氏名	種目	所属	成績(受賞理由)
1	野田 空生	陸上競技	第一小学校 6年	平成28年度島原市小学校体育大会 6年男子走り幅跳び 第1位(大会新)
2	林田 彩希	陸上競技	三会小学校 5年	平成28年度島原市小学校体育大会 5年女子800m 第1位(大会新)
3	内田 梨花	陸上競技	三会小学校 5年	平成28年度島原市小学校体育大会 5年女子60mハードル 第1位(大会新)
4	加藤 奈々	陸上競技	三会小学校 6年	平成28年度島原市小学校体育大会 6年女子100m 第1位(大会新)
5	前田 旺駕	剣道競技	湯江小学校 6年	第41回全国道場少年剣道選手権大会 小学生個人男子の部 出場
6	下田 慎太郎	剣道競技	第一中学校 1年	第41回全国道場少年剣道選手権大会 中学生個人男子の部 出場
7	中川 咲希	水泳競技	第二中学校 2年	平成28年度島原市中学校体育大会 水泳競技 女子100mバタフライ 第1位(大会新)
8	小鉢 ひなた	陸上競技	第三中学校 1年	平成28年度九州中学校体育大会 第38回九州中学校 陸上競技大会 1年女子100m 第1位
9	平坂 咲希	サッカー	第三中学校 3年	第7回九州女子(U-15)フットサル大会 優勝
10	松本 莉緒	サッカー	有明中学校 2年	第7回九州女子(U-15)フットサル大会 優勝
11	池田 成諒	陸上競技	有明中学校 3年	第47回ジュニアオリンピック陸上競技大会 Aクラス男子100m出場
12	松本 万由	陸上競技	有明中学校 3年	平成28年度全国中学校体育大会 第43回全日本中学校陸上競技選手権大会 女子800m出場
13	坂本 智治	陸上競技	有明中学校 3年	平成28年度島原市中学校体育大会陸上競技大会 共通男子砲丸投 第1位(大会新)
14	森 万穂	剣道競技	有明中学校 3年	第11回全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会 中学生団体 第3位(長崎県選抜)

団体の部

NO	団体名	種目	代表者	成績(受賞理由)
1	森岳少年ソフトボールクラブ	ソフトボール	宮崎 太希	第30回全日本小学生男子ソフトボール大会 出場 (宮崎太希、松崎大河、辻村勇磨、野田空生、本多冬芽、小関勝斗、橋村宗磨、林田昇剛、松尾そら、大橋律輝、高木裕矢、戸泉拓未、宮崎斗希、早田友洋、児玉凜空、原川大征、辻村明成、野田夕生、辻野大希、新田琉夏、水本歩、原川紘英)
2	島原市立三会小学校(5年女子4×100mR)	陸上競技	山本 梓未	平成28年度島原市小学校体育大会 5年女子4×100mR 第1位(大会新) (林田彩希、内田梨花、山本梓未、篠塚百)
3	島原市立第一中学校サッカー部	サッカー	中島 勇気	平成28年度全国中学校体育大会 第47回全国中学校サッカー大会 出場 (加藤一葉、小西輝弥、湯川侑、柴田陸玖、牟田陽晟、市川凜太郎、福田幸人、井元海斗、松村優生、井口凌郁、中島勇気、杉本匠、山口竜漱、松本海人、山本海翔、本多涼真、松本歩夢、島田隼人)
4	島原市立第三中学校陸上競技部(女子4×100mR)	陸上競技	福島 ひなの	平成28年度長崎県中学校総合体育大会陸上競技 低学年女子4×100mR 第1位 平成28年度長崎県中学校総合体育大会陸上競技 2年生女子4×100mR 第1位 平成28年度長崎県中学校陸上競技新人大会 共通女子4×100mR 第1位 (楠田莉子、小鉢ひなた、吉本あこ、福島ひなの、森愛夏、酒井菜摘)
5	島原市立有明中学校軟式野球部	軟式野球	坂本 芽玖理	平成28年度全国中学校体育大会 第38回全国中学校軟式野球大会 出場 (荒木柊耶、平島聖也、北浦成、林田匠、村子晟琉、加末幸也、片山響、宮本賢晟、濱浦夢音、坂本芽玖理、宮崎大翔、上戸駿汰、木村俊仁、坂本稔優、金子優生、坂本皓一、荒木亮耶、加末直也)

(参考) 島原市スポーツ振興基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市スポーツ振興基金条例(昭和56年島原市条例第9号)第5条の規定に基づき、スポーツ賞及び奨励金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、島原市小中学校児童・生徒とする。

(交付の種類)

第3条 交付の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 有馬スポーツ賞 当該年度においてスポーツの優秀な成績をおさめたもの
- (2) スポーツ奨励金 全国大会、九州大会に県代表として出場するもの

(表彰)

第4条 表彰は、島原市教育委員会が行う。

2 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(交付の基準)

第5条 交付の具体的基準その他必要な事項は、別に定める。

スポーツ賞及び奨励金交付要領

島原市スポーツ振興基金条例施行規則第5条の規定による具体的基準、その他必要事項を次のとおり定める。

1. 有馬スポーツ賞推薦基準

(1) 該当学年は、4年生以上の児童生徒とする

但し、団体競技においてはチーム編成上必要な場合はこの限りではない(エントリー数)

(2) 全国大会に出場したもの

但し、県予選を行わずに出場したものについては、別途協議により決定する

(3) 九州大会で3位以内に入賞したもの

但し、県予選を行わずに出場したものについては、別途協議により決定する

(4) 県内各種競技大会で優勝したもの(全県的で権威ある大会)

但し、市予選を行わずに出場したものについては、別途協議により決定する

(5) 市小体連・市中体連及び市内各種競技大会の陸上競技・水泳競技等において、大会新記録(1位のみ)を出したもの

但し、中学生については、県大会3位以上の記録に相当するもの

(6) 団体競技の部において、個人選抜で選ばれた場合は、九州代表以上とする(競技種目によっては同レベルのもの)

(7) スポーツマンシップに反しないもの

(8) 市・県等の予選が行われない大会については、次のとおりとする。

- ① 全国大会3位以内
- ② 九州大会1位のみ
- ③ 西日本地域に準ずる大会2位以内

《平成29年度～33年度》

第2期島原市教育振興基本計画（案）

～ ^{いのち} 生命・きずな・感謝の心 ～

島原市教育方針

島原市の教育は、先人が築いた郷土の伝統と文化を継承し、人間尊重の精神と自然に対する畏敬の念を重んじ、社会の変化に対応し世界の平和に貢献できる調和のとれた市民の育成をめざす。

そのためには、噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りをもち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図る。

学校、家庭、地域はそれぞれの役割を認識し、一体となって地域の教育力の向上に努め、生涯を通じて学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わるものは、その責任と使命を自覚し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身に付け、本市教育の充実と発展に努めなければならない。

平成29年3月

島原市教育委員会

第2章 島原市の教育施策

松平島原藩の初代藩主忠房は、ことのほか学問を奨励し「文武両道こそは藩の基盤である」と自ら講書を開きました。その好学の遺風は後世にも引き継がれ、寛政4年（1792年）に発生した未曾有の大災害である島原大變を体験した当時の人々は、早急な復興や将来の国づくりには人材育成こそが急務という思いから、翌年に藩校「稽古館」をいち早く開校し藩士の教育を行いました。島原地方はこうした教育の歴史を有しています。

教育は、郷土や国の将来を左右する最優先の政策課題の一つであります。そのためには、郷土の発展を担う誇りと責任を自覚し、国際社会でも活躍できる心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けた人材を育成していくことが大事です。

平成3年の噴火災害から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、学校・家庭・地域それぞれの教育力を結集して、心豊かで活力ある生涯学習社会の構築と広い視野に立った施策の推進に努めます。

1 生き抜く力を育む人づくり

○ 確かな学力の育成

- 一人ひとりに応じた教育を推進します。
- 学力調査の分析結果、学習規律の確立、アクティブ・ラーニングの視点等を生かした授業改善に努めます。
- 家庭学習や基本的生活習慣を見直し、「子どもの学びの習慣化」の確立に努めます。
- 外国語教育の充実に努めます。

○ 豊かな心の育成

- 道徳教育の要である「特別の教科道徳」の授業の充実に努めます。
- 生命の教育に努めます。
- 読書活動や文化・芸術教育の充実に努めます。
- 生徒指導の充実に努めます。

○ 健やかな体の育成

- 学校体育の充実に努めます。
- 健康教育の充実に努めます。
- 食に関する指導の充実に努めます。

○ 教職員の資質向上

- 教師の授業力の向上に努めます。
- 教職員研修の充実に努めます。
- 校種間連携の充実に努めます。

○ 地域との連携

- 地域の教育力を生かした学習を推進します。
- 信頼される学校づくりを推進します。

2 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり

- 「島原市ココロねっこ運動」の推進
 - 学校・家庭・地域が連携・協力して地域全体で子どもを育みます。
 - 子どもの生き抜く力の基礎となる家庭教育の充実を図り、子育てを支援します。
 - 子どもが安全で安心して活動ができる居場所づくりに努めます。
- 公民館活動の推進や社会教育関係団体の活動支援と地域の絆づくりの推進
 - 公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学べる環境づくりを推進します。
 - 社会教育関係団体の育成を図り、地域に根差した活動を支援します。
- 文化活動の推進と文化の向上
 - 文化団体の自主運営を支援します。
 - 優れた舞台芸術に接する機会を提供するため、自主文化事業の実施に努めます。
- 図書館活動の推進
 - 図書資料の充実、司書業務の充実、利便性の向上を図ります。
 - 子どもの読書活動を推進します。
- 歴史的遺産の保護をとおした郷土を愛する心の育成
 - 旧島原藩薬園跡、肥前島原松平文庫、島原城跡をはじめとする文化財の保護に努めます。
 - 民俗芸能団体が行う伝統文化の継承活動を支援します。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

- ライフステージに応じた生涯スポーツの充実
 - 子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、総合型スポーツクラブの充実に努めます。
 - スポーツ活動の提供・充実に努めます。
- 夢を育むジュニアスポーツの充実
 - ジュニアスポーツの活性化に努めます。
- スポーツを活用した地域活性化
 - 全国・国際大会やスポーツ合宿等を誘致し、交流人口を拡大することで地域の活性化に努めます。

4 安全で安心な教育環境づくり

- 快適で豊かな教育関係施設の充実
 - 学校施設、社会教育施設及びスポーツ施設の整備・充実に努めます。
- 教育環境の充実
 - 教育環境設備の充実に努めます。
 - 情報教育環境設備の充実に努めます。
- 夢の実現に向けた修学支援の充実
 - 奨学金制度の適正な運営、推進に努めます。
 - 準要保護児童生徒援助事業の適正な実施に努めます。

○ 施策体系

努力事項		主な施策	頁	具体的な取組
確かな学力 豊かな心 健やかな体 教職員 地域連携	1 確かな学力の育成	(1) 島原市学力調査の実施	7	学力調査の実施
		(2) 授業改善の推進	8	学習規律の定着、「アクティブ・ラーニング」の視点を意識した授業改善、学校訪問
		(3) きめ細かな指導の充実	9	少人数指導、学習支援員
		(4) 学びの習慣化	9	特設学力向上タイムの設定、家庭学習の定着、学習問題の充実
	2 国際化への対応	(1) A L T の活用	10	A L T 配置、A L T 担当者会
		(2) ながさキッズ イングリッシュ チャレンジ事業の活用	11	イングリッシュキャンプ事業、長崎県中学校スプリングコンテスト、長崎県中学生英語暗唱大会
		(3) 国際交流活動の充実	11	中学生海外訪問
	3 特別支援教育の推進	(1) 一人ひとりに応じた指導・支援の充実	13	幼・保・小の連携、5歳児健診と連携した就学相談、個別の教育支援計画
		(2) 指導体制の充実	13	校内体制、特別支援学級担任会、通級指導教室部会
		(3) 関係機関との連携	14	長崎県教育センターとの連携、特別支援学校との連携、医療・福祉との連携
	4 防災教育の推進	(1) 防災計画の充実	15	防災計画、避難訓練、通学路交通安全点検
		(2) 防災学習の充実	16	防災学習、関係機関と連携
		(3) 「いのりの日」の取組	16	「いのりの日」集会
		(4) ジオパークに関する取組	17	ジオパーク学習
	5 豊かな心の育成	(1) 道徳教育の充実	18	学校の教育活動全体をとおして行う道徳教育、道徳授業をとおして行う道徳教育、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開、情報モラル教育
		(2) 人権学習の充実	19	人権週間の取組
		(3) 平和学習の充実	19	社会科見学、8. 9 平和集会
		(4) 読書活動の推進	20	朝の読書タイム、学校司書を活用した図書館運営、学校司書等研修会、学校・家庭における読書活動の推進、公共図書館との連携
		(5) 文化・芸術教育の充実	20	小・中学校合同科学作品展、北村西望賞教育美術展、親子粘土教室、土曜授業の実施
		(6) 生徒指導の充実	21	いじめの防止、スクールカウンセラーの活用、スクールソーシャルワーカーの活用、心の教室相談員の活用、適応指導教室「ひまわり教室」
	6 健やかな体の育成	(1) 学校体育の充実	23	体育主任会・体育教科担当者会、小学校体育大会、体力向上指導者養成研修会
		(2) 部活動の充実	24	中学校総合体育大会、外部指導者の委嘱、部活動指導者研修会
		(3) 健康教育の充実	24	フッ化物洗口事業の推進、小児生活習慣病予防検診、養護教諭・保健主事部会研修、薬物乱用防止教室
	7 食に関する指導の充実	(1) 学校における教科等を活用した食育の推進	25	教科等での食育指導、栄養教諭・学校栄養職員との連携
		(2) 給食を活用した食育の推進	25	給食時間での食育指導、郷土料理の食体験、地産地消の推進、食物アレルギーへの対応
		(3) 家庭・地域と連携した食育の推進	26	朝食摂取等の基本的生活習慣の確立、共食の普及啓発、給食・食育だよりの発行、給食試食、学校給食検討委員会
	8 教職員の資質向上	(1) 教職員研修の充実	27	定例管理職研修会、教務主任研修会、学力結果分析研修会、生徒指導担当者研修会、英語研修、島原半島3市特別支援教育連絡協議会、学校事務共同実施連絡協議会、教育講演会
		(2) 校内研修体制の充実	29	研究校の指定
		(3) 校種間連携の充実	29	幼・保・小連携、小・中連携、中・高連携
	9 地域との連携	(1) 地域の教育力を生かした学習の推進	31	地域人材の活用、地域学習、キャリア教育、野外宿泊体験学習、兄弟校交流、校児童会交流事業
		(2) 信頼される学校づくりの推進	33	学校評価

努力事項		主な施策		頁	具体的な取組	
強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり	社会教育の推進	1 「島原市ココロねっこ運動」の推進	(1) 青少年の体験活動の充実	34	週末余暇活動, 通学合宿, 夏休み稽古館, 子ども会活動	
			(2) 子育て支援の充実	35	家庭教育学級, 健康教育講座, 思春期子育て講座, 「少年の日」・「家庭の日」の推進	
			(3) 学校と地域社会の連携	36	学校と社会教育関係団体との交流事業, 放課後子ども学習室, スクールキッズ, 学校支援会議, 青少年育成ココロねっこ指導員・ココロねっこ推進員	
		2 地域の特性を生かした公民館活動の推進	(1) 地域に根ざした公民館の運営	38	公民館まつり, 自治公民館活動	
			(2) 各種学級・講座の充実	38	女性学級, 高齢者学級, 家庭教育学級, 青年教室, 公民館自主講座, 島原市ひとづくり出前講座	
			(3) 自主活動の推進	40	公民館サークル活動の育成	
		3 社会教育の推進と社会教育関係団体の育成	(1) 青少年関係団体の活性化	40	青少年健全育成協議会活動, 子ども会育成連絡協議会活動	
			(2) 各種団体の支援	41	婦人会・青年団の支援, P T A 連合会の支援	
		4 文化活動の推進	(1) 文化団体の育成と文化事業の充実	42	文化団体の育成と連携, 島原市美術展覧会の開催, 島原市民音楽祭の開催	
			(2) 自主文化事業の充実	42	自主文化事業の開催, 公募型自主文化事業の実施	
			(3) 市民文化の充実	43	市民文化講座の開催	
		5 図書館の充実	(1) 図書館活動の推進	44	図書資料の充実, 読書環境づくり, 子どもの読書活動の推進	
	6 少年センターの充実	(1) 補導活動の充実	45	補導活動		
		(2) 相談活動の充実	46	青少年問題の個別相談		
		(3) 環境浄化活動の推進	46	白ポストによる有害図書の回収, 立入調査の実施		
		(4) 地域啓発活動の充実	46	「少年の日」・「家庭の日」の周知・啓発, あいさつ運動, 「少年センターだより」の発行		
		(5) 関係機関等との連携	46	各種団体や関係機関との連携		
文化財の保護	7 文化財の保護	(1) 旧島原藩薬園跡	48	国指定史跡としての保存と管理, 周知と活用		
		(2) 肥前島原松平文庫	49	所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用, 所蔵資料翻刻本の刊行		
		(3) 島原城跡	50	整備と活用		
		(4) 各種文化財	50	文化財の保護, 指定文化財の保存・公開・活用, 埋蔵文化財の発掘調査・保存・公開・活用, 歴史的建造物の保護		

スポーツ・地域を通じた人づくり	1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実	(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進	53	総合型スポーツクラブの普及・促進	
		(2) しまばら体操の普及	54	しまばら体操の普及	
		(3) ウォーキング環境の整備	54	ウォーキング環境の整備	
		(4) スポーツの多様な楽しみの推進	54	スポーツの多様な楽しみの推進	
	2 夢を育むジュニアスポーツの充実	(1) スポーツ少年団活動の推進	55	スポーツ少年団活動の支援, スポーツリーダーの育成	
		(2) 夢の教室の開催	55	情操教育の充実	
		(3) ジュニアスポーツの活性化	55	意識啓発, 競技力の向上	
	3 スポーツを活用した地域活性化	(1) 市民体育祭の開催	56	市民体育祭	
		(2) 平成新山島原学生駅伝の開催	57	学生駅伝をとおして交流	
		(3) 全国・九州大会等の開催	57	スポーツ交流推進, スポーツの普及・振興	

安全で安心な教育環境づくり	1 学校施設の整備・充実	(1) 学校施設の整備	58	学校施設の耐震対策, 学校施設の営繕・管理	
		(2) 教育設備等の充実	59	教材・教具・学校図書, 情報機器	
		(3) 給食施設等の充実	60	給食施設等の充実	
	2 社会教育施設の整備・充実	(1) 公民館の整備・充実	60	公民館の営繕・管理, 公民館設備等の充実	
		(2) 図書館の整備・充実	60	図書館の営繕・管理, 図書館設備等の充実	
		(3) 文化会館の整備・充実	61	文化会館の営繕・管理, 文化会館設備等の充実	
	3 スポーツ施設の整備・充実	(1) スポーツ施設等の整備・充実	61	スポーツ施設の営繕・管理	
	4 修学支援の充実	(1) 奨学金制度	63	島原市奨学金制度の運用, 各種奨学金制度の相談・案内, 新たな奨学金制度	
		(2) 就学援助制度	64	制度の適正実施	

○ 第2期島原市教育振興基本計画数値目標一覧

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（H29～H33）				頁
						現状の数値		目標とする数値等		
						年度		平成33年度		
1 生き抜く力を育む人づくり										
1 確かな学力の育成										
(1) 島原市学力調査の実施										
① 学力調査の実施										
	1	学力調査の対象学年と教科口	中学校	28	1年生：国・数	1年生：国・数・英 2年生：国・数・英	8			
(2) 授業改善の推進										
② 「アクティブ・ラーニング」の視点を意識した授業										
	2	指導主事等の招聘学校数	小学校	27	8校	9校	8			
			中学校	27	3校	5校				
(3) きめ細かな指導の充実										
② 学習支援員										
	3	学習支援員数	小学校	28	10人	13人	9			
			中学校	28	5人	8人				
(4) 学びの習慣化										
② 家庭学習										
	4	月～金曜までの1日当たりの勉強時間（1時間未満の割合）	小学校	27	小6 27.9%	20%未満	10			
			中学校	27	中3 34.1%	25%未満				
2 国際化への対応										
(1) A L T の活用										
① A L T 配置										
	5	A L T の配置人数	中学校	28	4人	5人	11			
② A L T 担当者会										
	6	小学生（高学年）の英会話力（簡単なコミュニケーション活動ができる）	小学校	28	—	90%	12			
	7	中学生の英会話力（身近なことを英語で話すことができる）	中学校	28	—	70%				
3 特別支援教育の推進										
(1) 一人ひとりに応じた指導・支援の充実										
③ 個別の教育支援計画										
	8	個別の教育支援計画の策定状況（特別支援学級）	小学校	28	100%	100%	13			
			中学校	28	100%	100%				
		個別の教育支援計画の策定状況（通級指導教室）	小学校	28	71%	100%				
			中学校	28	100%	100%				
4 防災教育の推進										
(1) 防災計画の充実										
③ 通学路交通安全点検										
	9	通学路交通安全点検実施学校数		28	4校	14校	16			
5 豊かな心の育成										
(4) 読書活動の推進										
④ 学校・家庭における読書活動の推進										
	10	不読者率	小学校	28	—	1%以下	20			
			中学校	28	—	1%以下				

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（H29～H33）				頁
						現状の数値		目標とする数値等		
						年度		平成33年度		
1 生き抜く力を育む人づくり										
5 豊かな心の育成										
（6）生徒指導の充実										
① いじめ防止										
	11	いじめによる重大事態 発生件数		小・中学校	—	—	0件	22		
6 健やかな体の育成										
（3）健康教育の充実										
① フッ化物洗口事業の推進										
	12	12歳児のう歯率(本／1人平均)		小学校	27	1.2本	0.9本	24		
7 食に関する指導の充実										
（2）給食を活用した食育の推進										
③ 地産地消の推進										
	13	県産品の使用重量割合			27	60%	71%	26		
（3）家庭・地域と連携した食育の推進										
② 共食の普及啓発										
	14	一週間の共食回数		児童	26	10.9回	12回	26		
生徒				26	9.5回	10回				
8 教職員の資質向上										
（1）教職員研修の充実										
⑤ 英語研修										
	15	中学校英語教員の英語力：英検準1級、TOEIC730点程度以上			—	—	50%	28		
2 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり										
1 「島原市ココロねっこ運動」の推進										
（3）学校と地域社会の連携										
② 放課後子ども学習室										
	16	1校当たりの参加児童生徒数			27	29人	40人	36		
③ スクールキッズ										
	17	1地区当たりの参加児童数			27	17人	20人	36		
2 地域の特性を生かした公民館活動の推進										
（2）各種学級・講座の充実										
⑤ 公民館自主講座										
	18	各種学級・講座実施数			27	518回	550回	39		
⑥ 島原市ひとづくり出前講座										
	19	出前講座開催回数			27	27回	50回	40		
5 図書館の充実										
（1）図書館活動の推進										
③ 子どもの読書活動の推進										
	20	図書貸出冊数			27	240,897冊	245,000冊	44		

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（H29～H33）				頁
						現状の数値		目標とする数値等		
						年度		平成33年度		
2 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり										
7 文化財の保護										
(4) 各種文化財										
② 指定文化財の保存・公開・活用										
21				市内の指定文化財の数	27	94件	96件	50		
				国登録文化財の数	27	31件	36件			
3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり										
1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実										
(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進										
① 総合型地域スポーツクラブ										
22				総合型地域スポーツクラブ	28	1団体	3団体	53		
3 スポーツを活用した地域活性化										
(3) 全国・九州大会の開催										
① プロスポーツ等のキャンプ										
23				総合型地域スポーツクラブ	28	1チーム	2チーム	57		
4 安全で安心な教育環境づくり										
1 学校施設の整備・充実										
(1) 学校施設の整備										
① 学校施設の耐震対策										
24				小・中学校校舎の非構造部材耐震化工事実施棟数	28	0棟	6棟	59		
4 修学支援の実施										
(1) 奨学金制度										
① 島原市奨学金制度の運用										
25				島原市内への定住人口数	28	0人	5人	64		

（※）の成果指標は島原市市勢振興計画（第6次）でも設定しており、平成30年度の目標数値は同計画の数値です。

《平成29年度～33年度》

第2期島原市教育振興基本計画（案）

～ ^{いのち}生命・きずな・感謝の心 ～

平成29年3月

島原市教育委員会

島原市教育方針

島原市の教育は、先人が築いた郷土の伝統と文化を継承し、人間尊重の精神と自然に対する畏敬の念を重んじ、社会の変化に対応し世界の平和に貢献できる調和のとれた市民の育成をめざす。

そのためには、噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りをもち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図る。

学校、家庭、地域はそれぞれの役割を認識し、一体となって地域の教育力の向上に努め、生涯を通じて学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わるものは、その責任と使命を自覚し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身に付け、本市教育の充実と発展に努めなければならない。

島原市教育努力目標

- 確かな学力を身に付け、豊かな心の育成を図る学校教育の推進
- たくましく生きるための健やかな体を育成する学校体育の推進
- 子どもから大人まで共に学び合う生涯学習の推進
- たくましい青少年の育成をめざす地域ぐるみの子育ての推進
- 伝統と文化を重んじ、郷土や国を愛する心を育てる教育の振興

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の範囲	1
3 計画の期間	1
第2章 島原市の教育施策	2
施策体系	5
第1節 生き抜く力を育む人づくり	7
1 確かな学力の育成	7
2 国際化への対応	10
3 特別支援教育の推進	12
4 防災教育の推進	15
5 豊かな心の育成	18
6 健やかな体の育成	23
7 食に関する指導の充実	25
8 教職員の資質向上	26
9 地域と連携	31
第2節 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり	34
1 「島原市ココロねっこ運動」の推進	34
2 地域の特性を生かした公民館活動の推進	37
3 社会教育の推進と社会教育関係団体の育成	40
4 文化活動の推進	42
5 図書館の充実	43
6 少年センターの充実	45
7 文化財の保護	47
第3節 スポーツを通じた人づくり・地域づくり	53
1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実	53
2 夢を育むジュニアスポーツの充実	54
3 スポーツを活用した地域活性化	56
第4節 安全で安心な教育環境づくり	58
1 学校施設の整備・充実	58
2 社会教育施設の整備・充実	60
3 スポーツ施設の整備・充実	61

4 修学支援の充実	6 3
---------------------	-----

第3章 計画の着実な推進のために 6 5

1 計画の周知及び関係機関との連携	6 5
2 計画の進捗管理	6 5

《資料》 6 6

① しまばら 家庭教育 三・三・七拍子！	6 6
--------------------------------	-----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、雲仙普賢岳噴火災害からの貴重な体験をとおして学んだ「生命(いのち)・きずな・感謝の心」を教育の基盤として、さまざまな施策を講じ、21世紀をたくましく生き抜く子どもたちの育成とこれに向けた市民皆様の連帯意識の高揚に取り組んできました。

平成18年12月、教育基本法が改正され、「地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育振興の基本的計画を定めるよう努めなければならない。」との規定が設けられました。

これを受け、本市では、平成24年2月に平成24年度から5年間の教育方針に掲げる理念等を具現化するアクションプランとして、「島原市教育振興基本計画」(以下、「第1期基本計画」という。)を策定し、さまざまな施策に取り組んできました。

近年、少子高齢化や高度情報化、厳しい経済情勢や格差の存在などを背景に、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、学力・学習意欲や規範意識、体力・運動能力などさまざまな課題が指摘されています。こうした中、これからの教育にあっては、個々の課題について適切に対応するとともに、学校・家庭・地域など、社会を挙げて教育に取り組むことが、これまで以上に必要とされており、教育全般にわたる総合的な取組みが求められています。

特に、今の子どもたちには、今日の予測困難な社会を主体的・創造的に生き抜き、次世代をリードしていくための力が必要とされており、そのための確かな学力、幅広い教養、多様な人と協働できるコミュニケーション能力など、これまで以上にたくましく生き抜くための力が求められているところです。

今回取り組む第2期教育振興基本計画(以下、「第2期基本計画」という。)は、第1期基本計画の成果と課題を検証するとともに、国の第2期教育振興基本計画や第2期長崎県教育振興基本計画を参酌し、平成27年度に策定された島原市教育大綱及び第6次島原市市勢振興計画(平成27年度中間見直し後)との整合性を保ちながら策定しました。

2 計画の範囲

本計画は、基本的に、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

なお、本計画では、教育委員会以外が担う施策についても、必要に応じて言及しています。

また、スポーツ分野の詳細に関しましては、別に平成28年度策定の「島原市スポーツ推進計画」によるものとします。

3 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間としますが、変更の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うものとします。

第2章 島原市の教育施策

松平島原藩の初代藩主忠房は、ことのほか学問を奨励し「文武両道こそは藩の基盤である」と自ら講書を開きました。その好学の遺風は後世にも引き継がれ、寛政4年（1792年）に発生した未曾有の大災害である島原大變を体験した当時の人々は、早急な復興や将来の国づくりには人材育成こそが急務という思いから、翌年に藩校「稽古館」をいち早く開校し藩士の教育を行いました。島原地方はこうした教育の歴史を有しています。

教育は、郷土や国の将来を左右する最優先の政策課題の一つであります。そのためには、郷土の発展を担う誇りと責任を自覚し、国際社会でも活躍できる心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けた人材を育成していくことが大事です。

平成3年の噴火災害から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、学校・家庭・地域それぞれの教育力を結集して、心豊かで活力ある生涯学習社会の構築と広い視野に立った施策の推進に努めます。

1 生き抜く力を育む人づくり

○ 確かな学力の育成

- 一人ひとりに応じた教育を推進します。
- 学力調査の分析結果、学習規律の確立、アクティブ・ラーニングの視点等を生かした授業改善に努めます。
- 家庭学習や基本的生活習慣を見直し、「子どもの学びの習慣化」の確立に努めます。
- 外国語教育の充実に努めます。

○ 豊かな心の育成

- 道徳教育の要である「特別の教科道徳」の授業の充実に努めます。
- 生命の教育に努めます。
- 読書活動や文化・芸術教育の充実に努めます。
- 生徒指導の充実に努めます。

○ 健やかな体の育成

- 学校体育の充実に努めます。
- 健康教育の充実に努めます。
- 食に関する指導の充実に努めます。

○ 教職員の資質向上

- 教師の授業力の向上に努めます。
- 教職員研修の充実に努めます。
- 校種間連携の充実に努めます。

○ 地域との連携

- 地域の教育力を生かした学習を推進します。
- 信頼される学校づくりを推進します。

2 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり

- 「島原市ココロねっこ運動」の推進
 - 学校・家庭・地域が連携・協力して地域全体で子どもを育みます。
 - 子どもの生き抜く力の基礎となる家庭教育の充実を図り、子育てを支援します。
 - 子どもが安全で安心して活動ができる居場所づくりに努めます。
- 公民館活動の推進や社会教育関係団体の活動支援と地域の絆づくりの推進
 - 公民館を拠点として、いつでもどこでも誰でも学べる環境づくりを推進します。
 - 社会教育関係団体の育成を図り、地域に根差した活動を支援します。
- 文化活動の推進と文化の向上
 - 文化団体の自主運営を支援します。
 - 優れた舞台芸術に接する機会を提供するため、自主文化事業の実施に努めます。
- 図書館活動の推進
 - 図書資料の充実、司書業務の充実、利便性の向上を図ります。
 - 子どもの読書活動を推進します。
- 歴史的遺産の保護をとおした郷土を愛する心の育成
 - 旧島原藩薬園跡、肥前島原松平文庫、島原城跡をはじめとする文化財の保護に努めます。
 - 民俗芸能団体が行う伝統文化の継承活動を支援します。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

- ライフステージに応じた生涯スポーツの充実
 - 子どもから高齢者までスポーツの絆を広げるため、総合型スポーツクラブの充実に努めます。
 - スポーツ活動の提供・充実に努めます。
- 夢を育むジュニアスポーツの充実
 - ジュニアスポーツの活性化に努めます。
- スポーツを活用した地域活性化
 - 全国・国際大会やスポーツ合宿等を誘致し、交流人口を拡大することで地域の活性化に努めます。

4 安全で安心な教育環境づくり

○ 快適で豊かな教育関係施設の充実

- 学校施設、社会教育施設及びスポーツ施設の整備・充実に努めます。

○ 教育環境の充実

- 教育環境設備の充実に努めます。
- 情報教育環境設備の充実に努めます。

○ 夢の実現に向けた修学支援の充実

- 奨学金制度の適正な運営、推進に努めます。
- 準要保護児童生徒援助事業の適正な実施に努めます。

○ 施策体系

努力事項		主な施策	頁	具体的な取組
生きる力を育む人づくり	確かな学力	1 確かな学力の育成	(1) 島原市学力調査の実施 7 (2) 授業改善の推進 8 (3) きめ細かな指導の充実 9 (4) 学びの習慣化 9	学力調査の実施 学習規律の定着、「アクティブ・ラーニング」の視点を意識した授業改善、学校訪問 少人数指導、学習支援員 特設学力向上タイムの設定、家庭学習の定着、学習問題の充実
		2 国際化への対応	(1) A L T の活用 10 (2) ながさキッズ イングリッシュ チャレンジ事業の活用 11 (3) 国際交流活動の充実 11	A L T 配置、A L T 担当者会 イングリッシュキャンプ事業、長崎県中学校スプリングコンテスト、長崎県中学生英語暗唱大会 中学生海外訪問
		3 特別支援教育の推進	(1) 一人ひとりに応じた指導・支援の充実 13 (2) 指導体制の充実 13 (3) 関係機関との連携 14	幼・保・小の連携、5歳児健診と連携した就学相談、個別的教育支援計画 校内体制、特別支援学級担任会、通級指導教室部会 長崎県教育センターとの連携、特別支援学校との連携、医療・福祉との連携
		4 防災教育の推進	(1) 防災計画の充実 15 (2) 防災学習の充実 16 (3) 「いのりの日」の取組 16 (4) ジオパークに関する取組 17	防災計画、避難訓練、通学路交通安全点検 防災学習、関係機関と連携 「いのりの日」集会 ジオパーク学習
	豊かな心	5 豊かな心の育成	(1) 道徳教育の充実 18 (2) 人権学習の充実 19 (3) 平和学習の充実 19 (4) 読書活動の推進 20 (5) 文化・芸術教育の充実 20 (6) 生徒指導の充実 21	学校の教育活動全体をとおして行う道徳教育、道徳授業をとおして行う道徳教育、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開、情報モラル教育 人権週間の取組 社会科見学、8. 9 平和集会 朝の読書タイム、学校司書を活用した図書館運営、学校司書等研修会、学校・家庭における読書活動の推進、公共図書館との連携 小・中学校合同科学作品展、北村西望賞教育美術展、親子粘土教室、土曜授業の実施 いじめの防止、スクールカウンセラーの活用、スクールソーシャルワーカーの活用、心の教室相談員の活用、適応指導教室「ひまわり教室」
		6 健やかな体の育成	(1) 学校体育の充実 23 (2) 部活動の充実 24 (3) 健康教育の充実 24	体育主任会・体育教科担当者会、小学校体育大会、体力向上指導者養成研修会 中学校総合体育大会、外部指導者の委嘱、部活動指導者研修会 フット物洗口事業の推進、小児生活習慣病予防検診、養護教諭・保健主事部会研修、薬物乱用防止教室
		7 食に関する指導の充実	(1) 学校における教科等を活用した食育の推進 25 (2) 給食を活用した食育の推進 25 (3) 家庭・地域と連携した食育の推進 26	教科等での食育指導、栄養教諭・学校栄養職員との連携 給食時間での食育指導、郷土料理の食体験、地産地消の推進、食物アレルギーへの対応 朝食摂取等の基本的生活習慣の確立、共食の普及啓発、給食・食育だよりの発行、給食試食、学校給食検討委員会
	教職員	8 教職員の資質向上	(1) 教職員研修の充実 27 (2) 校内研修体制の充実 29 (3) 校種間連携の充実 29	定例管理職研修会、教務主任研修会、学力結果分析研修会、生徒指導担当者研修会、英語研修、島原半島3市特別支援教育連絡協議会、学校事務共同実施連絡協議会、教育講演会 研究校の指定 幼・保・小連携、小・中連携、中・高連携
		9 地域との連携	(1) 地域の教育力を生かした学習の推進 31 (2) 信頼される学校づくりの推進 33	地域人材の活用、地域学習、キャリア教育、野外宿泊体験学習、兄弟校交流校児童会交流事業 学校評価

努力事項		主な施策		頁	具体的な取組	
強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり	社会教育の推進	1 「島原市ココロねっこ運動」の推進	(1) 青少年の体験活動の充実	34	週末余暇活動, 通学合宿, 夏休み稽古館, 子ども会活動	
			(2) 子育て支援の充実	35	家庭教育学級, 健康教育講座, 思春期子育て講座, 「少年の日」・「家庭の日」の推進	
			(3) 学校と地域社会の連携	36	学校と社会教育関係団体との交流事業, 放課後子ども学習室, スクールキッズ, 学校支援会議, 青少年育成ココロねっこ指導員・ココロねっこ推進員	
		2 地域の特性を生かした公民館活動の推進	(1) 地域に根ざした公民館の運営	38	公民館まつり, 自治公民館活動	
			(2) 各種学級・講座の充実	38	女性学級, 高齢者学級, 家庭教育学級, 青年教室, 公民館自主講座, 島原市ひとづくり出前講座	
			(3) 自主活動の推進	40	公民館サークル活動の育成	
		3 社会教育の推進と社会教育関係団体の育成	(1) 青少年関係団体の活性化	40	青少年健全育成協議会活動, 子ども会育成連絡協議会活動	
			(2) 各種団体の支援	41	婦人会・青年団の支援, P T A 連合会の支援	
		4 文化活動の推進	(1) 文化団体の育成と文化事業の充実	42	文化団体の育成と連携, 島原市美術展覧会の開催, 島原市民音楽祭の開催	
			(2) 自主文化事業の充実	42	自主文化事業の開催, 公募型自主文化事業の実施	
			(3) 市民文化の充実	43	市民文化講座の開催	
		5 図書館の充実	(1) 図書館活動の推進	44	図書資料の充実, 読書環境づくり, 子どもの読書活動の推進	
	6 少年センターの充実	(1) 補導活動の充実	45	補導活動		
		(2) 相談活動の充実	46	青少年問題の個別相談		
		(3) 環境浄化活動の推進	46	白ポストによる有害図書の回収, 立入調査の実施		
		(4) 地域啓発活動の充実	46	「少年の日」・「家庭の日」の周知・啓発, あいさつ運動, 「少年センターだより」の発行		
		(5) 関係機関等との連携	46	各種団体や関係機関との連携		
文化財の保護	7 文化財の保護	(1) 旧島原藩薬園跡	48	国指定史跡としての保存と管理, 周知と活用		
		(2) 肥前島原松平文庫	49	所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用, 所蔵資料翻刻本の刊行		
		(3) 島原城跡	50	整備と活用		
		(4) 各種文化財	50	文化財の保護, 指定文化財の保存・公開・活用, 埋蔵文化財の発掘調査・保存・公開・活用, 歴史的建造物の保護		
スポーツ・地域を通じた人づくり	1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実	(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進	53	総合型スポーツクラブの普及・促進		
		(2) しまばら体操の普及	54	しまばら体操の普及		
		(3) ウォーキング環境の整備	54	ウォーキング環境の整備		
		(4) スポーツの多様な楽しみの推進	54	スポーツの多様な楽しみの推進		
	2 夢を育むジュニアスポーツの充実	(1) スポーツ少年団活動の推進	55	スポーツ少年団活動の支援, スポーツリーダーの育成		
		(2) 夢の教室の開催	55	情操教育の充実		
		(3) ジュニアスポーツの活性化	55	意識啓発, 競技力の向上		
	3 スポーツを活用した地域活性化	(1) 市民体育祭の開催	56	市民体育祭		
		(2) 平成新山島原学生駅伝の開催	57	学生駅伝をとおして交流		
		(3) 全国・九州大会等の開催	57	スポーツ交流推進, スポーツの普及・振興		
	安全で安心な教育環境づくり	1 学校施設の整備・充実	(1) 学校施設の整備	58	学校施設の耐震対策, 学校施設の営繕・管理	
			(2) 教育設備等の充実	59	教材・教具・学校図書, 情報機器	
(3) 給食施設等の充実			60	給食施設等の充実		
2 社会教育施設の整備・充実		(1) 公民館の整備・充実	60	公民館の営繕・管理, 公民館設備等の充実		
		(2) 図書館の整備・充実	60	図書館の営繕・管理, 図書館設備等の充実		
		(3) 文化会館の整備・充実	61	文化会館の営繕・管理, 文化会館設備等の充実		
3 スポーツ施設の整備・充実		(1) スポーツ施設の整備・充実	61	スポーツ施設の営繕・管理		
4 修学支援の充実		(1) 奨学金制度	63	島原市奨学金制度の運用, 各種奨学金制度の相談・案内, 新たな奨学金制度		
		(2) 就学援助制度	64	制度の適正実施		

第1節 生き抜く力を育む人づくり

1 確かな学力の育成

【現状と課題】

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生きていくには、学校教育において「生きる力」の知の側面である「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。

本市の児童生徒の学力の状況は、平成17年度から始まった全国学力・学習状況調査から、調査内容によっては国の平均点を上回る結果が見られるようになってきました。国の平均点を下回った調査結果でも、全国平均との差は縮小傾向にあります。

それは、各学校がこれらの調査に基づいた「学力向上プラン」を設定し、学力向上に向けての地道な取り組みを計画的に行ってきたひとつの成果といえます。

また、学習指導要領^{※1}が改訂されることを踏まえ、新たな視点で取り組むことで、「確かな学力」をより身に付けさせることも求められています。

学習指導要領改訂に向けて行われた、教育課程企画特別部会における論点整理から、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び、いわゆる「アクティブ・ラーニング^{※2}」の視点の重要性があげられています。

そこで、アクティブ・ラーニングの3つの視点「①主体的な学び②対話的な学び③深い学び」から学習過程を見直し、授業を改善していくことで、本市の児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせていきます。

さらに、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットを長時間利用している子どもの割合が高くなっていることから、家庭学習の充実や生活習慣の確立にも取り組んでいく必要があります。

(1) 島原市学力調査の実施

【具体的な取組】

① 学力調査の実施

児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、学力向上に向けた授業改善などの取り組みの充実を図ります。

また、中学校では、英語についての学力調査の実施に向けて、検討を進めていきます。

《目標とする数値》

学力調査の対象		平成28年度	平成33年度
学年と教科	小学校2年生	国語 算数	国語(年1回) 算数(年1回)
	小学校3年生	国語 算数	国語(年1回) 算数(年1回)
	小学校4年生	国語 算数	国語(年1回) 算数(年1回)
	小学校5年生	県学力調査 国語 算数	県学力調査 国語(年1回) 算数(年1回)
	小学校6年生	全国学力調査 国語 算数	全国学力調査 国語(年1回) 算数(年1回)
	中学校1年生	国語 数学	国語(年2回) 数学(年2回) 英語(年1回)
	中学校2年生	県学力調査 国語 数学	県学力調査 国語(年1回) 数学(年1回) 国語(年1回) 数学(年1回) 英語(年1回)
	中学校3年生	全国学力調査 国語 数学 県学力調査 英語	全国学力調査 国語(年1回) 数学(年1回) 県学力調査 英語(年1回)

(2) 授業改善の推進

【具体的な取組】

① 学習規律の定着

学力向上には学習規律の定着が欠かせないとの認識から、授業の始めと終わりのあいさつ、目当てやまとめの提示、自分の考えを書く時間を設けることやノートの使い方など、それぞれの学校ごとに共通のきまりを設定することで、学習規律を確立させます。

② 「アクティブ・ラーニング」の視点を意識した授業改善

アクティブ・ラーニングの3つの視点「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」を重視した授業を推進するため、各小・中学校において県教育センターや島原市教育委員会などの指導主事を積極的に活用して授業改善を図ります。

《目標とする数値》

指導主事等の招聘		平成28年度	平成33年度
学校数	小学校	8校	9校
	中学校	3校	5校

③ 学校訪問

児童生徒の学力向上、教職員の実態把握及び授業力向上のため、毎年、全小・中学校への教育委員会指導訪問を行います。授業等の教育活動の参観をとおして、教職員の資質の向上を図るとともに、学校経営について指導を行い、学校教育の充実を図ります。

具体的には、5、6月に半日日程で7校の「学校経営訪問」を、10、11月には1日日程で7校の「学校巡回訪問」を実施します。特に「学校巡回訪問」では、市内の小・中学校の管理職又は教諭が授業をそれぞれ参観し、その後授業研究協議を行い、教師の指導力向上を図ります。

(3) きめ細かな指導の充実

【具体的な取組】

① 少人数指導

各小・中学校において、学習内容や興味・関心、達成度などに応じて複数の教師が連携・協力して授業を行います。

同じ教室内で複数の教師が連携しながら授業を行うティーム・ティーチングの授業や、基礎・基本の定着を主に図るグループと発展問題の取り組みにより応用力を付けるグループというように、一つの学級・学年を習熟度別に分けて行う習熟度別授業を実践します。特に、習熟度別授業の推進に努めます。

② 学習支援員

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対し、学校における日常生活の介助を行ったり、学習活動上の支援を行ったりすることで、一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

また、特別の支援を必要とする児童生徒の増加に対応するため、学習支援員の増員を目指します。

＜支援の内容＞

- ・学習内容を理解することが苦手な子に応じた個別指導
- ・集中して話が聞けない、友だちとうまくコミュニケーションがとれないなどに対する個別指導 など

《目標とする数値》

学習支援員の配置		平成28年度	平成33年度
支援員数	小学校	10人	13人
	中学校	5人	8人

(4) 学びの習慣化

【具体的な取組】

① 特設学力向上タイムの設定

各小・中学校において、児童生徒の実態に応じて、特設の時間（週1回30分間など）を設定することで、学力向上を図ります。

② 家庭学習の定着

各小・中学校の実態に応じて、家庭学習や生活習慣についての共通のきまりを設定することで、学習習慣や基本的生活習慣の定着を図ります。

《目標とする数値》

月～金曜までの1日 当たりの勉強時間		平成27年度	平成33年度
1時間 未満の 割合	小学校6年生（島原）	27.9%	20%未満
	小学校6年生（全国）	37.2%	—————
	中学校3年生（島原）	34.1%	25%未満
	中学校3年生（全国）	30.9%	—————

③ 学習問題の充実

全ての小・中学校において、多様な問題に取り組むことができるように、学習プリントのインターネット配信サービスを活用します。

児童生徒の学習の進捗や理解度に応じて、学習問題を選ぶことができ、特設学力向上タイムでの取り組みだけでなく、家庭学習などにも活用していきます。

2 国際化への対応

【現状と課題】

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、東京オリンピック・パラリンピックを迎える2020（平成32）年を見据え、英語教育において、特にコミュニケーション能力の育成が求められています。

本市においては、各中学校に学習プリントのインターネット配信サービスのライセンスを与え、英語の授業や宿題に活用できるようにしています。

また、すべての小・中学校に外国語指導助手^{※3}（ALT）の配置あるいは派遣をし、外国語活動の充実を図っています。

平成32年度からの新学習指導要領の全面実施に伴い、小学校5・6年生で英語が正式教科（週2コマ）となり、外国語活動は小学3・4年生に前倒しされることから、ALTの増員を検討するとともに、コミュニケーション能力の向上に向けた実践を確実に行っていく必要があります。

（1）ALTの活用

【具体的な取組】

① ALT配置

平成18年度から4人体制で運営してきましたが、英語コミュニケーション力のさらなる向上のため、全中学校配置の5人体制をめざします。

小学校では平成30年度から段階的に5・6年生で英語の教科化、3・4年生

に外国語活動が拡充されるため、中学校に配置しているALTを、全小学校へ週1回以上計画的に派遣します。

また、英語の授業の支援をはじめ、外国語活動の指導の充実を図るため、外国語活動支援員^{※4}(日本人)の導入に向けて検討を進めていきます。

《目標とする数値》

ALTの配置	平成28年度	平成33年度
人数	4人	5人

② ALT担当者会

ALTを有効に活用し、コミュニケーション能力や交流活動の充実を図るために、ALT担当者会(小・中学校)を実施します。ALTの服務や活用について確認するとともに、ALT配置校を中心に4つ(5つ)のブロックに分け、小学校への派遣計画を話し合い、外国語教育の充実に向けての協議等を行います。

また、月1回、ALT研修会も行います。

(2) ながさキッズ イングリッシュ チャレンジ事業の活用

【具体的な取組】

① イングリッシュキャンプ事業

県内の中学1年生を対象に、地域の施設や史跡などを会場にして、外国人との英会話体験の機会を提供することにより、英語に対する学習意欲を喚起します。

また、島原市独自のイングリッシュキャンプ導入を検討します。

② 長崎県中学生スプリングコンテスト

英単語・表現学習教材「RISE UP ENGLISH」を活用し、日頃の英語学習の成果を発揮する場を提供することにより、英語力の向上を図ります。

③ 長崎県中学生英語暗唱大会

教科書の英文暗唱など、日頃培ってきた英語学習の成果を発表する場を提供することにより、英語による表現力の育成・強化を図ります。

(3) 国際交流活動の充実

【具体的な取組】

① 中学生海外訪問

本事業は、将来の島原市を担う心身ともにたくましい人材の育成を目指し、本市中学生に夏季休業中を活用した海外の教育関係施設やジオパークの見学及び現地中学生との交流活動を通して、英語学習への興味、関心を高めさせるとともに、国際的視野の拡大と国際親善に努める素地を培う目的で行います。

15名程度を選考し、平成27年度からは香港を訪問して、4泊5日でジオパーク学習、現地中学生や日本人学校の中学生と交流、香港で活躍する日本人に触れ、憧れを育む活動を行っています。

事前研修会を3回実施し、島原の紹介をテーマ別に分け、英語で発表する練習やジオパークについて学習したり、英会話練習をしたりします。

帰国後には報告会を開催し、市長や校長、保護者を前に、全員がテーマに沿っ

て体験発表を行います。

<訪 問 校>

平成27、28年度：香港日本人学校中学部

<交流内容>

体験授業（3年生の All English の授業に参加）、交流活動（香港学生より香港の紹介、島原の生徒から島原の紹介、質問会等） など

<見学施設等>

在香港日本国総領事館、香港ユネスコジオパーク、香港国際空港企業訪問（JAL）、ビクトリアピーク、黄大仙、レパルズベイ、スタンレーマーケット など



香港ジオパーク研修



日本人学校での All English 授業

《目標とする数値》

小学生(高学年)の英会話力	平成28年度	平成33年度
簡単なコミュニケーション活動ができる	—————	※ 90%

中学生の英会話力	平成28年度	平成33年度
身近なことを英語で話すことができる	—————	※ 70%

※ 県の数値目標と同じ

3 特別支援教育の推進

【現状と課題】

長崎県教育委員会が平成27年に実施した調査によると、普通学級で特別な教育的支援を必要とする子どもの割合は、小学校10.5%、中学校8.4%となっており、教育指導上特別な支援を要する子どもへの対応のため、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援が求められています。

本市の場合は、平成27年に実施した調査によると、普通学級で特別な教育的支援を必要とする子どもの割合は、小学校17.3%、中学校14.1%となってお

り、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・支援がより一層求められています。

本市の状況として、平成28年度の特別支援学級^{※5}は、小学校で8校（15学級）、中学校で4校（7学級）、通級指導教室^{※6}は、小学校で8校（12教室）、中学校で2校（2教室）設置しています。

また、平成28年4月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行となり、特別支援教育のより一層の推進が求められ、特別支援教育に関する教職員の知識・技能を高めることが不可欠です。研修会を実施したり、長崎県立島原特別支援学校から指導を受けたりするなどして、特別支援教育に対する知識や理解を深め、全教職員が共通理解のもと日々実践していく必要があります。

（1）一人ひとりに応じた指導・支援の充実

【具体的な取組】

① 幼・保・小の連携

幼稚園・保育園と小学校がお互いに出向いて、学習や生活の様子を観察したり、情報交換を行ったりします。

また、入学前には小学校から園に出向いて、支援が必要な子どもの情報を確実に引き継ぎます。

② 5歳児健診と連携した就学相談

島原市保健センターが行っている5歳児健診の発達障害スクリーニング^{※7}に、小学校の特別支援学級担任及び通級指導教室担当が参加し、就学前の子どもの実態を把握します。

また、島原市教育委員会においては、5歳児健診の機会を活用して、園や医療機関との連携を図りながら、支援が必要な子どもの就学相談を充実させ、適切な就学へとつないでいきます。

③ 個別の教育支援計画^{※8}

各小・中学校で特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒の個別の教育支援計画を策定し、支援の内容を明確にして小学校から中学校へ、中学校から高等学校への確実な引継ぎを行います。

《目標とする数値》

個別の教育支援計画の策定状況		平成28年度	平成33年度
特別支援学級	小学校	100%	100%
	中学校	100%	100%
通級指導教室	小学校	71%	100%
	中学校	100%	100%

（2）指導体制の充実

【具体的な取組】

① 校内体制

各小・中学校において、年間を通して特別支援教育に関する研修会を行い、支

援が必要な児童生徒についての共通理解を図ります。

また、校長、教頭、特別支援学級担任、通級指導教室担当、学級担任などによる校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーター^{※9}を中心に、通級指導教室への入級、特別支援学級への編入や特別支援学校への相談について検討します。

② 特別支援学級担任会

島原市の特色ある取り組みの一つで、毎月1回程度実施し、各学校の児童生徒の様子や指導方法について話し合い、よりよい支援のあり方についての研修を行っています。

また、春の交流会やクリスマス会などの行事に合同で取り組むことで、学校を超え、児童生徒、保護者、関係団体が交流を深めています。

③ 通級指導教室部会

各学校の児童生徒の指導方法や、通級教室の運営、通級指導に関する教材教具について話し合い、よりよい通級指導のあり方についての研修を深めています。

(3) 関係機関との連携

【具体的な取組】

① 長崎県教育センターとの連携

長崎県教育センターが行う「教育支援ネットワーキング事業」を活用することで、各学校の特別支援教育の取り組みを支える、教育相談及び教育支援の充実を図ります。

② 特別支援学校との連携

各小・中学校の校内委員会で検討後、長崎県立島原特別支援学校に授業観察や発達検査を依頼し、コーディネーターから専門的なアドバイスを受けることで、児童生徒に対する支援の充実を図ります。

③ 医療・福祉との連携

- ・県子ども医療福祉センター（諫早市）や島原市通園施設あいあい（島原病院内）等との連携

発達障害に応じた医療的措置や療育の状況、学校での学習や生活について情報交換を行い、効果的な支援を図ります。

- ・島原市保険健康課「5歳児健診」での連携

5歳児健診に各小学校の特別支援学級や通級指導教室の担当教諭及び島原市教育委員会担当が参加し、就学前の子どもの様子を把握します。

また、5歳児健診後のフォロー内容について把握し、適切な就学相談へつないでいきます。

- ・島原市福祉課「島原市自立支援協議会子ども部会」との連携

年齢に応じた支援を切れ目なく行うことができるように、関係機関との連携を推進します。

（関係機関）

島原市福祉課、島原市保健センター、長崎県立島原特別支援学校、島原病院、児童発達支援事業・放課後デイサービス事業所、親の会 など

4 防災教育の推進

【現状と課題】

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」や、平成28年4月14日、16日に発生した「平成28年熊本地震」により、防災教育の重要性が改めて認識され、想定にとらわれない、自らの判断で避難行動ができる防災教育が強く求められています。

本市においては、寛政4年（1792年）に「島原大變肥後迷惑^{※10}」と呼ばれる大規模な災害が発生し、死者・行方不明者は1万5千人にも及んだことが記録されています。

また、平成4年の「普賢岳噴火災害^{※11}」では、44名の尊い命が奪われました。

これらの災害の教訓や、復興体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心^{いのち}」の精神を、防災教育の中に生かした取り組みを今後も実施していく必要があります。6月3日の「いのりの日^{※12}」には、毎年、全小・中学校で様々な取り組みを行っています。

今後、東日本大震災、平成28年熊本地震からの教訓をふまえ、各学校の防災計画の見直しと強化、教職員及び児童生徒が適切な判断ができるように実践的な防災学習を進めていく必要があります。

（１） 防災計画の充実

【具体的な取組】

① 防災計画

各小・中学校では、平成28年熊本地震の教訓を生かした防災計画と避難訓練のあり方について見直しを行い、教職員や児童生徒の危機管理意識の向上を図る取り組みを実践します。

② 避難訓練

各小・中学校において、火災や地震に加え、津波や水害を想定した避難訓練を年2回以上、計画的に実施します。その際、様々な場面において、災害の状況に合わせて、1次避難、2次避難、3次避難に関する訓練を実施し、想定にとらわれず、自らの判断で避難できる力を育成していきます。

また、災害発生により帰宅困難な状況における児童生徒の保護者への引き渡しの手順の明確化を図ります。

③ 通学路交通安全点検

平成27年度に策定した島原市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携し、毎年通学路の安全点検及び通学路安全推進会議を実施し、危険箇所の対策を講じることで、児童生徒の通学路の安全確保に努めます。

（関係機関）島原警察署交通課 国土交通省長崎河川国道事務所

長崎県島原振興局道路都市計画課 島原市建設部道路課 学校代表

平成28年度…第一中校区、第一小校区、第二小校区、第四小校区

平成29年度…第二中校区、第三小校区、第二小校区

平成30年度…第三中校区、第五小校区、三会中校区、三会小校区

平成31年度…有明中校区、大三東小校区、高野小校区、湯江小校区

《目標とする数値目標》

通学路安全点検	平成28年度	平成33年度
実施学校数	4校	14校

※ 市内14校の通学路点検を100%実施する。

(2) 防災学習の充実

【具体的な取組】

① 防災学習

小学校では、理科・社会科や総合的な学習の時間の年間指導計画に、防災に関する学習を位置付けます。中学校では、理科や社会科で自然災害が発生する仕組みを、保健体育科で災害に備え、安全に避難することで、自然災害による被害を防止できることを学習します。

② 関係機関との連携

普賢岳災害の経験や教訓をいつまでも風化させないために、関係機関が主催する地震や噴火等の災害についての防災学習教室に参加し、被災体験した地元の方々から災害当時の状況や災害復興に向けての話を聞いたり、無人化施工機械を操作したり、工事現場の様子を見学したりします。

(3) 「いのりの日」の取組

【具体的な取組】

① 「いのりの日」集会

6月3日に全小・中学校で実施し、生命^{いのち}の尊さや復興へ向けた人々のきずな、支援に対する感謝の心を忘れることがないようにしっかりと継承していきます。

また、災害に遭遇した方々を支援しようとする心を育てていきます。

＜取組内容＞

校長講話、学習発表、
ビデオ視聴、追悼の会、
追悼演奏、地元の災害体験
者や語り部による講話、
雲仙岳災害記念館の職員に
よる講話 など



災害体験者の講話

(4) ジオパーク^{※13}に関する取組

【具体的な取組】

① ジオパーク学習

小学校3年生の校外学習において、雲仙岳災害記念館や大野木場砂防みらい館、砂防ダムや定点^{※14}などを見学し、レポートにまとめたり、発表したりすることをおとして、防災に関する知識や意識を高めます。

小学校4年生の社会科では、副教材「わたしたちの島原市^{※15}」の「噴火災害からの復興を生かしたまちづくり」の単元でジオパークについて学習します。

小学校6年生の理科・社会科では、雲仙岳災害記念館から講師を招き、市内のジオサイト^{※16}をはじめ、雲仙岳災害記念館や平成新山ネイチャーセンター^{※17}、白土湖などをバスで巡り、火山活動による土地の変化や噴火災害からのまちづくりについて学習します。

中学校1年生の理科では、野外宿泊体験学習の中で、島原半島のジオサイトをバスで巡り、雲仙岳災害記念館の講師による現地説明を受け、火山・地震活動による地層の形成などについて学習します。

また、各学校周辺の断層、火砕流・土石流堆積物、ジオサイトについても学習し、自分たちの住んでいる場所がどのような火山災害を受けてきたか、今後どのように対処すればよいかを学びます。



砂防ダム（スリットダム）



雲仙岳災害記念館



「定点」でのジオパーク学習



平成新山ネイチャーセンター

5 豊かな心の育成

【現状と課題】

グローバル化や情報通信技術の進展など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、社会の急激な変化は、子どもたちの行動や規範意識などに大きく影響を及ぼしています。非行や犯罪行為は減少傾向にあるものの、情報機器の高度化、複雑化に伴う対応が必要となっており、表面的には見えにくいいじめや不登校など、複雑かつ多様な課題に対応することが求められています。

本市においても、いじめや不登校の生徒は、国や県の平均からすると少ないものの、学校や友人関係に対する不適応を起こしたり、SNS^{※18}上でのトラブルに巻き込まれたりするなど、様々な問題が想定されます。

そこで、全ての子どもが、安心・安全で心の居場所となる学校を目指すために、いじめ、不登校の未然防止に向けた様々な取り組みを重視しています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置事業を活用し、子どもの心に寄り添い、未然防止や改善・解決に向けて、早期発見・早期対応に務めています。

更に、改正された学習指導要領では、「特別の教科道徳」が実施となり、いじめ問題への対応の充実、発達段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることが示されています。

本市では、学校で、どんな子どもを育成したいのかを明らかにし、道徳教育の目標、重点内容項目を明確にして道徳教育に取り組みます。豊かな心を育成するために、道徳教育を充実させることを重視し、「特別の教科道徳」を要とした取り組みを行います。

また、人権学習や被爆県としての平和学習、「学校司書」を全小・中学校へ配置しての読書活動の推進、美術展や科学作品展、音楽祭をとおして、文化・芸術教育の面からも心の教育の充実を図ります。

(1) 道徳教育の充実

【具体的な取組】

① 学校の教育活動全体をとおして行う道徳教育

小・中学校において、各教科や日常の生徒指導をとおして「道徳的実践」の指導を行い、「道徳性」を養います。

また、校長、道徳教育推進教師^{※19}のリーダーシップの下に、道徳教育の全体計画を作成し、全教職員が年間指導計画と関連づけながら授業を実践していきます。

② 道徳授業をとおして行う道徳教育

道徳授業で、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるなどの指導の工夫を行い「内面的資質の育成」を図ります。

また、自分との関わりで道徳的価値を考えたり、これまでの自分の経験や考え方、感じ方との関わりで多面的、多角的に考えたりするなどの「考える道徳」の授業実践を行います。

③「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開

教育週間中に、全学校・全学級で、命を大切に作る心や思いやりの心を育成する道徳の授業を保護者や地域に公開します。この教育週間中に、全ての小・中学校で学校を開放し、教師、保護者、地域住民が、子どもの心を見つめる交流を図ります。

④ 情報モラル教育

インターネット上でのルールやマナー、思いやりや礼儀、法やきまりの遵守などを道徳の時間で教えます。

(2) 人権学習の充実

【具体的な取組】

① 人権週間の取組

「世界人権デー」である12月10日に向けての取り組みを、全小・中学校が毎年行い、人権に関する理解を深めます。

＜取組例＞

標語づくり、作文、意見発表、劇、ビデオ視聴、障害のある人の講話と交流、いじめ問題に関するロールプレイ、児童生徒会による人権宣言、生徒会によるいじめ実態調査、人権擁護委員会との連携（人権の花、風船飛ばし）など

(3) 平和学習の充実

【具体的な取組】

① 社会科見学

小学校4年生の社会科の授業で、平和公園や長崎原爆資料館を訪れ、事前の学習で調べたことをもとに実際に見学し、確かめます。事後の学習としてレポートなどにまとめることにより、平和についての学習を深め、世界の平和を願い、平和な社会を持続するために、自らも活動しようとする態度を育てます。

② 8・9平和集会

全小・中学校が、8月9日^{※20}の登校日に平和集会を開催し、平和学習の発表や平和宣言などを行います。核兵器の怖さや戦争や紛争の悲惨さを知り、戦争や原爆は絶対に許さないという心情を育成し、平和の尊さを理解させるとともに世界平和に向けて自ら行動できる児童生徒を育成します。



平和公園での学習



「8・9平和集会」での学習発表

(4) 読書活動の推進

【具体的な取組】

① 朝の読書タイム

全小・中学校の日課表に「朝の読書タイム」を位置付け、教職員と児童生徒全員が、決められた時間、決められた場所で静かに読書をする時間を設定することにより、読書習慣の定着化を図るとともに、穏やかな気持ちで、一日の学校生活を始めさせます。

② 学校司書を活用した図書館運営

全小・中学校に「学校司書」を配置し、管理職、図書担当教諭との役割を明確にししながら、学校図書館の環境整備や児童生徒、教職員への情報提供（レファレンスサービス^{※21}）の向上を図り、図書館利用率や貸出冊数を増加させるなど、読書活動を推進します。

③ 学校司書等研修会

学校司書を対象に年2回開催し、実践発表や情報交換をととして共通理解を深め、市内全体の学校図書館教育の活性化を図ります。図書館担当教諭については、県が主催している研修会に計画的に参加し、スキルアップを図ります。

また、管理職研修会でも三者の役割分担と連携の重要性を確認していきます。

④ 学校・家庭における読書活動の推進

平日に家庭で全く本を読まない児童生徒（小6・中3）は、増加傾向にあります。その要因として、各種メディアの普及などによる生活様式の変化により、家庭での読書の時間の確保が難しくなっていることがあげられます。各小・中学校の図書だよりなどの発行をととして、「長崎県の子どもにすすめる本500選^{※22}」や学校推薦の本を紹介し、PTAとの連携のもと、本に親しむ機会を確保し、家庭における児童生徒の読書活動を推進します。1か月に本を1冊も読まなかった者の割合（不読者率）1%以下をめざします。

《目標とする数値》

1か月に本を1冊も読まなかった者の割合		平成28年度	平成33年度
不読者率	小学校	———	※1%以下
	中学校	———	※1%以下

※県の数値目標と同じ

⑤ 公共図書館との連携

学校司書研修会に公共図書館から講師を招いて図書館運営のノウハウを学んだり、調べ学習用の図書を借りたり、学校図書館に読書活動推進のための「特設コーナー」を設定したりするなど、公共図書館との連携を深め、学校図書館の活性化を図ります。

(5) 文化・芸術教育の充実

【具体的な取組】

① 小・中学校合同科学作品展

児童生徒の科学に対する関心・意欲・態度を育てるために、夏休みに「採集」

「創作」「研究」のいずれかの部門での自由研究に取り組ませ、9月中旬の土・日に、各小・中学校の優れた作品を一堂に展示します。家族での参観も多く、関心の高まりがうかがえます。平成28年度で66回目の開催となりました。

② 北村西望賞教育美術展

島原市名誉市民故北村西望先生の功績をたたえ、小・中学校の美術教育の振興のために、昭和54年度から文化の日を中心に5日間で開催しています。各小・中学校から躍動感あふれる作品を選出し、特に優れた作品には以下の賞を授与します。平成28年度で38回目の開催となりました。

「北村西望賞」：平面の部、立体の部…小学校各2点、中学校各1点

「奨励賞」：平面の部、立体の部…小学校各6点、中学校各3点

③ 親子粘土教室

噴火災害10周年事業として平成14年度に始まり、小学生の親子を対象に、夏休みに開催しています。噴火災害当時の全国からの温かい支援や励ましに対する「感謝の心」を忘れないという思いをこめて、火山灰を原料とした粘土を使っています。

また、親子での制作活動をとおして「きずな」を深めます。

④ 土曜授業の実施

島原市内の全小学校では、土曜授業の一環として市民音楽祭に参加し、合唱・合奏・演奏などを市民に披露します。

<演 目>

合唱、合奏、和太鼓、金管バンド、吹奏楽、オペレッタ など



北村西望賞教育美術展



親子粘土教室

(6) 生徒指導の充実

【具体的な取組】

① いじめの防止

いじめ防止対策推進法（平成25年9月施行）により、いじめの定義が見直され、本市でも島原市子どものいじめの防止等に関する条例^{※23}が平成27年7月に施行されました。いじめは、ほんの些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大事案に至っていることから、早期発見・早期解決を目指し、きめ細やかないじめ防止に向けた取り組みを実施します。

- ・島原市 : 島原市いじめ問題対策協議会 年1回
- ・各学校 : いじめ防止アンケート(児童生徒、保護者) 年3回以上

《目標とする数値》

いじめによる重大事態 発生件数 0件

② スクールカウンセラーの活用

児童生徒が抱える、いじめや不登校、学校不適応などの心の問題に適切に対応するために、心理の専門家を活用します。スクールカウンセラーが、児童生徒や保護者を直接カウンセリングしたり、気になる児童生徒に対しての助言を教職員が受けたりして改善・解決をめざします。

また、カウンセラーを講師として長期休業中に研修会を開催し、教職員のカウンセリング能力や保護者との関係作りなど、対応力の向上を図ります。

③ スクールソーシャルワーカーの活用

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、平成27年度から導入した制度です。子どもを取り巻く家庭環境などが影響している場合、関係機関と連携しながら、その環境を改善し、児童生徒が抱える問題の解決をめざします。特に、家庭児童相談員や医療機関との連携を重視します。

また、生徒指導担当者研修会において「スクールソーシャルワーカーの視点からの児童生徒支援」等について、情報提供を行います。

④ 心の教室相談員の活用

生徒が悩みを気軽に話せ、ストレスを和らげ、心のゆとりを持てるような環境を提供するため、全中学校に心の教室相談員を配置しています。年1回、家庭児童相談員、少年センター相談員、適応指導教室相談員、心の教室相談員が参加して連絡協議会を開催し、情報交換を行い、相談活動の充実を図ります。

<勤務形態>

- ・第一・第二・有明中学校 : 1日5時間の週4日を基本
- ・第三・三会中学校 : 1日4時間の週2日を基本

⑤ 適応指導教室「ひまわり教室」

学校に行きたいのに行けない、友達の中にどうしても入れない状態にある児童生徒に対して、学校復帰を目指す目的で平成8年10月に開設し、20年目となりました。学校、保護者、島原市教育委員会が連携を密にしながら、教育相談、集団生活への適応指導、教科指導、保護者や在籍校への支援などを行います。

また、医療機関や関係機関との連携を図りながら学校復帰を目指します。

- ・相談員 : 2名
- ・指導日時 : 月曜日～金曜日 9:30～15:30 (長期休業中は休室)
- ・通級期間 : 原則として1年以内

6 健やかな体の育成

【現状と課題】

本市の小・中学生の体力は、新体力テスト測定結果の全国平均と比較したとき、小学生は走力、持久力、敏捷性において平均を上回っていますが、柔軟性では全国平均を下回っています。中学生においては、持久力を除いてほぼすべての体力が全国平均を下回っている現状から、体力向上への対策を講じていく必要があります。

健康教育においては、児童生徒に自己の健康保持・増進のために必要な判断力や実践力を身に付けさせることに重点を置き、よりよい生活習慣や健康的な生活を確立する必要があります。

【男子】

(単位：cm)

H27	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
島原市	24.49	26.12	27.03	28.28	31.35	32.9	36.34	38.00	42.52
全国	25.74	27.21	29.47	30.82	32.87	34.94	40.31	43.97	47.05
差	-1.25	-1.09	-2.71	-2.54	-1.52	-2.04	-3.97	-5.97	-4.53

【女子】

(単位：cm)

H27	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
島原市	28.24	28.50	30.21	31.16	33.56	38.87	40.09	40.16	41.29
全国	28.06	29.98	32.56	34.13	37.59	40.32	43.68	46.58	48.41
差	+0.18	-1.48	-2.35	-2.97	-4.03	-1.45	-3.59	-6.42	-7.12

※ 平成27年度の柔軟性：長座体前屈における平均値による比較

(1) 学校体育の充実

【具体的な取組】

① 体育主任会・体育教科担当者会

小・中学校それぞれで年間に3～4回、体育主任が児童生徒の体力向上をめざし、小学校体育大会並びに中学校体育大会各種競技開催に向けて、企画及び運営についての会議を実施します。

② 小学校体育大会

毎年10月に、小学校5・6年生全員による陸上競技大会を市営陸上競技場で開催します。市内小学校の高学年児童が一堂に会し、交流と親睦を図るとともに、他校と競い合ったり、複数種目を体験し記録を測定したりすることで、競技意欲と体力の向上を図ります。

③ 体力向上指導者養成研修会

夏季休業中に、各小・中学校1名以上が参加して開催します。受講者はそれぞれの学校で伝達講習会を開き、すべての教諭に伝達し、教科体育をはじめ教育活動全般をとらえて、児童生徒の運動意欲、技能及び体力の向上を図ります。

(2) 部活動の充実

【具体的な取組】

① 中学校総合体育大会

「球技・武道大会」は、6月第2週目の「土・日」に開催します。「陸上競技大会」は、市営陸上競技場で全中学生・全教職員が参加して開催します。「駅伝競走大会」は、「島原復興アリーナ周回コース」において、多くの市民の応援のもと開催します。

② 外部指導者の委嘱

中学校の部活動に対して、専門的な指導者を各学校が推薦し、島原市教育委員会教育長が委嘱しています。今後は、「チームとしての学校^{※24}」を実現していくため、部活動に関する専門能力スタッフである部活動指導員（仮称）について検討する必要があります。

・平成28年度登録者数：60名

③ 部活動指導者研修会

部活動顧問及び外部指導者を対象に、本市の協定事業である島原市スポーツ指導者研修会を通して、中学生期における望ましい指導法について研修し、指導者の指導力や資質の向上を図ります。

(3) 健康教育の充実

【具体的な取組】

① フッ化物洗口事業の推進

児童に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、小学校におけるフッ化物洗口の実施に努めます。

《目標とする数値》

12歳児のう歯率	平成27年度	平成33年度
本／1人平均（全国平均0.9本）	1.2本	0.9本

② 小児生活習慣病予防検診

小学校4年生を対象として、毎年9月に島原市医師会へ依頼し、専門医による保健指導を行い、早期予防・早期治療に努めます。

③ 養護教諭・保健主事部会研修

各小・中学校の養護教諭は毎月、そのうち4回は保健主事と合同で研修会を開催し、応急処置や救急法など、専門職としての資質向上を図ります。

＜研修内容＞

AED使用法、心肺蘇生法、包帯法、エピペン^{※25}の使用法 など

④ 薬物乱用防止教室

薬物の害や怖さ、勧められた時に断る勇気の大切さなどを理解させるために、年間に1回以上、関係専門機関や薬剤師などの外部講師を招いて全小・中学校で開催します。

7 食に関する指導の充実

【現状と課題】

今日、子どもたちの食を取り巻く環境は大きく変化し、食生活の乱れや生活習慣病の増加、アレルギー疾患や食品の安全性など、様々な問題が生じています。その中でも、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をする「孤食」の問題が近年クローズアップされており、家族団らんによる食の楽しさの実感を味わったり、食事のマナー習得を図ったりするためにも、家族との共食は重要な課題となっています。

本市においても、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学校が家庭や地域と連携しながら、食育についての取り組みを積極的に推進することが重要といえます。

平成27年度に策定された「第二次島原市食育推進計画^{※26}」に基づいて食育を推進し、食の大切さ、望ましい栄養や食事のとり方を理解させ、感謝の心等の育成を図ります。

(1) 学校における教科等を活用した食育の推進

【具体的な取組】

① 教科等での食育指導

食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、食物の品質及び安全性についての正しい知識、感謝の心、食事のマナー、食文化に関して各教科のねらいと関連させながら指導を行います。

② 栄養教諭・学校栄養職員との連携

学級・教科担任が食育推進に主体的に取り組むとともに、栄養教諭・学校栄養職員と連携し、共通理解を図りながら実践を進めていきます。

(2) 給食を活用した食育の推進

① 給食時間での食育指導

給食時間において箸の持ち方などの食事のマナー指導や、栄養バランスについて等の栄養指導を行います。

② 郷土料理の食体験

各小・中学校の学校給食の献立に、「具雑煮」「ろくべえ」「かんざらし」といった郷土料理や、素麺やワカメ、ダイコン、ニンジン等の郷土食材を使った「ふしめん汁」「ワカメ入りまぜご飯」などを取り入れ、食体験をとoshした食文化の継承を図ります。

③ 地産地消の推進

地域の産物、食文化や食に関わる歴史などを理解するために、地場産物の使用促進を図り、食に関する指導に活用します。

《目標とする数値》

県産品使用	平成27年度	平成33年度
重量割合	60%	※71%

※県の数値目標と同じ

④ 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報を、学校、調理場、島原市教育委員会が共有し、緊急時の対応について十分な共通理解を図ります。

また、給食での対応を希望する児童生徒については、医師記入の「学校生活管理指導表」に基づき保護者と面談・相談を行い適切な対応を行います。保護者の同意があれば、消防署との連携も図ります。

(3) 家庭・地域と連携した食育の推進

① 朝食摂取等の基本的生活習慣の確立

各小・中学校で、朝食摂取状況調査を毎年実施して朝食の実態を把握し、全児童生徒の「朝ごはん」摂取の定着を図ります。

② 共食の普及啓発

食の楽しさを実感し、食や生活に関する基礎を習得する場として、家族で食卓を囲んでコミュニケーションを図る「共食」の機会が増えるよう啓発します。

《目標とする数値》

一週間の共食回数	平成26年度	平成33年度
児童	10.9回	※12回
生徒	9.5回	※10回

※島原市の数値目標と同じ

③ 給食・食育だよりの発行

各小・中学校で毎月発行し、学校給食の状況や、栄養・健康などの食育に関する情報を提供します。

④ 給食試食

各小・中学校において、地域関係団体との「交流給食」、学級部会による「給食試食会」、小学校1年生時の「親子給食会」、市長・教育委員との「ふれあい給食」を実施し、学校給食に対する理解を深めます。

⑤ 学校給食検討委員会

P T A及び地域代表、学校給食調理場長等で構成する学校給食検討委員会（定数27名）において、広く意見を聴取し、学校給食や食育指導の充実を図ります。

8 教職員の資質向上

【現状と課題】

近年、学習指導、生活指導に加え、複雑化・多様化する課題が教員に集中し、授業等の教育指導に専念しづらい状況にあるといえます。そこで、多様な専門スタッ

フが責任を持って学校運営に参画し、学校のマネジメントが組織的に行われる体制づくりが必要です。

本市においては、主幹教諭の配置や事務共同実施の推進を図り、「チームとしての学校」を実現できるような体制の整備を進めていきます。

また、定例の研修会をはじめ、それぞれの研修内容の充実を図り、マネジメントに求められる教職員の資質・能力を高めていきます。

(1) 教職員研修の充実

【具体的な取組】

① 定例管理職研修会

毎月、月初めに、校長会及び教頭会を実施し、学校運営を円滑に行うための指導連絡を徹底するとともに、管理職に求められる学校経営力(マネジメント能力)の向上を図ります。

② 教務主任研修会

毎月実施し、教育課程や学校行事などについて情報交換を行い、各学校の教育計画の充実を図ります。また、学習指導要領の次期改訂に向け、研修を深めます。

③ 学力結果分析研修会

児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、学力向上に向けた授業改善や校内研究の活性化を行うことで、学力の向上を図ります。

市の学力調査をもとに、事後説明会を学校で開催することで、その学校の児童生徒の状況をより詳しく把握し、授業改善に生かします。

事後説明会 開催校

平成27年度 小学校：2校(大三東小・湯江小)

平成28年度 小学校：2校(第三小・高野小)

中学校：2校(第二中・有明中)

④ 生徒指導担当者研修会

生活指導主任及び生徒指導主事を対象に、事例研修等を行い、不登校の解消や問題行動への対応力の向上を図ります。特に中1ギャップ^{※27}の解消に向け、小中連携の在り方などの対策を協議します。

⑤ 英語研修

(小学校)

【中央研修への派遣】

独立行政法人教員研修センターが主催する外国語活動に関する研修会等に毎年一人派遣し、今後の小学校外国語教育の方向性や知識等を習得させることで、小学校における外国語活動推進の指導者を育てます。

【島原市外国語活動研修会の開催】

中央研修受講した教員等を講師として外国語活動研修会を実施することで、教員の外国語教育に対する指導の充実を図ります。

【校内研修の充実】

長期休業中の校内研修において、市外国語活動研修会の内容を伝達したり、ALT

を活用した英会話教室を開催したりすることで、教員の指導力向上を図ります。
(中学校)

【英語科教員のスキルアップ】

「英検」や「TOEIC IP テスト」の受験を推奨し、指導力を高めることで、生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成します。

《目標とする数値》

中学校英語教員の英語力	平成 2 8 年度	平成 3 3 年度
英検準 1 級、TOEIC 7 3 0 点程度以上	—————	※ 5 0 %

※ 県の数値目標と同じ

⑥ 島原半島 3 市特別支援教育連絡協議会^{※28}

島原半島 3 市特別支援教育連絡協議会が開催する研修会等に、特別支援コーディネーターや特別支援教育関係者が参加することで、教職員の資質向上や効果的な支援方法などの充実を図ります。

また、長崎県立島原特別支援学校の職員から、専門的な立場からの指導を受けます。

⑦ 学校事務共同実施連絡協議会

平成 2 5 年度から「共同実施推進室」を設置し、各学校の事務処理の一部を推進室で一括処理することにより、各学校の事務量の軽減を図り、各学校の事務職員が以下の 4 点の教育支援を積極的かつ確実に行える環境を作り出し、教員の事務負担軽減を図っています。

- (1) 教科書給与事務システムに関すること
- (2) 就学援助事務に関すること
- (3) 私費会計の適正化（審査的な役割）に関すること
- (4) その他、各学校の状況に応じた事務・業務に関すること【プラス 1】

所期の目的が達成できるよう、連絡協議会を年 2 回開催し、活動目標や活動計画等の協議を行っています。

⑧ 教育講演会

平成 4 年度から教職員の識見を高め、指導力の向上を図るため、市内小・中学校の全教職員を対象に、教育講演会を開催しています。近年は、夏季休業中の開催とし、今後の学校教育のあり方と教職員の役割について研修を深めています。

＜過去 3 カ年の講演内容・講師＞

平成 2 6 年度	「長崎 秋田 教育考」 秋田県教育庁義務教育課 鷲谷 真一 氏
平成 2 7 年度	「秋田県の学力向上の取組」 秋田大学教育文化学部 阿部 昇 教授
平成 2 8 年度	「次世代の学校・地域」創生プラン 第 2 0 代文部科学大臣 馳 浩 氏

(2) 校内研修体制の充実

【具体的な取組】

① 研究校の指定

小・中学校14校の半数を毎年順次指定し、最終年度には研究の成果を発表します。各学校が、自校の課題や実情に応じた研究テーマを設定し、3年間取り組むことで、教職員が課題意識を共有し、指導力や授業力の向上を図ります。

また、小・中連携、小・中一貫教育、特別な教科道徳、小学校外国語活動、アクティブ・ラーニング等についても研究を進めていきます。

＜研究指定校一覧表＞

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第一小学校	——				——	——	——		
第二小学校	——	——	——				——	——	——
第三小学校		——	——	——				——	——
第四小学校	——	——				——	——	——	
第五小学校				——	——	——			
三会小学校			——	——	——				——
大三東小学校		——	——	——				——	——
高野小学校			——	——	——				——
湯江小学校	——	——				——	——	——	
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第一中学校				——	——	——			
第二中学校	——				——	——	——		
第三中学校		NIE	——	——	——				——
三会中学校						——	——	——	
有明中学校	——	——	——				——	——	——

※ ——— は市指定期間 は県指定

(3) 校種間連携の充実

【具体的な取組】

① 幼・保・小連携

子ども同士や職員同士の交流の場の設定を推進し、指導力の向上を図ります。

＜主な交流活動＞

【子ども同士】

- ・ふれあい体験（小学校探検） 年長児と1年生
- ・学校行事への参加（運動会・持久走大会応援）

【職員同士】

- ・各園のおゆうぎ会等の行事の参観
- ・定例情報交換会
- ・入学前の各園訪問

<主な成果と課題>

【成 果】

- ・子ども同士がふれあう機会となった。
- ・情報を共有することで授業方法等の見直しができ、不安や心配が少なくなった。

【課 題】

- ・担当者がかわっても継続できるための連携組織体制づくり

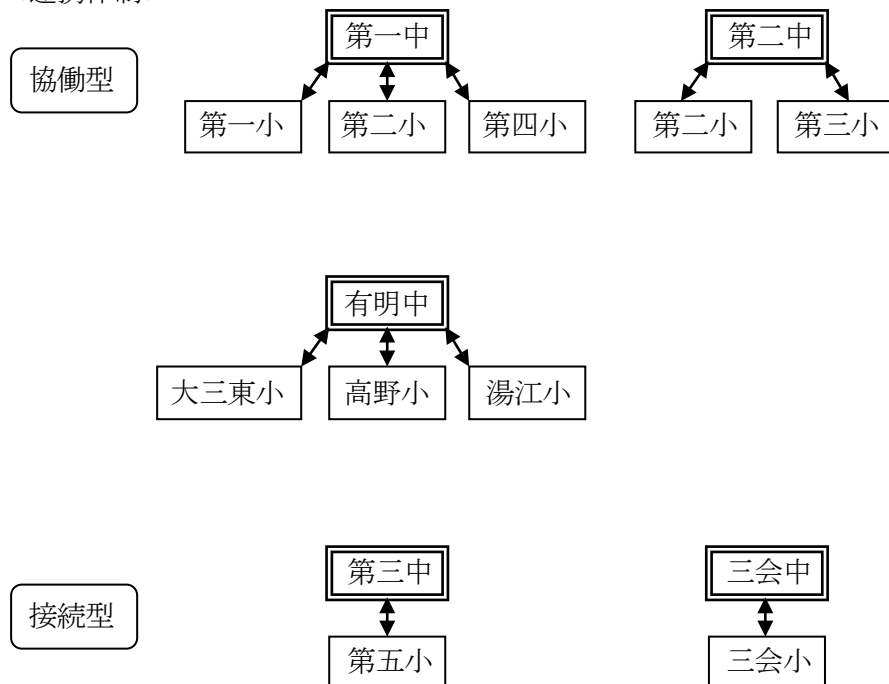
② 小・中連携

中学校区内の小学校と中学校が、お互いの研究授業及び授業研究会に参加し、授業力向上に向けた研修を行います。

また、中学校の教諭が小学校に出向いて英語、音楽、美術、体育等専門性を生かした指導・授業交流を行います。

さらに、配慮を要する児童の情報を小学校から中学校へ確実に引き継ぐなど、接続を円滑に進めることで、中1ギャップの解消等、生徒指導上においても効果を発揮させます。

<連携体制>



③ 中・高連携

島原地区学校警察連絡協議会において、互いに情報を提供し、中・高の学校間の連絡を密にしながら、問題行動の予防や指導に力点を置いた生徒指導を推進します。

また、島原半島高校入試中高連絡協議会において、島原半島の子どもの学力向上を推進するため、中・高双方で連携して、具体的な対策を検討し、実施します。

9 地域との連携

【現状と課題】

国においては、学校や子どもたちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクール^{※29}の設立を求めています。本市においては、総合的な学習の時間などで、地域の人材や教育力を生かした体験的な取り組みをこれまでも行っています。今後も、学校関係者評価等を全小・中学校で実施するなどして、地域を巻き込んだ取り組みや学校運営を進めていきます。

(1) 地域の教育力を生かした学習の推進

【具体的な取組】

① 地域人材の活用

各小・中学校において、地域の人材や、退職校長会が作成した「教育支援登録者一覧」を活用した体験活動を、保護者や地域との連携を図りながら積極的に進めています。

＜活 用 例＞

婦人会・PTA等：梅干しづくり、廃油石鹸づくり、EM菌団子づくり
高 齢 者 団 体：昔遊び体験（お手玉、凧揚げ、竹とんぼ など）

② 地域学習

小学校3・4年生の社会科の学習では、副教材である「わたしたちの島原市」を活用し、市の様子、仕事、くらしの移り変わり、健康・安全なくらしなどについての地域学習を行います。

小学校3年生では、校区の公民館、スーパーマーケットや食品工場などを見学します。小学校4年生では、警察署や消防署、市下水処理場、市ゴミ収集センターなどを見学します。

調べたことや見学したことをまとめ、発表するなどの活動をとおして、自分たちの住む島原市について理解を深めます。

③ キャリア教育^{※30}

小学校では、身近な体験活動から学校での係活動、清掃活動、勤労生産的な活動や地域での活動を通して、働くことの大切さや自分の役割を果たそうとする意欲や態度を育てていきます。中学校では、市内の事業所や施設などでの職場体験学習や福祉体験学習を通して、キャリア教育の推進を図ります。

④ 野外宿泊体験学習

小学校5年生・中学校1年生で、県立千々石少年自然の家や国立諫早青少年自然の家での宿泊体験学習を実施します。平成24年度からは、地学の専門家の説明による「ジオパーク学習」も取り入れます。

＜活 動 例＞

飯ごう炊さん、沢歩き、ナイトハイキング、木工工作 など

⑤ 兄弟校交流校児童会交流事業

大分県豊後高田市は、江戸時代に島原藩の飛地（大名の城付の領地に対し各地に分散している領地）だったことから、昭和44年に兄弟都市の締結を行いました。その後、両市で交流が行われ、平成2年8月1日には両市の小・中学校が「兄弟校」の締結をし、各小・中学校間での交流が行われるようになりました。

現在では、両市それぞれの合併に伴い新たに加わった小学校を「交流校」として交流を続けています。

<交流の経緯>

昭和44年 豊後高田市との兄弟都市締結

平成 2年8月1日

豊後高田市と本市の小・中学校が「兄弟校」の締結

平成 2年8月8日～9日

豊後高田市の児童生徒を本市へ受入（ホームステイ）

平成 2年8月20日～21日

本市の児童生徒が豊後高田市を訪問（ホームステイ）

⇄ ※以降、スポーツ・修学旅行等で交流

平成11年度 本市の児童が豊後高田市を訪問（少年自然の家に宿泊）

平成12年度 豊後高田市の児童を本市へ受入（ホームステイ）

⇄ ※受入・訪問を交互に実施

平成18年度 休止（以降、隔年おきの交流）

平成19年度 豊後高田市の児童を本市へ受入（ホームステイ）

平成21年度 本市の児童が豊後高田市を訪問（ホームステイ）

平成23年度 豊後高田市の児童を本市へ受入（ホームステイ）

平成25年度 本市の児童が豊後高田市を訪問（ホームステイ）

平成27年度 豊後高田市の児童を本市へ受入（ホームステイ）

平成29年度 本市の児童が豊後高田市を訪問（予定）

平成31年度 豊後高田市の児童を本市へ受入（予定）

平成33年度 本市の児童が豊後高田市を訪問（予定）

<交流の内容>

「8.6 平和集会（豊後高田市）」「8.9 平和集会（島原市）」への参加、ホームステイ、市内観光、両市の縁の寺墓参（豊後高田市は円福寺、島原市は本光寺）

< 兄弟校・交流校 >

	島原市		豊後高田市
兄弟校	第一小学校	←→	桂陽 けいよう 小学校
	第二小学校	←→	高田 たかだ 小学校
	第三小学校	←→	河内 かわうち 小学校
	第四小学校	←→	戴星 たいせい 学園 (旧 都甲 とごう 小学校)
	第五小学校	←→	田染 たしぶ 小学校
	三 み 会 え 小学校	←→	草地 くさち 小学校 貞崎 くれさき 小学校
	第一中学校	←→	高田中学校
	第二中学校	←→	田染中学校
	第三中学校	←→	河内中学校
	三 み 会 え 中学校	←→	戴星学園 (旧 都甲中学校)
交流校	大 おお 三 み 東 とう 小学校	←→	真玉 またま 小学校 臼野 うすの 小学校
	高 こう 野 や 小学校	←→	三 み 浦 うら 小学校
	湯 ゆ 江 え 小学校	←→	香々 かかち 地 ち 小学校 (三 み 重 え 小学校)



到着した子どもたちの歓迎



武家屋敷の見学

(2) 信頼される学校づくりの推進

【具体的な取組】

① 学校評価

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善や教育の質の向上に不可欠なものです。学校として目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等を評価することにより、組織的・継続的に学校運営を改善します。

また、評価結果の公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

さらに、学校評価の結果を踏まえて、学校訪問時に教育委員会が学校に対する支援・改善を行うことにより、教育水準の保証・向上を図ります。

第2節 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり

1 「島原市ココロねっこ運動^{※31}」の推進

【現状と課題】

今日、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化、高度情報化社会の急速な進行に伴い、家庭や地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

そうした中、本市においても、価値観の多様化等による地域社会のつながりや支え合いの希薄化により、青少年の体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれており、子どもの基本的な生活習慣の確立や子どもの自立の基礎を培う家庭教育、子どもや家庭を見守る地域教育の重要性はますます大きくなっています。

本市においては、“地域ぐるみの子育て”を目的として、「青少年の体験活動の充実」「子育て支援の充実」「学校と地域社会の連携」を3つの柱とする『島原市ココロねっこ運動』の展開に力を入れて取り組みます。

この活動をととして、家庭の教育力の向上を図るために、子を持つ親が子どもの育て方や家庭教育のあり方について学ぶ機会を充実するとともに、PTAや青少年健全育成協議会^{※32}、子ども会、婦人会、高齢者団体、青年団等が十分な連携を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える取り組みを継続し、地域の強いきずなをつくることが必要不可欠です。

(1) 青少年の体験活動の充実

【具体的な取組】

① 週末余暇活動

週末における子どもの居場所づくりを目的に、各地区青少年健全育成協議会等が中心となり、主に土曜日の午前中に各公民館や地域の中で各種の体験活動を実施します。

＜活 動 例＞

囲碁・将棋教室、料理教室、茶道教室、農業体験教室、郷土伝承教室、グランドゴルフ、マテ貝掘り など

② 通学合宿

集団生活をととして、礼儀や感謝の気持ち、耐性や自主性をはじめ、子どものコミュニケーション能力や生活力を身に付けさせるとともに、子どもとのふれあいをととして地域住民・保護者・学校の結びつきを深めるなど、「子どもを核とした地域のきずなづくり」をめざします。

各公民館を主な拠点に、青少年健全育成協議会・婦人会・高齢者団体・青年団・PTA等各種団体の協力のもと、小学校3年生から6年生が3泊4日または2泊3日で共同生活を行います。子どもたちは、買い物、食事づくり、片付け、学習などの日常体験を柱とし、もらい湯等で地域の方々との交流を深めながら通学します。

③ 夏休み稽古館^{けいこかん}

子どもの居場所づくりの一環として、小学校3年生以上を対象に、夏休み期間中に森岳公民館で実施します。島原藩の藩校「稽古館」で史学や文学を学んでいたことに因み、古典の学習や論語の素読を行う講座を開設します。

④ 子ども会活動

各子ども会においては、独自の企画で会員と育成者の親睦活動、異世代間の交流活動、自然体験活動、社会奉仕体験活動の一環としての資源物回収、夏休みのラジオ体操等の活動を行うなど、子どもの体験活動の場の提供に努めます。

また、子ども会の連合組織である「島原市子ども会育成連絡協議会」においては、子ども会活動の活性化を図るため、子ども会ジュニアリーダー研修会等の取り組みを行います。



週末余暇活動での囲碁教室



通学合宿での食事づくり

(2) 子育て支援の充実

【具体的な取組】

① 家庭教育学級

子どもの教育の原点は家庭であることに鑑み、家庭や地域の教育力向上をめざして、各地区青少年健全育成協議会や各学校PTAが主体となって、保護者を対象に講演会や体験活動等を公民館や小・中学校区単位で実施します。

また、“しまばら家庭教育三・三・七拍子!”(社会教育委員の会作成「P66 資料①」)を活用し、親・家庭・地域の役割を再認識させ、家庭及び地域の教育力の向上を目指します。

特に、近年のメディア機器の進展は目覚ましく、ネットトラブルから子どもを守るためにも、メディアに関する研修の継続が必要です。

<活動例>

講演会として「いじめ防止」、「食育」、「ネット事情と対応策」など。

体験活動として「子ども精霊船づくり」、「しめ縄」、「ミニ門松づくり」、「鬼火」、「オリエンテーリング大会」など

② 健康教育講座

心身の健康に関する意識を高めるため、各地区青少年健全育成協議会や各学校PTAが主体となり、市医師会の講師等による保護者対象の健康に関する講座を公民館ごとに実施します。

＜活 動 例＞

「ボディコントロールエクササイズ」、「食育について」など

③ 思春期子育て講座

思春期の子育てについて理解を深めるため、中学校が主体となって、保護者を対象に思春期の子育てに関する講座を中学校ごとに実施します。

＜活 動 例＞

「子育ての知恵袋」、「携帯・スマホの取扱について」、「なぜ？がわかる子どもの成長のために」など

④ 「少年の日」・「家庭の日」の推進

地域全体で少年を見守り育てていくことをめざした毎月 1 日の「少年の日」に、少年が社会の一員であることの自覚を促すために“あいさつ・声かけ運動”を実施します。

また、家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、毎月第3日曜日が「家庭の日」として定められています。今後とも、子どもたちの健やかな育成、明るく円満な家庭づくりの契機となるように周知に努めます。

(3) 学校と地域社会の連携

【具体的な取組】

① 学校と社会教育関係団体との交流事業

体育祭などの学校行事や各地区週末余暇活動、通学合宿、公民館まつり等をとおして、学校と各地区の青少年健全育成協議会・婦人会・高齢者団体等との連携と交流を深めます。

② 放課後子ども学習室

小・中学生を対象に学校施設を活用し、放課後における子どもの居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して自主的・主体的な学習活動を支援し、自学の習慣を身に付けさせます。

《目標とする数値》

1校当たりの参加児童生徒	平成27年度	平成33年度
参加児童生徒数	29人	40人

③ スクールキッズ

小学生を対象に各地区公民館を活用し、長期休業中における子どもの居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して自主的・主体的な学習活動を支援し、家庭学習の習慣を身に付けさせます。

《目標とする数値》

1地区当たりの参加児童	平成27年度	平成33年度
参加児童数	17人	20人

④ 学校支援会議

各小・中学校単位で、学校・家庭・地域の代表が子どもの安全や子育て等について協議を行いながら、それぞれが協働し地域ぐるみの子育てに取り組みます。

また、「地域とともにある学校づくり」を推進するために、コミュニティ・スクールの導入について、検討を進めます。

＜構成員例＞

町内会・自治会、青少年健全育成協議会、婦人会、高齢者団体、民生委員・児童委員、社会教育委員、学校評議員、PTA、公民館 など

＜取組例＞

朝のあいさつ運動、登下校時安全パトロール、放課後子ども学習室、通学合宿、除草作業、校区の危険箇所点検 など

⑤ 青少年育成ココロねっこ指導員・ココロねっこ推進員

本市における「ココロねっこ運動」を推進するため、青少年育成ココロねっこ指導員及びココロねっこ推進員を配置し、「ココロねっこ運動」のPR、あいさつ運動や見守り活動等、地域における子どもの健全育成活動を実践します。

◎指導員・推進員の配置（平成28年度）

青少年育成ココロねっこ指導員	4人（長崎県知事が委嘱）
ココロねっこ推進員	7人（島原市青少年健全育成協議会長が委嘱）



放課後子ども学習室



スクールキッズ

2 地域の特性を生かした公民館活動の推進

【現状と課題】

市内7地区にある公民館は、人づくり地域づくりの最前線であり、地域住民の生涯学習の活動拠点、行政と地域をつなぐパイプ役、そして、地域コミュニティづくりの中核施設として大きな役目を担っています。

本市では、各公民館単位に公民館運営委員会を組織するとともに、市公民館運営審議会を設置し、共通課題の解決や各種事業の企画実施等についての助言等をもとに公民館活動の推進を図っています。

人々の価値観の多様化に伴い地域連帯意識の低下が叫ばれている今日、社会教育関係団体や町内会・自治会等と連携しながら、きずなの強い地域をつくるためにも、公民館の果たす役割はますます重要になってきています。

(1) 地域に根ざした公民館の運営

【具体的な取組】

① 公民館まつり

各種講座や各サークル等の日頃の活動の成果を発表する場として、演技発表や作品展示、バザー等、地域の特性を生かして公民館ごとに実施し、地区内の連帯感の醸成に努めます。

また、子どもを核とした地域活性化を図るため、子どもたちが積極的に参加するような内容の工夫に努めます。

② 自治公民館活動

自治公民館が行う文化・スポーツ行事や学習会、地域における子育て支援等の教育的活動については、公立公民館と連携しながら支援に努めます。



公民館まつりでの演奏発表、作品展示

(2) 各種学級・講座の充実

【具体的な取組】

① 女性学級

変化の激しい社会の中で女性としてよりよく生きるため、知識を増やし見聞を広めるとともに、相互の交流と親睦を図ることを目的として、各公民館を拠点とした9の学級において、年間85回を目標に開催します。

また、女性学級の受講生には、学級で学んだことを地域づくりに活かし社会貢献へとつないでいく役割も期待されます。

<講座例>

ジオパーク学習、健康教育、環境問題、歴史、文学、法律、人権学習、防災、市議会傍聴、料理、和菓子づくり、生花、小物づくり、ダンス、グラウンドゴルフ など

② 高齢者学級

心豊かで充実した生活がおくれるように知識の習得と相互の交流・親睦を図ることを目的として、各公民館を単位とした7学級において、年間70回を目標に開催します。

<講座例>

健康教育、交通安全教育、郷土学習、法律、人権学習、健康づくり体操、軽スポーツ、昔遊び（小学生との交流） など

③ 家庭教育学級

子どもの教育の原点は家庭であることに鑑み、家庭や地域の教育力向上をめざして、各地区青少年健全育成協議会や各学校PTAが主体となって、保護者を対象に講演会や体験活動等を公民館ごとに実施します。（P 35の①参照）

④ 青年教室

青年が直面する課題解決と、地域を担う人材の育成や青年が集う場づくりを目的に実施します。

＜講 座 例＞

七夕まつり（小学生との交流）、ケーキづくり、地域交流 など



女性学級での見学学習（中富くすり博物館）



高齢者学級での健康体操学習

⑤ 公民館自主講座

各公民館において、地域住民のニーズに対応した各種講座を実施します。

また、自主講座からサークル活動への移行を支援するなど、市民の生涯学習の推進に努めます。

＜講 座 例＞

パソコン、小物づくり、健康づくり体操、園芸、料理、歴史、絵手紙、生花、カラオケ、魚のさばき方 など

《目標とする数値》

各種学級・講座	平成27年度	平成33年度
実施数	518回	550回

※各公民館における学級等（女性学級、高齢者学級、家庭教育学級、青年教室、公民館自主講座）

⑥ 島原市ひとづくり出前講座

学習機会の充実を図るため、島原市政について広く知識を深めるための講座を開設します。依頼を受けて「出前」を行い、担当部局の市職員が講話をする内容であり、積極的な活用を促します。

＜分 野＞

市政、産業、まちづくり、暮らしと生活、防災、健康づくり、福祉、教育、ジオパーク など

《目標とする数値》

出前講座	平成27年度	平成33年度
開催回数	27回	50回

(3) 自主活動の推進

【具体的な取組】

① 公民館サークル活動の育成

各公民館を拠点として自主的なサークルが活動しており、喜びや生きがいを求めて活動しています。

このため、さらなる活動の充実のために、公民館の利用の仕方やサークル等の情報について、公民館サークル情報誌を作成し周知を図ります。

＜サークル例＞

体操、ダンス、太極拳、舞踊、カラオケ、合唱、大正琴、詩吟、俳句、短歌、諧句、書道、茶道、生花、料理、手芸・工芸、囲碁・将棋、絵画、パソコン、おはなし会、パッチワーク など

(※平成28年度現在198のサークルが活動)

3 社会教育の推進と社会教育関係団体の育成

【現状と課題】

心豊かで活力ある生涯学習社会の実現のためには、社会教育の果たす役割は非常に重要です。

本市では、社会教育委員の会を設置し、社会教育事業の企画実施等についての助言等をもとに、社会教育の推進を図っています。また、青少年健全育成協議会、子ども会、婦人会、高齢者団体、青年団、PTAといった社会教育関係団体が、それぞれの事業計画に沿って、様々な社会教育活動を行っています。

一方、社会環境の変化や趣味・嗜好の多様化、高度情報化に伴う価値観の多様化等により、各種団体の会員数は減少傾向にあります。

地域コミュニティの維持や生涯学習の推進、地域における子育て支援のためにも、社会教育関係団体の育成を効果的に進めていく必要があります。

(1) 青少年関係団体の活性化

【具体的な取組】

① 青少年健全育成協議会活動

各地区の青少年健全育成協議会は、地域全体で子どもたちを育成する中心的な役割を担っており、地区ごとの特色を生かした体験活動、体育・レクリエーション行事、伝承・伝統行事、週末の余暇活動等を実施します。

また、青少年の事件や事故、非行の防止のため、危険箇所点検や安全パトロール等を実施します。

② 子ども会育成連絡協議会活動

毎年6月に、小学校高学年を対象としてリーダーに必要な資質を身につけさせるため、子ども会ジュニアリーダー研修会を実施します。週末に、自然の家など宿泊体験ができる施設に宿泊し、飯ごう炊さんや自然体験活動等を行います。

また、子ども会活動の指導的立場となる育成者を対象とした研修会を開催します。



青少年健全育成協議会による鬼火



精霊船づくり



子ども会育成会長研修会



子ども会ジュニアリーダー研修会

(2) 各種団体の支援

【具体的な取組】

① 婦人会・青年団の支援

地域における子育て支援の担い手である婦人会・青年団の自主運営を支援し、各団体の活性化と会員相互の親睦融和の醸成に努めます。

② P T A連合会の支援

P T A会員の資質向上をめざし、「心豊かでたくましい子どもを育てるP T A活動」という全体テーマで、島原市P T A連合会研修会が毎年1月に開催されます。

また、メディア機器を介して子どもが被害に遭う事件の多発をうけて、携帯電話を持たせるのは親の責任という自覚を促すために、P T A連合会の統一ルールである「しまばらスマホルール」を策定し、各学校P T Aでは、「家族のルール」づくりに取り組んでいます。

今後も、子育ての中心となるP T A活動の支援をさらに強化します。

4 文化活動の推進

【現状と課題】

本市においては、文化活動を支える団体として、島原文化連盟と有明文化協会があります。文化イベントについては、両団体をはじめ、それらを組織している団体などにより、特色ある活動が展開されています。これらの市民主体の文化活動を引き続き支援し、地域文化の良さを伝えていくとともに、豊かな心の育成につなげていくことが大切であります。

自主文化事業については、市民に芸術性の高い優れた舞台芸術に接する機会を提供し、市民文化の向上と地域活性化につなげるため、公演等を行っていますが、多くの市民に鑑賞してもらうための工夫が必要です。

市内の文化の活動拠点としては、島原文化会館と有明総合文化会館があります。大ホールの規模はそれぞれ1,202席・700席で、催し物の規模・内容に応じて活用していますが、さらなる利用促進が求められます。

(1) 文化団体の育成と文化事業の充実

【具体的な取組】

① 文化団体の育成と連携

市内の主な文化団体である島原文化連盟、有明文化協会、さらに音楽団体の島原市音楽連盟については、自主運営を支援します。また、市全体が一体となって文化の振興に向けた有効な活動を行うために、連携を強化し市民の文化の向上に努めます。

② 島原市美術展覧会の開催

島原文化連盟、有明文化協会との共催で、広く市民から美術作品を公募し、市民の鑑賞と情操豊かな心を養うために、島原市美術展覧会を開催します。

③ 島原市民音楽祭の開催

島原市音楽連盟、島原市小中学校音楽教育研究会、島原市邦楽振興会との共催で、市民や青少年が音楽に親しむ機会を提供するため、島原市民音楽祭を開催します。

(2) 自主文化事業の充実

【具体的な取組】

① 自主文化事業の開催

自主文化事業として、毎年、年間計画に基づき公演等を行っていますが、より市民のニーズを反映した公演等を実施するとともに、さらに多くの市民に質の高い芸術文化に触れていただけるように努めます。

市民が主体的に取り組んでいる「肥前島原子ども狂言」は、子どもの伝統芸能活動の活性化のために今後も支援に努めます。

② 公募型自主文化事業の実施

市民のアイデアを公募し多種多様な提案による文化事業を推進するために、公募型自主文化事業を実施します。

(3) 市民文化の充実

【具体的な取組】

① 市民文化講座の開催

市民の知識と教養の向上のため、島原文化連盟との共催で、政治・経済・文化等の各方面にわたる著名な講師を市内外から招へいし講演会を行います。



島原市美術展覧会



島原市民音楽祭



肥前島原子ども狂言



市民文化講座

5 図書館の充実

【現状と課題】

本市には、島原図書館、有明図書館があり、三会・杉谷・森岳・霊丘・白山・安中地区の6公民館には、島原図書館の分室を設置しています。島原図書館は昭和61年、有明図書館は平成11年に開館しており、島原図書館協議会の助言等をもとに、現在、一般財団法人島原市教育文化振興事業団が指定管理者として管理・運営にあたっています。

また、島原図書館は、平成25年度に子どもの読書活動の実践において「文部科学大臣表彰」を受賞し、平成27年度に開館30周年を記念して絵本作家の講演会の開催や図書館バッグの配布を行いました。

図書貸出用の登録者カードは島原・有明両図書館共通となっており、所持者は、平成28年3月末現在49,714人、平成27年度中の島原図書館利用者数は35,673人、有明図書館の利用者数は15,226人となっています。

今後、さらなる利用促進を図るため、各種サービスの向上と快適な読書環境づくりに努めます。

また、市内全小・中学校に学校司書を配置し、各学校・公民館では図書ボランティア

が活躍しています。市保健センターにおいては、3歳児検診時の「読み聞かせ」や3か月検診時の「ブックスタート」^{※33}を実施しており、子どもの読書活動の推進のためには、これら関係機関と公立図書館との連携もたいへん重要になっています。

(1) 図書館活動の推進

【具体的な取組】

① 図書資料の充実

図書館へのリクエストを大切にし、広く公平な選書・収集に努め、図書資料の充実を図ります。郷土資料については、歴史の継承と郷土史研究の発展のため収集に努めます。

② 読書環境づくり

設備の充実、館内美化、配架や展示の工夫、自主講座の開催により、気軽に利用できる図書館づくりをめざします。

また、ホームページや図書館だよりの内容の充実に努めるとともに、図書館司書の実務研修会等への積極的な参加により、予約サービスやレファレンスサービス、レフェラルサービス^{※34}などの向上に努めます。

③ 子どもの読書活動の推進

本市においては、平成17年度に「島原市子ども読書活動推進計画」を策定しており、この計画の実施により、市内全小・中学校への学校司書の配置や学校図書館の充実、図書ボランティア活動の活性化などが図られました。

本計画の課題を整理し、さらに市民が一体となって子どもの読書活動を推進することを目的に、第2次島原市子ども読書活動推進計画（計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間）を策定しました。

本計画に基づき、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、公民館、図書ボランティアがさらに連携し子どもの読書活動を推進します。

《目標とする数値》

図書貸出	平成27年度	平成33年度
冊数	240,897冊	245,000冊



島原図書館開館30周年記念講演会



島原図書館クリスマスおはなし会



島原図書館夜のおはなし会



有明図書館での読み聞かせ

6 少年センターの充実

【現状と課題】

少年の健全な育成を期し、少年の非行を防止するため、島原市少年センターを設置しており、少年センター運営協議会の助言等をもとに運営しています。

少年センターでは、少年補導委員（定数68名）が定期的に夜間巡回補導を行ったり、自転車走行のマナーの指導等を行ったりしています。

また、少年センター相談員が少年の健全育成に関する相談活動を行い、必要に応じて専門機関を紹介しています。

家庭や地域の教育力の低下、メディア機器の進展に伴う子どもの行動の変化など、少年の非行防止のために、学校やPTA、社会教育関係団体等と十分連携した取り組みが必要不可欠です。

（1）補導活動の充実

【具体的な取組】

① 補導活動

各地区の少年補導委員会は、市内全9地区（各小学校区）に設置し、学校・PTA・地域から5～8名の補導委員を委嘱しており、毎月の定期補導に加え、長期休業中や初市・花火大会・土曜夜市等の行事における特別補導を行います。

また、登下校時の「あいさつ運動」や夜間巡回補導での「愛の一声運動」などに取り組みます。



夜市での特別補導



自転車指導

(2) 相談活動の充実

【具体的な取組】

① 青少年問題の個別相談

電話・来所・訪問等の相談に対応し、必要に応じて専門機関を紹介します。また、ポスターの掲示やチラシの配布等により、相談活動の周知に努めます。

(3) 環境浄化活動の推進

【具体的な取組】

① 白ポストによる有害図書の回収

市内3箇所に設置した「白ポスト」により、少年の健全育成に有害な雑誌、DVDなどの回収を毎月行い、環境浄化を推進します。

② 立入調査の実施

少年補導委員や関係機関と連携して、7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、11月の「子ども・若者育成強調月間」に、書店、カラオケボックス、コンビニ、携帯電話販売店等への立入調査を行い、子どもに有害な環境を与えないよう協力を求めます。



白ポスト（島原駅前）

(4) 地域啓発活動の充実

【具体的な取組】

① 「少年の日」・「家庭の日」の周知・啓発

毎月1日の「少年の日」や第3日曜日の「家庭の日」の前に、広報車で市内を巡回し、それらの日の意義についての周知に努めます。（P 36の上段④参照）

② あいさつ運動

学校やPTA、各地区の社会教育関係団体と連携しながら、毎月1日の「少年の日」に、小・中学校の校門前や通学路等で「あいさつ運動」を行います。

③ 「少年センターだより」の発行

少年の健全育成や非行防止の啓発を目的として、年6回発行し、小・中学校の保護者や関係諸団体に配布します。

(5) 関係機関等との連携

【具体的な取組】

① 各種団体や関係機関との連携

少年補導委員の研修会等において、警察署から非行の現状や対策等についての報告や助言を受けるなど、各種団体や関係機関と連携し、補導活動の充実に努めます。

7 文化財の保護

【現状と課題】

本市においては、県内有数の有史以前の遺跡として、縄文時代後期の土器の製作跡とされる「大野原遺跡」、大規模な集落跡であった「小原下遺跡」、弥生時代中期頃の「景華園遺跡」が知られており、景華園で発見された銅剣は長崎県の有形文化財に指定されています。

日本史に残る歴史事象として、島原・天草一揆^{※35}や島原大變が有名であり、関連する市指定文化財として「キリシタン墓碑」や「流死菩提供養塔」が残されています。島原藩主松平家から伝わった古文書群である「肥前島原松平文庫」^{※36}にも当時の記録が記されており、県の有形文化財に指定されています。

また、本市の歴史のシンボルである島原城は、元和4年（1618年）から、松倉重政が4年ないし7年の歳月をかけて築いたもので、現在においても石垣の残存状況からその価値が認められ、平成28年に県の史跡に指定されました。

国指定文化財としては、弘化3年（1846年）に島原藩主松平忠誠の命により築かれた菓園の遺構である「旧島原藩菓園跡」^{※37}が、昭和4年に国の史跡に指定されました。また、普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドーム「平成新山」が、その形成過程と生態系の回復状況等がわかる貴重な場所として、平成16年に国の天然記念物に指定されています。

本市に残るこれらの貴重な文化財については、文化財保護審議会の助言等をもとに適切に保存、公開、活用に努めています。今後も、郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、ふるさと島原への愛着と誇りを持つ心の育成につなげるため、市民一体となった取り組みが必要不可欠です。



大野原遺跡展示館「縄文の里」



景華園遺跡で出土した銅剣



島原城に屋外展示されているキリシタン墓碑



流死菩提供養塔



ふこうざせいき 深溝世紀^{※38} (はんこく 翻刻本)



島原城

(1) 旧島原藩薬園跡

【具体的な取組】

① 国指定史跡としての保存と管理

国指定史跡「旧島原藩薬園跡」は、史跡としての遺構の維持管理を第一義に、薬草見本園としても公開しています。

昭和51年に策定された県教育委員会の保存管理計画^{※39}による整備はほぼ完了しましたが、同計画の策定から40年以上が経過し、樹根の成長による石垣への影響や、遺構の劣化が見られるため、適切な保存に努めます。

薬草の管理については、日常的な植栽管理や環境整備に努めており、県立島原農業高校等と連携して取り組みます。

＜薬園の履歴＞

- | | |
|------------|---|
| ・ 弘化3年 | 現在の ^{こやま} 小山町に島原藩主の命により ^{かく} 賀来佐一郎、 ^{いいじま} 飯島義角によって薬園が築かれる |
| ・ 明治2年 | 廃園となる |
| ・ 明治32年 | 民間の所有となる |
| ・ 昭和4年4月2日 | 「旧島原藩薬園跡」として国の史跡に指定され、島原町が管理団体となる |
| ・ 昭和46～48年 | 長崎県による全体の約半分の民有地の買上げ |
| ・ 昭和49～51年 | 長崎県による発掘調査及び史跡整備 |
| ・ 昭和51年 | 長崎県教育委員会による保存管理計画の策定 |
| ・ 昭和52～60年 | 島原市による民有地の買上げ、全園公有化 |
| ・ 昭和53～62年 | 石垣の修復や休憩所・トイレの設置、植栽・説明板設置等の薬草見本園的な整備 |
| ・ 平成22年 | 管理棟・トイレの改修、門扉の設置 |
| ・ 平成24年 | 駐車場の整備 |

② 周知と活用

薬園が築かれた当時の時代背景や薬園に携わった人々の物語等を、歴史講座やホームページ等で分かりやすく発信します。

また、園内の薬草・薬木や、それらの効能などについて楽しく学べる講座や周知

イベント等の実施に努めます。



旧島原藩薬園跡



旧島原藩薬園跡での薬草講座

ひぜんしまばらまつだいらぶんこ
(2) 肥前島原松平文庫

【具体的な取組】

① 所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用

歴史的な事実が記された古文書や絵図等が一万余点も収蔵される松平文庫は、国内でも希少な価値をもっており、平成25年3月に県の有形文化財に指定されました。このため、製本作業員によって虫食いなどによる所蔵資料の破損を修復し、よりよい状態で未来に残すように努めます。

特に、修復については、製本作業員を積極的に研修会に参加させ、技術の継承にも努めます。

修復した所蔵資料は、マイクロフィルム化やデータ化により複製品を作成し、資料の情報の消失を防ぐとともに、市民や研究者に幅広く活用できるように努めます。

所蔵資料の活用方策として、絵図等を中心に松平文庫展示室で企画展示を定期的で開催するとともに、旧島原藩日記^{※40}や深溝世紀等の古記録を用いた歴史講座や、古文書研究者による講演会等を実施します。

② 所蔵資料翻刻本の刊行

松平文庫の所蔵資料は、くずし字や漢文で記載されているものが多く、難解な文章となっています。特に、島原大変^{しまばらたいへん}をはじめとした本市の歴史に関わる資料を多くの市民に知ってもらい利用してもらうため、楷書で記載した翻刻本を刊行します。



古文書の修復作業



松平文庫での歴史講座

(3) 島原城跡

【具体的な取組】

① 整備と活用

島原城は平成24年6月の大雨により本丸西側石垣が崩落しましたが、調査を行いながら文化財的な価値を損なわないように復旧を進めました。その後、平成24年度から26年度にかけて石垣台帳整備事業を実施し、これまでの調査をもとにその価値が認められ、平成28年2月に県史跡に指定されました。今後は、保存整備計画を策定し効果的な保存と活用を図ります。

また、島原拘置支所職員宿舎敷地から出土した遺構の保存・活用に努めます。

(4) 各種文化財

【具体的な取組】

① 文化財の保護

文化財とは、「指定」や「登録」の有無にかかわらず、歴史上、芸術上、学術上、観賞上等の観点から価値の高い有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財のことを指し、市民共通の財産であるとされています。

本市にはこのような文化財が数多くあって、これらの文化財も指定文化財に準じた活用を図りながら保護していきます。

また、古くから島原に伝わる伝統芸能については、後継者不足から活動の維持が危惧される団体もありますが、保存の継承のために引き続き支援します。

② 指定文化財の保存・公開・活用

本市に所在する指定文化財は、平成28年3月末現在、国指定5件、県指定11件、市指定78件、国登録31件となっています。

文化財は市民共通の財産であり、「指定」又は「登録」された文化財は、本市にとって特に重要で、内容に応じた保存・公開・活用を図るとともに、文化財巡視員による定期的な確認を行うなど適切な保護に努め、個人所有の指定文化財については、日常管理や保護への支援を行います。

いちかわ たいぼく
市川泰朴の解体図等の市指定文化財は、有明歴史民俗資料館や島原城キリシタン資料館等で展示し、公開・活用を図ります。また、屋外の指定文化財には、説明板を設置し、歴史講座やまち歩き講座での活用を図り、移動可能な文化財は、必要に応じ市外の資料館等への貸出展示を行います。

また、島原藩主深溝松平家墓所については、市の史跡に指定していますが、今後は国史跡の指定をめざし、境内の詳細な地形測量図と墓碑の実測図を作成し、本光寺が所蔵する古文書、絵図等文献資料の調査を進めていきます。

《目標とする数値》

文化財	平成27年度	平成33年度
※市内の指定文化財の数	94件	96件
国登録文化財の数	31件	36件

※ 市内の指定文化財の数は、国・県・市指定の合計数

③ 埋蔵文化財の発掘調査・保存・公開・活用

遺跡地図等で埋蔵文化財が存在する土地として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、指定されていなくても保護すべきものとして、その範囲内で建設工事等の開発行為を行う場合は、事前に市教育委員会への届出が必要です。

開発行為による埋蔵文化財への影響が考えられる場合には、開発主体者と保存について協議を行い、事前に範囲確認調査を実施して遺構や遺物の有無を確認します。

範囲確認調査により遺構や遺物が確認された際には、再度協議を行い、開発行為による破壊がやむを得ない場合は、開発行為者の費用負担により、本調査を実施して記録保存を行い、遺構の残存状態によっては、現地で公開の説明会を開催します。

本調査の結果は、記録保存という形で後世に伝えるために発掘調査報告書として刊行し、研究・歴史資料として図書館や大学等へ配布します。

発掘調査報告書の刊行後、土器や石器等の遺物、調査時の実測図や写真は埋蔵文化財収蔵庫に保管し、大学等の研究者による調査・研究資料として活用を図り、完全な形に復元できる土器等は有明資料館「大野原遺跡展示館^{※41}」に展示・公開します。遺物の出土量や内容によって、適宜、企画展を開催します。

④ 歴史的建造物の保護

本市には、平成16年度から実施した市や大学等の調査により、江戸末期から昭和初期までの歴史的な建造物が、森岳商店街、万町、堀町、白土町、湊新地町、有馬船津町等に数多く現存していることが判明しています。

調査結果をもとに、所有者の同意が得られた建造物の「指定」や「登録」を、引き続き行います。

また、江戸時代の島原藩士の屋敷跡や町割りが残る鉄砲町地区を対象として平成19・20年度に実施した伝統的建造物群保存対策調査の結果をふまえ、今後、地域住民や関係機関等との意見交換等を行い、往時の面影を残す町並みを後世に伝えるための伝統的建造物群保存地区制度^{※42}の導入に向けた検討を行い、鉄砲町の文化財的価値と制度の周知に取り組みます。



しょうろう
精霊流し



さきおどり
郷土芸能の先踊



湧水庭園「四明荘」
しめいそう



有明歴史民俗資料館



旧島原藩日記



文化財防火デーでの文化財搬出訓練



文化財現地説明会



江戸時代の屋敷跡や町割りが残る鉄砲町

第3節 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

【現状と課題】

本市では、少子高齢化といった社会情勢の変化に加え、生活が便利になったことによる運動不足に伴う体力の低下、現代社会におけるストレスの増大、人間関係の希薄化などが問題となっています。

スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つであり、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものです。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものです。生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを送ることは、「人づくり」に大きな意義があります。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を迫る営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、市民のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献できる大きな力を持っています。こうしてスポーツを推進することで、明るく活力ある「地域づくり」の実現が期待できます。

「人づくり」「地域づくり」を目的としたスポーツの具体的な楽しみ方についても、自ら体を動かして運動を行う「する」スポーツだけでなく、競技力の高いプレーヤーたちや仲間のプレーを観て楽しむ「観る」スポーツ、運営ボランティアや管理スタッフ、指導者として他者のスポーツ活動を支援する「支える（育てる）」スポーツなど多様であり、さらには「学ぶ」、「魅せる」、「語る」など様々な楽しみ方があります。

(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進

【具体的な取組】

① 総合型スポーツクラブの普及・推進

子どもから高齢者までスポーツのきずなを広げるため、総合型スポーツクラブ「白山いきいきスポーツクラブ」をモデルとしながら、本市の特色を生かしたスポーツクラブの普及・推進に努めます。

《目標とする数値》

総合型地域スポーツクラブ	平成28年度	平成33年度
団体数	1団体	3団体

(2) しまばら体操の普及

【具体的な取組】

① しまばら体操の普及

島原市では日本体育大学の協力を得て、平成 28 年に「しまばら体操」を発表しました。この体操は、体をすみずみまで動かし、血行促進や代謝を活性化することを目的とした、4 つのストレッチ運動と 4 つの動的運動で構成されています。体操は座ったままでも行うことができるもので、健康の保持・増進と介護予防という効果が期待されます。



今後はしまばら体操の一層の普及を図ることで、市民が継続的に身体を動かし、いつでも体操を楽しめるようにしていきます。

(3) ウォーキング環境の整備

【具体的な取組】

① ウォーキング環境の整備

島原市内の公園や道路では、特に早朝や夕方、美しい景色を眺めながらウォーキングを楽しむ市民の姿が見られます。このように世代を問わず親しまれているウォーキングについて、今後も市民が安心していつでも行えるよう環境を整備し、ウォーキングの一層の普及・推進に努めます。

(4) スポーツの多様な楽しみの推進

【具体的な取組】

① スポーツの多様な楽しみの推進

スポーツの楽しみ方は、実際に自ら身体を動かす「する」スポーツだけでなく、「観る」スポーツ、「支える（育てる）」スポーツ、「学ぶ」スポーツ、「魅せる」スポーツなど様々です。島原市では、市民が好みや状況に応じて様々な形でスポーツと関わることができるよう、多様なスポーツの楽しみ方の機会を確保していきます。具体的には、次のようなスポーツとの関わり方の支援を図ります。

- ・「観る」スポーツ・・・・・・・・・・学校や公民館等を活用したパブリックビューイングの開催支援
- ・「支える（育てる）」スポーツ・・・・市民体育祭や島原学生駅伝等でのボランティア実施、指導者の活用推進の支援
- ・「学ぶ」スポーツ・・・・・・・・・・日本体育大学との連携による様々な年代を対象としたスポーツ講座やスポーツ少年団・部活動の指導者を対象とした指導者講習会、健康づくり講座の実施
- ・「魅せる」スポーツ・・・・・・・・・・市民体育祭などでの発表の場の提供支援

2 夢を育むジュニアスポーツの充実

【現状と課題】

近年、身体活動を伴わない遊びが増えていることなどにより、日常生活での運動の機会が減少し、子どもの運動能力は、昭和 60 年ごろに比べると低下傾向が見られます。このことは、将来的に市民全体の体力低下に影響することになり、ひいては生活習慣病やストレスによる健康被害が増加することにつながると懸念されています。

豊かなスポーツライフの基盤は、子どもの頃から形成されます。生涯にわたりスポーツに親しむ生活にとっては、子どものころにスポーツを楽しんだ経験が重要なものとなるのです。したがって、家庭や学校生活などを通じ、子どものころからスポーツに対する興味・関心を高め、日常的にスポーツに親しむ機会を提供し、子どもたちの心身の充実に努めます。

(1) スポーツ少年団活動の推進

【具体的な取組】

① スポーツ少年団活動の支援

一人でも多くの子どもたちにスポーツの歓びを味わわせることを目的とした、スポーツ少年団が開催する各種交流大会や交流事業の支援に努めます。

② スポーツリーダーの育成

スポーツ少年団の充実を図るため、スポーツ少年団指導者協議会が開催する島原市スポーツ指導者研修会の支援に努めます。



指導者研修会

(2) 夢の教室の開催

【具体的な取組】

① 夢の教室の開催

全小学校の5年生を対象に、日本サッカー協会が派遣する「夢先生」（現役アスリート等）を招聘し、実体験に基づく講義や実技指導をとおして、「夢を持つことの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」を学ぶことの機会を提供することで、子どもの情操教育の充実に努めます。



夢教室の夢トーク



ゲームの時間

(3) ジュニアスポーツの活性化

【具体的な取組】

① ジュニアスポーツの活性化

ジュニアスポーツの充実を図るため、日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」に基づき、小・中学生を大学へ派遣します。

オリンピックなどのトップレベルの指導者から講義や実技指導を受けることにより、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上に努めます。



オリンピック講話



トレセンプログラム

3 スポーツを活用した地域活性化

【現状と課題】

近年、行事に関わる予算の削減が叫ばれる中、限られた予算の中でスポーツ大会等を実施し、地域活性の効果をもたらすのが難しくなりつつあります。そこで、大会やイベントを厳選し、効率的に運営する必要があります。

(1) 市民体育祭の開催

【具体的な取組】

① 市民体育祭の開催

市民総参加の場として市民体育祭を開催し、世代を問わず参加できる大会として親睦融和を図ります。



ちびっ子がんばれ（園児対抗リレー）



市民体育祭大運動会

(2) 平成新山島原学生駅伝の開催

【具体的な取組】

① 平成新山島原学生駅伝の開催

学生駅伝を通して交流を図り、島原を全国へアピールすることを目的として開催します。



学生駅伝（男子）



学生駅伝（女子）

(3) 全国・九州大会等の開催

【具体的な取組】

① 全国・九州大会等の開催

スポーツ交流推進のため地域一体となって、各種スポーツの全国・九州大会等の支援に努め、スポーツ交流を積極的に推進し、併せて本市のスポーツの普及・振興を図ります。

また、市内スポーツ施設や宿泊施設を有効活用し、プロや大学のチームを招致することに努めます。

《目標とする数値》

プロスポーツ等のキャンプ	平成28年度	平成33年度
団体数	1チーム	2チーム

第4節 安全で安心な教育環境づくり

1 学校施設の整備・充実

【現状と課題】

学校施設の現状については、市内にある全ての小・中学校校舎28棟のうち、8割以上にあたる23棟が築後30年以上経過しており、老朽化が顕著となっています。

学校施設は、児童生徒の学習、活動の場であるとともに、地域住民にとってのコミュニティ施設であります。

また、災害発生時には、地域住民の緊急避難施設としての役割も担っていることから、安全性の確保は極めて重要であり、耐震性・耐久性の高い施設とする必要があります。

こうしたことから、本市では、学校施設の耐震化に計画的に取り組んでおり、校舎及び体育館の構造体の耐震化を平成24年度末で完了。

さらに、災害時に地域住民の避難施設となる体育館については、非構造部材（外壁や天井材など）の耐震化も平成27年度末で完了しています。

今後は、多くの学校で非構造部材の落下被害が発生した東日本大震災での教訓を生かして、校舎の非構造部材の耐震化を計画的に取り組んでいく必要があります。

また、雲仙普賢岳噴火災害時の降灰対策として設置した空調設備が、経年劣化で使用に支障をきたす状態となっており、年次計画で施設整備に取り組む必要があります。

そのほか、「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、自治体や公的機関に障害を考慮した環境整備をする「合理的配慮」の提供が義務付けられました。このため、財政負担を念頭に均衡を失した過度の負担を課さないよう留意しつつ、インクルーシブ教育システム^{※43}の構築に向けた基礎的環境整備の充実に努めます。

情報教育においては、現在、社会の身の回りの様々なものにICTが活用されており、日々の情報収集やコミュニケーション、生活上の必要な手続きなど、日常生活における営みがICTを通じて行うことが当たり前となっています。こうした中、子どもたちには、ICTを受け身として捉えるのではなく、手段として積極的に活用していく能力が求められています。教育現場でのICTの活用は、授業・校務の両面で教員をサポートするものであり、学校・教員が使いやすいものにするという視点からの取り組みが不可欠です。

また、ICTの活用により、教員の指導力が向上し、子どもたちと向き合う時間が増え、教育活動の質の向上につながることが期待されます。

今後は、国の支援策を活用しながら、段階的に目標を設定し、教育のICT環境の整備に取り組んでいきます。

(1) 学校施設の整備

【具体的な取組】

① 学校施設の耐震対策

東日本大震災での教訓を生かして、改修が必要とされる小・中学校校舎の非構造部材改修工事に、国の財源を活用しながら計画的に取り組みます。

《目標とする数値》

小・中学校校舎の非構造部材耐震化工事	平成28年度	平成33年度
実施棟数	0棟	6棟

② 学校施設の営繕・管理

より良い教育環境を確保するため、緊急性・危険性・必要性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

老朽化が激しい空調設備については、既存設備の管理状況や他自治体の整備状況を踏まえつつ、費用負担の軽減を図るため、校舎非構造部材の耐震化工事と並行して取り組みます。

また、太陽光発電や雨水利用、地元産木材の活用といった環境面に配慮した施設整備に努めます。



第三小学校（新築校舎）



第一小学校体育館（非構造部材）

（２） 教育設備等の充実

【具体的な取組】

① 教材・教具・学校図書

新学習指導要領にも対応した学習内容の充実を図るため、教材・教具等の充実に努めます。

また、読書活動の推進や調べ学習への対応を図るため、学校図書のさらなる充実に努めます。

② 情報機器

国においては、平成28年7月にとりまとめられた「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」の議論を基に、平成28年度から5年間を対象とした「教育の情報化加速化プラン」が策定されており、本市においてもこうした計画を基本にICT環境の整備を進めます。

今後は、市長部局との連携強化を図りながら、ICT活用授業で有効活用できる教材やタブレットPC等ICT教育機材の計画的整備を進めるため「島原市IT環境整備計画（仮称）」を策定し、事業の推進を図ります。

(3) 給食施設等の充実

【具体的な取組】

① 給食施設等の充実

食器消毒保管庫や保冷库等、一部の調理機器において耐用年数を迎えていることから、年次的に機器の交換を行い、適正な給食施設の運営に努めます。

2 社会教育施設の整備・充実

【現状と課題】

社会教育施設は、生涯学習の場として、また、地域コミュニティの拠点としての役割を持っています。さらには、防災拠点施設としての役目も担っており、施設の耐震性や安全性の確保は重要な課題です。

本市では、平成24年度で公民館の耐震化を完了しました。建築から年数が経っている施設について、順次、老朽化に伴う改修等を行っていく必要があります。

(1) 公民館の整備・充実

【具体的な取組】

① 公民館の営繕・管理

よりよい活動環境を維持していくため、危険性や利便性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

② 公民館設備等の充実

市民の学習ニーズに併せて、計画的な学習設備等の充実に努めます。



霊丘公民館



有明公民館

(2) 図書館の整備・充実

【具体的な取組】

① 図書館の営繕・管理

よりよい読書環境を維持していくため、危険性や利便性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

② 図書館設備等の充実

市民の読書意欲の向上のため、設備等の充実に努めます。



島原図書館（館内）



有明図書館（館内）

（３） 文化会館の整備・充実

【具体的な取組】

① 文化会館の営繕・管理

本市文化の活動拠点となる島原文化会館及び有明文化会館については、必要に応じ計画的に施設や設備の改修等に努めます。なお、島原文化会館の敷地は島原城二の丸の遺構内に位置しており、島原城の県史跡指定に伴い、今後のあり方について検討します。

② 文化会館設備等の充実

市民の利用ニーズに併せて、計画的に設備や備品の更新や充実に努めます。

３ スポーツ施設の整備・充実

【現状と課題】

本市はスポーツ施設として、島原市営陸上競技場、島原復興アリーナ、島原市営平成町多目的広場、島原市営平成町人工芝グラウンド、島原市霊丘公園体育館・弓道場等を設置しています。

各施設で、年間を通して市民各種各層のスポーツ大会が開催され、島原復興アリーナ等の大規模施設では、県大会・全国大会の競技大会等も開催されています。特に天然芝の島原市営陸上競技場、島原市営平成町多目的広場、島原市営平成町人工芝グラウンド等で、プロサッカーや大学のキャンプなどにも利用されています。

今後は、施設の更なる有効活用に加え、建設後かなりの年数が経過している島原市立有馬武道館、島原市営球場、島原市立温水プール、島原市有明体育場等の改修を計画的に行う必要があります。

（１） スポーツ施設の整備・充実

【具体的な取組】

① スポーツ施設の営繕・管理

施設の整備については、現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・安全性を考慮し計画的な改修等に努めます。

《施設一覧》

島原市霊丘公園体育館・弓道場	島原市営陸上競技場
島原市立有馬武道館	島原市営球場
島原市立温水プール	島原市営総合運動公園庭球場
島原市れいなん会館	島原市立総合運動公園庭球場夜間照明施設
島原市立屋内相撲場	島原復興アリーナ
霊丘公園相撲場	島原市営平成町多目的広場
島原市営霊丘公園庭球場	島原市営平成町人工芝グラウンド
島原市立霊丘公園庭球場夜間照明施設	島原市有明体育場（体育館）
霊丘公園運動広場	島原市有明体育場（弓道場）
島原市立霊丘公園運動広場夜間照明施設	島原市有明青少年武道館
島原市立第二中学校夜間照明施設	島原市有明プール
島原市営杉谷運動広場	島原市有明の森運動公園（有明の森運動場）
島原市営安中運動広場	島原市有明の森運動公園夜間照明施設
島原市営三会ふれあい運動広場	島原市有明大野浜運動広場



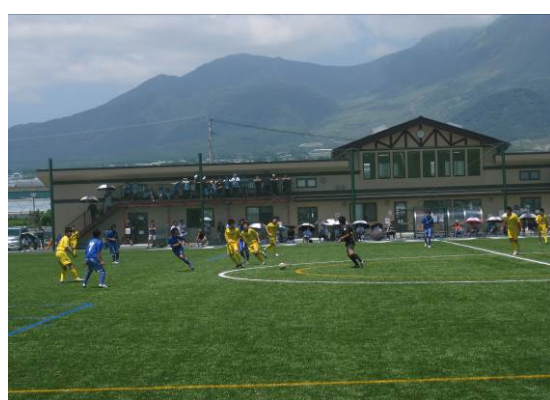
島原市霊丘公園体育館・弓道場



島原市営陸上競技場



島原復興アリーナ



島原市営平成町人工芝グラウンド



島原市有明青少年武道館



島原市営総合運動公園庭球場

4 修学支援の充実

【現状と課題】

本市においては、島原市奨学金制度の活用により、学生たちの修学機会の拡大を図っています。

今後も、制度の適正な運用を行い、修学の支援に努める必要があります。

また、義務教育過程において、経済的な支援が必要な世帯に対しては、就学援助制度等による各種支援を適正に実施していく必要があります。

(1) 奨学金制度

【具体的な取組】

① 島原市奨学金制度の運用

向学心があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生に対して、奨学金の貸付を行い、有為な人材育成を目指します。制度については、ホームページや広報紙により、市民への周知を図ります。

なお、返還が滞っている者に対しては、電話や個別訪問による催促を行うなど、未納対策を実施し、制度の円滑な運用に努めます。

また、夢の実現に向けた新たな修学支援策として、一定の要件を満たすもので、卒業後、島原市内に居住、就業した者に対して、返還免除の措置を講じるなど新たな奨学金制度を創設し、定住人口の増加を図ります。

《目標とする数値》

島原市内への定住	平成28年度	平成33年度
定住人口数	0人	5人

② 各種奨学金制度の相談・案内

財団法人長崎県育英会や日本学生支援機構の奨学金等についての相談・案内を行います。

(2) 就学援助制度

【具体的な取組】

① 制度の適正実施

市内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学困難な者に対して、学用品費、各学校行事活動費、学校給食費等の必要な援助を行う就学援助制度について、適正な実施に努めます。

なお、平成27年度決算の状況は以下のとおりです。

■準要保護の認定状況

	生徒数	認定者数	認定率	決算額
小 学 校	2,340 人	310 人	13.25 %	20,514 千円
中 学 校	1,288 人	208 人	16.15 %	20,591 千円
計	3,628 人	518 人	14.28 %	41,105 千円

■費目別援助額 (小・中学校合計額)

品目	金 額	割 合
学用品費 新入学用品	11,150 千円	27.12 %
社会科見学活動費	119 千円	0.29 %
校外活動費	258 千円	0.63 %
修学旅行費	5,064 千円	12.32 %
医療費	1,437 千円	3.50 %
学校給食費	23,077 千円	56.14 %
計	41,105 千円	100.00 %

第3章 計画の着実な推進のために

1 計画の周知及び関係機関との連携

「第2期島原市教育振興基本計画」は、「島原市教育方針」の理念や、平成27年度に策定された島原市教育大綱及び第6次島原市市勢振興計画（平成27年度中間見直し後）の教育分野における施策を具現化するためのアクションプランです。

この第2期基本計画を着実に推進していくためには、計画内容の周知を図り、市民の声を的確に把握しながら教育行政への反映に努めるとともに、関係各機関等と密接に連携し、各施策に取り組む必要があります。

このため、本基本計画に掲げる主な施策や具体的な取組、数値目標等について、広報紙、ホームページ、リーフレットなどを活用し、広く市民への周知を図ります。

また、各施策の実施にあたっては、庁内の関係部局はもとより関係の各機関・諸団体と緊密な連携を図るとともに、学校・家庭・地域との連携・協働に努めながら、効率的かつ効果的な事業の推進に取り組みます。

2 計画の進捗管理

教育委員会においては、平成20年度から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書（教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書）を作成し、市議会に報告するとともに公表しています。

「第2期島原市教育振興基本計画」についても、同報告書により進捗状況の把握と点検・評価を行い、必要に応じて、課題と対応策の検討や施策の見直しなどの改善を行います。

資料 ① しまばら 家庭教育 三・三・七拍子！

親（保護者）の役割	1 親としての「学び」 子どもは親の背中を見ながら育ちます  子どもは、親の生き方や言動にふれながら多くのことを学びます。 “学び親”を目指しましょう。	2 親は「理解者・支援者」 子どもは親の理解と支援があって力をつけます  子どもの良さを認め、しっかりとほめ、応援し、子どもが自信と夢や志を持つように努めましょう。	3 親は生きる力の「伝授者」 子どもは親の強くて温かい言葉を待っています  親の思いや願いをしっかりと伝え、子どもの価値観や道徳性、生きる力をぐくみましょう。
家庭・地域の役割	1 家族の団らん・きずな 家族の会話・ふれあいを大切に  会話は家族の基本です。子どもの話を良く聞き、心が通い合う家庭の雰囲気をつくりましょう。	2 家族の役割分担 家族一人ひとりが役割を持って  家族が共に働く中で、責任感・自立心・協調性などが育ちます。子どもに役割を持たせましょう。	3 地域全体で子育て 地域の行事には子どもと一緒に  子どもは地域の宝であり未来です。大人みんなが、子ども達に声をかけ、見守り、育てましょう。
1 あいさつ・言葉づかい あいさつは大きな声で自分から  「あいさつ」は、心と心をつなぐ魔法の言葉です。「正しい言葉づかい」は、豊かな心とあたたかい人間関係を築きます。	2 基本的な生活習慣 早寝・早起き・朝ごはん  規則正しい生活は、健康な心と身体を育てます。 まずは、朝一番自分で起床！生活のリズムをつくりましょう。	3 家庭学習・読書 進んで勉強！楽しく読書！  家庭学習は確かな学力を身につけ、読書は豊かな心を育てます。 「毎日、机に向かう」ことを習慣にしましょう。	4 善悪の判断・社会的なルール よく考えて して良いこと・いけないこと  善し悪しの判断力を持つことや、社会のルールを守って行動することは、人として生きる上での基本です。
5 思いやり・素直な心 言葉にしよう 「ありがとう」「ごめんざい」  思いやりや感謝の心を、素直に言葉にすることで、自分も相手も心があたたかくなり、より良い人間関係が築けます。	6 命の尊さ かけがえのない命を大切に  命はひとつ。かけがえのない宝物です。 自分の命と、まわりのすべての命を大切にしましょう。	7 メディアとの付き合い方 使い方はルールを決めて  テレビ・スマホ・ゲーム機などの長時間の使用は、子どもの成長に良くない影響があります。家庭でルールをつくりましょう。	8 我が家の目標 （家族で話し合って決め、家族みんなで行いましょう）  子どもに愛と思い伝え、手本を示し、ほめて、叱って、見守って

【島根県社会教育委員の会・島根県PTA連合会・島根県青少年健全育成連絡協議会・島根県子ども会育成連絡協議会・島根県老人クラブ連合会・島根県婦人会連絡協議会・島根県町内会自治会連合会・島根県社会教育課】

用語解説

(1) 学習指導要領 (P7)

学習指導要領とは、学校で指導する内容を細かに定めた国の基準で、およそ10年ごとに改訂されている。平成28年度中の中央教育審議会答申を経て、小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施、高校は平成34年度から年次進行により実施予定。

(2) アクティブ・ラーニング (P7)

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）

（平成24年8月28日）用語集より

(3) 外国語指導助手 (A L T) (P10)

A L Tとは Assistant Language Teacher の略で、中学校の英語科の授業で担当教諭の助手を務める。「語学指導等を行う外国青年招致事業（J E Tプログラム）」により外国から招致している。

(4) 外国語活動支援員 (P11)

平成20年度の新学習指導要領の改訂に伴い、小学校5・6年生に「外国語活動」が導入され、週1回学級担任が「聞くこと、話すこと」を中心とした英語の授業を行っている。外国語活動支援員は、各担任が実施する英語の授業の支援をはじめ、A L T研修会の計画・立案等も行う。

(5) 特別支援学級 (P13)

障害のある児童生徒がその能力に応じて等しく教育を受けるため、特別に編制された学級。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学級において障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくことになった。以前の特設学級から変換が図られた。

(6) 通級指導教室 (P13)

小・中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障害のある児童生徒に対して、主として各教科の指導を通常学級で行いながら、当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。

(7) 発達障害スクリーニング (P13)

5歳児健診において、健康診断内容に行動発達をチェックする項目を取り入れ、発達障害の早期発見を目的とした検査。

(8) 個別の教育支援計画 (P13)

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子どもに一貫した支援を行うことができるようにするための計画。

(9) 特別支援教育コーディネーター (P14)

学校内関係者や外部関係機関との連絡調整役。保護者に対する相談窓口、学級担任への支援、校内委員会の運営や推進役等の役割を担う教員。

(10) ^{しまばらたいへんひごめいわく}島原大変肥後迷惑 (P15)

寛政4年(1792年)、^{ふげん}普賢岳の火山性地震に伴い、^{まゆやま}眉山の南側山体が大崩壊を起こしたことで有明海に大津波が発生し、島原城下で標高10m付近まで到達したとされる大規模な火山災害。対岸の肥後・天草(熊本県)にも多くの被害が及んだ。犠牲者は1万5千人、流出家屋は約6千戸とされる。

(11) 普賢岳噴火災害 (P15)

平成2年11月17日の198年ぶりの噴火から、平成7年5月に噴火活動が停止するまでの間、島原市や南島原市深江町では、たび重なる火砕流や土石流の災害にみまわれた。その中でも、平成3年6月3日に発生した大火砕流は、死者40人、行方不明3人という犠牲者を出し、大惨事となった。

(12) いのりの日 (P15)

平成3年6月3日に発生した大火砕流をはじめ、普賢岳噴火災害で犠牲となった方々を追悼するため、島原市ではこの日を「いのりの日」とし、平成10年から毎年、仁田団地に献花台を設けて祈念式典を行うとともに、大火砕流が発生した16時8分に黙祷をささげ、犠牲となった方々のご冥福をお祈りしている。

(13) ジオパーク (P17)

大地の成り立ちや地形、地質をテーマにした一種の野外博物館。自然景観、地質、動植物等の自然環境、また、それらを利用した人々の暮らし、歴史、文化のすべてを展示物と見なす。日本ジオパーク委員会では「大地の公園」という言葉を使用している。島原半島は、平成21年8月22日に「世界ジオパークネットワーク」への加盟が認められた。平成28年8月1日には、香港ジオパークと姉妹提携を行った。

(14) ^{ていてん}定点 (P17)

報道関係者や研究者等が普賢岳の活動状況を継続的に観察するために訪れていた撮影ポイント。^{きたかみこぼ}北上木場地区で火砕流が最もよく見える場所を「定点」と呼んでいた。

(15) わたしたちの島原市 (P17)

市教育委員会が作成した小学校社会科の副教材の名称。3・4年生の地域学習で活用している。

(16) ジオサイト (P17)

貴重な地形や地層等を観察・体験できる場所。島原半島の主なジオサイトとして、平成新山、「島原大変」による眉山の崩壊跡（九十九島、白土湖等）、千々石断層、普賢岳噴火災害の遺構、島原湧水群、温泉群、「島原の乱」の史跡等があげられる。

(17) 平成新山ネイチャーセンター (P17)

平成15年2月に開館し、雲仙火山の歴史から平成新山の誕生、平成新山を観測するシステム、火山と共生する動植物等を紹介している施設。屋外では、平成新山を間近に眺望することができ、また再生する自然や火砕流堆積物の様子等が観察できる。

(18) SNS (P18)

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。

人と人とのつながり（コミュニケーション）をネット上で可能にしてくれるサービスやサイトのこと。

(19) 道徳教育推進教師 (P18)

各学校において、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師をいう。道徳の時間の充実、道徳用教材の整備、道徳教育の研修等、道徳教育推進教師を中心とした協力体制の確立に努めることが重要。

(20) 8月9日 (P19)

長崎市に原爆が投下された「8月9日」を登校日に設定し、全小・中学校において平和学習を行っている。

(21) レファレンスサービス (P20)

図書館利用者が必要な情報・資料・回答等を求めた際に、図書館員等がその情報を提示したり、情報・文献探しの手伝いを行うサービス。

※レファレンス (Reference)：照会・照合、図書館調査係

(22) 長崎県の子どものにすすめる本500選 (P20)

県が子どもの読書の質の向上を図るための道標として選んだ500冊の本。人としての生き方を見つめ、豊かな心がはぐくまれるような名作や、子どもの知的活動を促し興味・関心をもつような魅力的な本等が、子どもの発達段階に合わせて幅広い分野から選定されている。小学校低学年向け、中学年向け、高学年向け、中学校向け、高等学校向け、それぞれ100冊ずつの合計500冊。

(23) 島原市子どものいじめの防止等に関する条例 (P21)

平成27年3月23日付で制定し、7月1日から施行。

いじめ防止は、小学校入学前の幼児期から取り組むことが肝要であり、家庭では、保護者によるしつけ、地域では、住民による見守りや声かけなどにより、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを市民一体となって目指す。

(24) チームとしての学校 (P24)

学校が、複雑化・多様化した課題を解決し、生徒指導や特別支援教育等を充実していくためには、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、子どもの教育活動を充実していくことが期待できる。

(25) エピペン (P24)

ハチ毒アレルギーや食物アレルギーなどによるアナフィラキシー発現時に、患者自身が自己注射する補助治療剤。

※アナフィラキシー (anaphylaxis) : 急性アレルギー反応の一つで、生命の危険を伴うショック症状を引き起こす場合もある

(26) 第二次島原市食育推進計画 (P25)

平成27年3月に島原市が策定した計画。「周知から実践へ」をコンセプトに掲げ、生活習慣病の予防及び改善や、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進など、食育を市民運動として展開しようとするもの。

(27) 中1ギャップ (P27)

小学校から中学校に進学した際、学習や生活の変化になじむことができず、いじめが増加したり、不登校になったりする現象。

(28) 島原半島3市特別支援教育連絡協議会 (P28)

長崎県立島原特別支援学校に事務局を置き、校長が会長を務める。島原特別支援学校の高い専門性とリーダーシップにより、島原半島にある教育機関が連携し、特別支援教育の充実・振興を目指す。

(29) コミュニティ・スクール (P31)

「学校運営協議会制度」ともいい、保護者や地域と学校がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

(30) キャリア教育 (P31)

経験の積み重ねにより、その段階での能力を身に付けさせて、将来の職業選択や実際に働くために望ましい職業観や勤労観を養う教育。端的にいうと、児童生徒一人一人の望ましい勤労観・職業観を育てる教育。

※キャリア (Career) : 職業・技能上の経験・経歴

(31) ココロねっこ運動 (P34)

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てようという県民運動。島原市では、「地域ぐるみで子育てを」を合言葉に取り組んでいる。

(32) 青少年健全育成協議会 (P34)

地区ぐるみで、青少年の健全育成と非行及び事故防止を図ることを目的とした団体。町内会・自治会・PTA・子ども会・婦人会・高齢者団体・青年団等、社会教育関係団体及び青少年育成関係機関で構成される。

(33) 「読み聞かせ」「ブックスタート」(P44)

「読み聞かせ」は、市保健センターの3歳児検診の際、保護者が医師の話を聞いている間、図書館職員が子どもたちに読み聞かせを行う取組。

「ブックスタート」は、乳児一人一人に絵本を開く楽しい体験させるとともに、絵本を手渡す取組。ボランティア、市保健センター、図書館が連携し、3か月検診時に実施している。

(34) レフェラルサービス (P44)

図書館利用者が求める情報の情報源（専門家、研究機関、他の図書館等）を知らせるサービス。

※レフェラル (Referral) : 紹介・委託、図書館紹介係

(35) 島原・天草一揆 (P47)

寛永14(1637年)年に起こった日本の歴史上大規模な一揆の一つであり、勃発の原因は農民への重税、キリシタンへの弾圧等、複数の要素があるとされる。

(36) ひぜんしまばらまつだいぶんこ 肥前島原松平文庫 (P47)

旧島原藩主松平家が歴代にわたり、しゅうしゅう蒐集・所蔵していた古典籍類。廃藩置県後は、松平家の管理事務所に保管され、一部、旧制島原中学校の古典の教科書として利用されるなどしていたが、昭和23年、島原公民館図書部に移管され、昭和39年4月10日、島原城天守閣復元を記念して、松平家から島原市に正式に寄贈された。現在、島原図書館2階に修補保管され、島原市指定文化財に指定されている。

(37) 旧島原藩薬園跡 (P47)

島原藩主松平忠誠^{ただなり}は、天保13年(1842年)に、長崎で西洋医学を広めたドイツ人シーボルトの高弟で豊州佐田村^{ぶしゅう さたむら}(島原領)在住の賀来佐一郎^{かく さいちろう}を医師として招いて、翌14年、藩の医学校「済衆館」^{さいしゅうかん}の薬園に薬草を栽培させた。この薬園は手狭なうえに薬草の栽培には条件が良くなかったため、弘化3年(1846年)、藩臣飯島義角^{いいじま ぎかく}を薬園主任として、雲仙岳眉山^{まゆやま}のふもとに薬園を開墾させた。

その後、嘉永年代になって、賀来、飯島の両名に命じて薬園の拡張工事を行わせ、嘉永6年(1853年)に完成した。これが現在の薬園跡である。薬園跡の面積は約1万平方メートルであり、東、西、北の三方を石垣で囲み、南は堤防となっており、園内は通路をはさんで南、北に区分され、段々畑になっている。西隅に薬園方詰所跡、薬師仏の祠がある。昭和49年から、発掘調査、遺構の復元・整備に着手。これまでに石垣、屋敷跡、建物跡、貯蔵穴、貯水槽等を復元し、当時の面影を再現している。

ふこうぜいき
(38) 深溝世紀 (P48)

旧島原藩主松平家の歴代当主の事績を記述した書物。松平家は、本家が後に徳川家と改めるが、一族が多数あり(俗に十六松平という)、それぞれの領する地名をとって何々松平と称した。島原藩主の家系はもともと三河国深溝(現愛知県幸田町)にあったため深溝松平と呼ばれる。

(39) 保存管理計画 (P48)

昭和51年2月1日に県教育委員会が策定したもので、この計画に基づき、薬園跡の公有化、発掘調査、史跡整備が行われた。

(40) 旧島原藩日記 (P49)

寛文7年(1630年)からの記述がある旧島原藩の日記。現在、島原市のほか、^{たけしま}猛島神社(市に寄託)、慶応大学に保管されている。島原の歴史を語るうえで貴重な資料。

おおのぼる
(41) 大野原遺跡展示館 (P51)

島原市^{ありあけ}有明文化会館の建設に伴う大野原遺跡発掘調査で出土した縄文時代の土器、石器等を中心に市内の遺跡で発見された考古資料を展示している資料館。有明総合文化会館内に設置している。

(42) 伝統的建造物群保存地区制度 (P51)

文化財保護法に規定する文化財種別の一つ。城下町や宿場町、門前町等の歴史的な集落・町並みの面的な保存を図る制度。

(43) インクルーシブ教育システム (P58)

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。

○ 第2期島原市教育振興基本計画数値目標一覧

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（H29～H33）				頁
						現状の数値		目標とする数値等		
						年度		平成33年度		
1 生き抜く力を育む人づくり										
1 確かな学力の育成										
(1) 島原市学力調査の実施										
① 学力調査の実施										
	1	学力調査の対象学年と教科口	中学校	28	1年生：国・数	1年生：国・数・英 2年生：国・数・英				8
(2) 授業改善の推進										
② 「アクティブ・ラーニング」の視点を意識した授業										
	2	指導主事等の招聘学校数	小学校	27	8校	9校				8
			中学校	27	3校	5校				
(3) きめ細かな指導の充実										
② 学習支援員										
	3	学習支援員数	小学校	28	10人	13人				9
			中学校	28	5人	8人				
(4) 学びの習慣化										
② 家庭学習										
	4	月～金曜までの1日当たりの勉強時間（1時間未満の割合）	小学校	27	小6 27.9%	20%未満				10
			中学校	27	中3 34.1%	25%未満				
2 国際化への対応										
(1) A L T の活用										
① A L T 配置										
	5	A L T の配置人数	中学校	28	4人	5人				11
② A L T 担当者会										
	6	小学生（高学年）の英会話力（簡単なコミュニケーション活動ができる）	小学校	28	—	90%				12
	7	中学生の英会話力（身近なことを英語で話すことができる）	中学校	28	—	70%				
3 特別支援教育の推進										
(1) 一人ひとりに応じた指導・支援の充実										
③ 個別の教育支援計画										
	8	個別の教育支援計画の策定状況（特別支援学級）	小学校	28	100%	100%				13
			中学校	28	100%	100%				
		個別の教育支援計画の策定状況（通級指導教室）	小学校	28	71%	100%				
			中学校	28	100%	100%				
4 防災教育の推進										
(1) 防災計画の充実										
③ 通学路交通安全点検										
	9	通学路交通安全点検実施学校数		28	4校	14校				16
5 豊かな心の育成										
(4) 読書活動の推進										
④ 学校・家庭における読書活動の推進										
	10	不読者率	小学校	28	—	1%以下				20
			中学校	28	—	1%以下				

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（H29～H33）				頁
						現状の数値		目標とする数値等		
						年度		平成33年度		
1 生き抜く力を育む人づくり										
5 豊かな心の育成										
(6) 生徒指導の充実										
① いじめ防止										
	11	いじめによる重大事態 発生件数			小・中学校	—	—	0件	22	
6 健やかな体の育成										
(3) 健康教育の充実										
① フッ化物洗口事業の推進										
	12	12歳児のう歯率(本／1人平均)			小学校	27	1.2本	0.9本	24	
7 食に関する指導の充実										
(2) 給食を活用した食育の推進										
③ 地産地消の推進										
	13	県産品の使用重量割合			27	60%	71%	26		
(3) 家庭・地域と連携した食育の推進										
② 共食の普及啓発										
	14	一週間の共食回数			児童	26	10.9回	12回	26	
					生徒	26	9.5回	10回		
8 教職員の資質向上										
(1) 教職員研修の充実										
⑤ 英語研修										
	15	中学校英語教員の英語力：英検準1級、TOEIC730点程度以上			—	—	50%	28		
2 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり										
1 「島原市ココロねっこ運動」の推進										
(3) 学校と地域社会の連携										
② 放課後子ども学習室										
	16	1校当たりの参加児童生徒数			27	29人	40人	36		
③ スクールキッズ										
	17	1地区当たりの参加児童数			27	17人	20人	36		
2 地域の特性を生かした公民館活動の推進										
(2) 各種学級・講座の充実										
⑤ 公民館自主講座										
	18	各種学級・講座実施数			27	518回	550回	39		
⑥ 島原市ひとづくり出前講座										
	19	出前講座開催回数			27	27回	50回	40		
5 図書館の充実										
(1) 図書館活動の推進										
③ 子どもの読書活動の推進										
	20	図書貸出冊数			27	240,897冊	245,000冊	44		

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（H29～H33）			頁
						現状の数値	目標とする数値等		
							年度	平成33年度	
2 強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくり									
7 文化財の保護									
(4) 各種文化財									
② 指定文化財の保存・公開・活用									
21				市内の指定文化財の数	27	94件	96件	50	
				国登録文化財の数	27	31件	36件		
3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり									
1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実									
(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進									
① 総合型地域スポーツクラブ									
22				総合型地域スポーツクラブ	28	1団体	3団体	53	
3 スポーツを活用した地域活性化									
(3) 全国・九州大会の開催									
① プロスポーツ等のキャンプ									
23				総合型地域スポーツクラブ	28	1チーム	2チーム	57	
4 安全で安心な教育環境づくり									
1 学校施設の整備・充実									
(1) 学校施設の整備									
① 学校施設の耐震対策									
24				小・中学校校舎の非構造部材耐震化工事実施棟数	28	0棟	6棟	59	
4 修学支援の実施									
(1) 奨学金制度									
① 島原市奨学金制度の運用									
25				島原市内への定住人口数	28	0人	5人	64	

（※）の成果指標は島原市市勢振興計画（第6次）でも設定しており、平成30年度の目標数値は同計画の数値です。

島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成23年5月2日教育委員会告示第6号

改正 平成23年5月30日教育委員会告示第8号

改正 平成28年2月26日教育委員会告示第4号

改正 平成28年5月2日教育委員会告示第9号

(設置)

第1条 島原市における教育の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、島原市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、基本計画の内容について検討及び協議する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本計画が策定されるまでの間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附則（平成23年5月30日教育委員会告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成28年2月26日教育委員会告示第4号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成28年5月2日教育委員会告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。

第２期島原市教育振興基本計画検討委員会委員

No.	区分	所属団体等	氏名	備考
1	学校関係者	島原市校長会	入 江 靖 宏	
2	学校関係者	島原市校長会	中 村 展 祥	
3	学校関係者	島原市ＰＴＡ連合会	大 町 芳 聡	
4	学校関係者	島原市ＰＴＡ連合会	太 田 道 明	副会長
5	社会教育関係者	島原市社会教育委員の会	金 子 統太郎	
6	社会教育関係者	島原市青少年健全育成協議会	宮 崎 善 金	
7	社会教育関係者	島原市文化財保護審議会	岩 永 泰 賢	
8	社会教育関係者	島原市民生委員児童委員連合会	塩 田 マ ヤ	
9	スポーツ関係者	島原市スポーツ推進委員	廣 瀬 朗	
10	スポーツ関係者	島原市スポーツ少年団	上 田 武 寛	
11	スポーツ関係者	教育研究会（体育部会）	大 槻 浩 二	
12	スポーツ関係者	教育研究会（体育部会）	野 中 豊 明	
13	学識経験者		宮 崎 金 助	会長
14	公募	公募委員	岩 村 篤 子	
15	公募	公募委員	永 田 香代子	



島原市スポーツ推進計画 (案)

豊かなスポーツ文化が根づくまち 島原

島原市民体育祭大運動会



みんなで「しまばら体操」



島原市

平成29年(2017年)4月

目次

第1章 計画策定の趣旨

1 策定の意義	1
2 推進にあたっての基本姿勢	4
3 期間	4
4 位置づけ	4

第2章 島原市のスポーツの現状

1 県民アンケート調査における島原市の現状	6
-----------------------	---

第3章 計画の基本構想

1 目指す姿	11
2 基本目標	12

第4章 基本施策と具体的展開

1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実	14
2 夢を育むジュニアスポーツの充実・推進	18
3 スポーツによる交流の推進	25
4 スポーツ施設の整備・充実・有効活用	28
5 市民参加型スポーツ大会等の推進・支援	31

第5章 計画の体系

計画の体系	33
-------	----

「島原創生の救世主現る！ 島原守護神「しまばらん」！」

活気あふれる元気な島原を取り戻すため、島原創生元年に、再びふるさとに舞い降りた。

島原守護神「しまばらん」の紹介

- 【誕生日】四月六日（城の日） 【性別】男
- 【出身地】島原（現在の島原市） 【年齢】不詳
- 【性格】郷土愛に満ち、何事も真っ直ぐで一生懸命。しかし、
おっちょこちょいで、疲れやすく体力には自信がない。
- 【趣味】毎日、朝五時に起き、まちを散策しながらマイボトル
（特製のひょうたん）を使って「湧水」を飲むことが日課。
- 【特技】もめ事をうまく、解決する力がある。（かんざらしの白玉を丸めるように）
- 【弱点】暑さに弱く、すぐ喉がかわく。しかし、島原の湧水を飲むと元気になる。
- 【好きな食べ物】かんざらし



第1章 計画策定の趣旨

1 策定の意義

島原市は、昭和55年の国勢調査で、58,890人と人口のピークを迎えた後、人口が減少し続けており、平成27年の国勢調査では45,436人となり、人口減少は今後も一層進行する見通しとなっています。年齢3区分別人口では、生産年齢（15～64歳）人口は、昭和55年の37,330人をピークに、平成27年には24,719人になっています。年少人口（0～14歳）も、人口減少と比例して減少し続け、昭和55年に14,311人であったものが、平成27年には5,872人に減少しています。一方で、老年人口は昭和55年に7,233人でしたが、平成7年には1万人を超え、その後増加し続け、平成27年には14,811人になっています。総人口に対する老年人口の割合（高齢化率）で見ると、昭和55年は12.3%でしたが、平成27年には32.6%となっています。少子高齢化の進展により、特に高齢者に関する保健・医療、福祉政策に対するニーズは、質と量ともに高まっていますが、一方でサービスを受ける側の負担も増加傾向にあります。行政には、高齢者の健康管理や経済的自立に対する支援、保健・医療、福祉政策の充実、生きがいのある生活の確保など、多くの視点からの対応が求められています。

そのような現状の中、本市においてスポーツを推進することは、市民の健康で文化的な生活の実現に寄与し、明るく活気に満ちた目指すべき島原市の実現に貢献することが期待できます。これまで本市では、基本的なビジョンや計画のもとに、一貫したスポーツ推進の取り組みを行っていません。今後は、生涯スポーツ、スポーツツーリズム、学校体育、競技スポーツの各分野で、スポーツ推進の施策を展開し、市全体のスポーツビジョンを明確にしていくな必要があります。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化のひとつといえます。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有します。すなわち、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、さらには、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものであります。特に、高齢化の急激な進展や、生活が便利になることで体を動かす機会がますます減少することが予想される21世紀の社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな

意義があります。また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、市民のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献できる大きな力を持っています。

こうしたスポーツを推進することで、明るく活力ある目指すべき島原市の実現が期待できます。したがってここに、島原市スポーツ推進計画を策定し、この計画について市民、地域、学校、競技団体、行政、その他関係機関等が共通の認識を持つことにより、島原市における豊かなスポーツ文化の醸成を目指します。

この計画におけるスポーツとは

スポーツ基本法の前文に「スポーツは世界共通の人類の文化である」とあるように、スポーツは身体にまつわる文化です。

スポーツには、勝利を目指して競い合うもの（サッカーや陸上競技など）のほか、健康の保持・増進を図る運動（体操やウォーキングなど）、豊かな自然を感じながら行うもの（釣りやハイキングなど）、音楽やメンバーとの調和を楽しむもの（ダンスや舞踊など）、身体を使った表現を楽しむもの（新体操やバレエなど）、自らの心や身体と向き合い技を磨くもの（弓道や剣道など）など、様々な種類のものが含まれます。

スポーツの楽しみ方についても、自ら身体を動かして運動を行う「する」スポーツだけでなく、競技力の高いプレーヤーたちや仲間のプレーを観て楽しむ「観る」スポーツ、運営ボランティアや管理スタッフ、指導者として他者のスポーツ活動を支援する「支える（育てる）」スポーツなど多様であり、さらには「学ぶ」、「魅せる」、「語る」など、様々な楽しみ方があります。

本計画では、これら様々な種類と楽しみ方を含む身体にまつわる文化活動を「スポーツ」として捉えます。

スポーツがもたらす効果

スポーツは、身体を動かすことに関する人間の本質的な欲求に応える文化活動であり、スポーツを行うことで次のような効果を得ることが期待されます。

《個人的(身体的・精神的)効果》

- 活動の楽しみや喜びの獲得
- 健康及び体力の保持・増進
- 精神的充足感や爽快感の獲得
- 生きがいの創出



《教育的·社会的効果》

- フェアプレー精神の涵養、ルールの遵守等による青少年の健全な育成
- 交流の創出による地域の一体感や活力の醸成
- 他の地域の人々との交流の促進

《經濟的効果》

- 介護及び医療費の削減
- スポーツイベント等による来場者の交通、飲食、宿泊、観光等に伴う経済波及効果



2 推進にあたっての基本姿勢

本計画の推進にあたっては、市民、地域、学校、競技団体、行政、その他関係機関等が共通の目標の下に連携し、協働して、スポーツの推進に向けて総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要です。また、変化の早い社会情勢やスポーツ界の動向に適切に対応するために、市民のスポーツ活動の実態を把握し市内におけるスポーツ活動の実情を理解するとともに、随時現状と課題を分析して施策の展開状況を評価し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることで、効果的・効率的にスポーツを推進していきます。

3 期間

平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間とします。

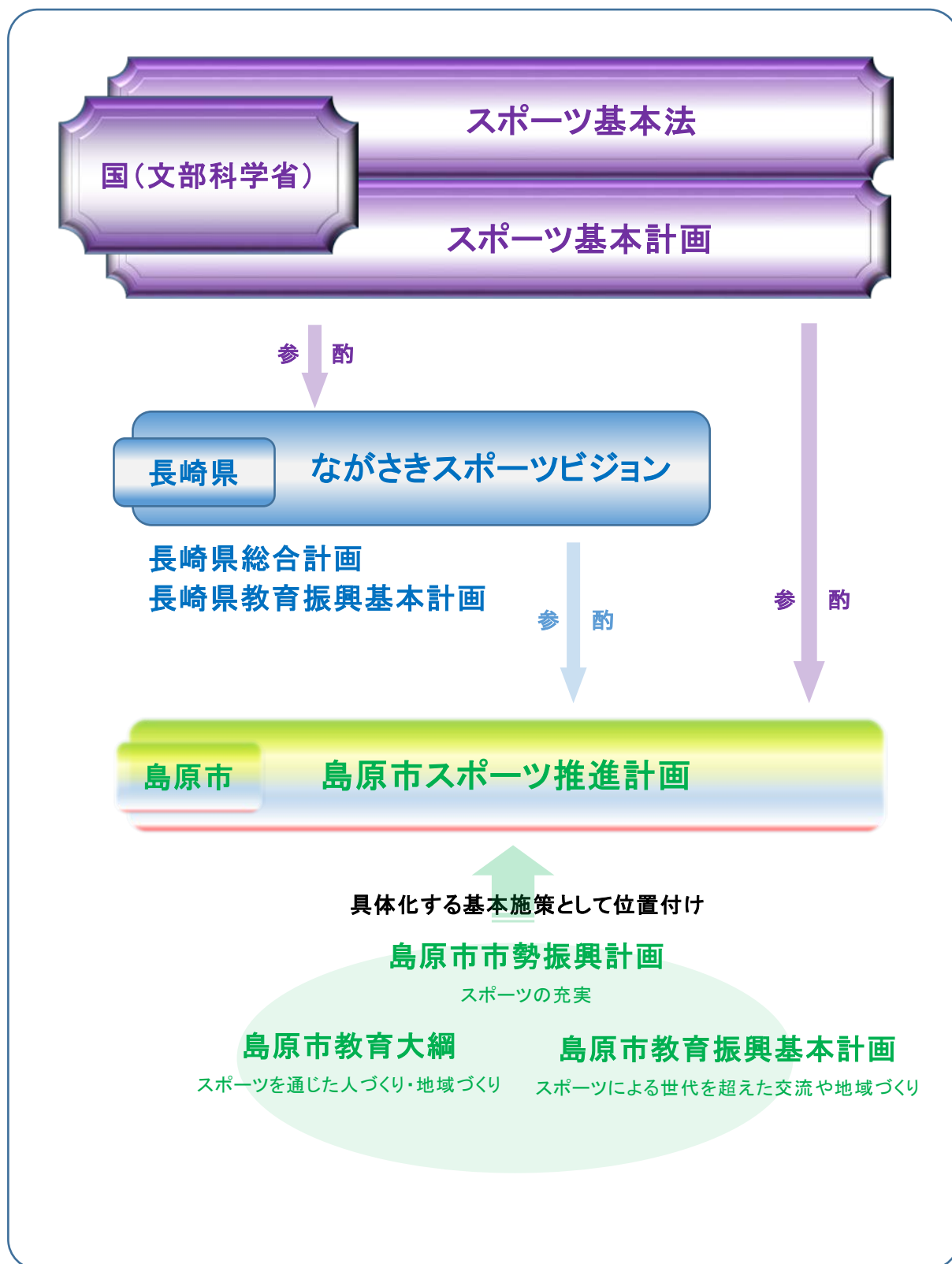


4 位置づけ

国においては、平成23年に「スポーツ基本法」が策定され、スポーツに関する施策の基本が定められました。その第10条第1項では、各地方におけるスポーツ推進計画の策定について規定されています。また、長崎県においては平成22年度に「ながさきスポーツビジョン(2011-2015)」が策定され、平成23年度から「スポーツを通じた人づくり・地域づくりの推進」を目指してスポーツ振興の施策が展開されてきました。平成27年度には、この計画期間の終了を受けて新たに「ながさきスポーツビジョン(2016-2020)」が策定され、引き続き県内におけるスポーツの推進が図られています。

島原市においては、平成22年に策定された「島原市市勢振興計画(2010-2019)」の「教育・文化環境の充実」の分野の中に、スポーツの充実についての方針を掲げています。また、「島原市教育大綱」では、スポーツを通じた人づくり・地域づくりが課題とされており、「第2期島原市教育振興基本計画」の中では「スポーツによる世代を超えた交流や地域づくり」について示されています。

本計画は、「スポーツ基本法」第10条第1項に基づき、「ながさきスポーツビジョン(2016-2020)」を参酌して、島原市のスポーツに関する施策を総合的に推進するための指針として策定します。また、「島原市市勢振興計画(2010-2019)」、「島原市教育大綱」、「島原市教育振興基本計画」におけるスポーツに関する内容を具体化する基本施策として位置づけます。



第2章 島原市のスポーツの現状

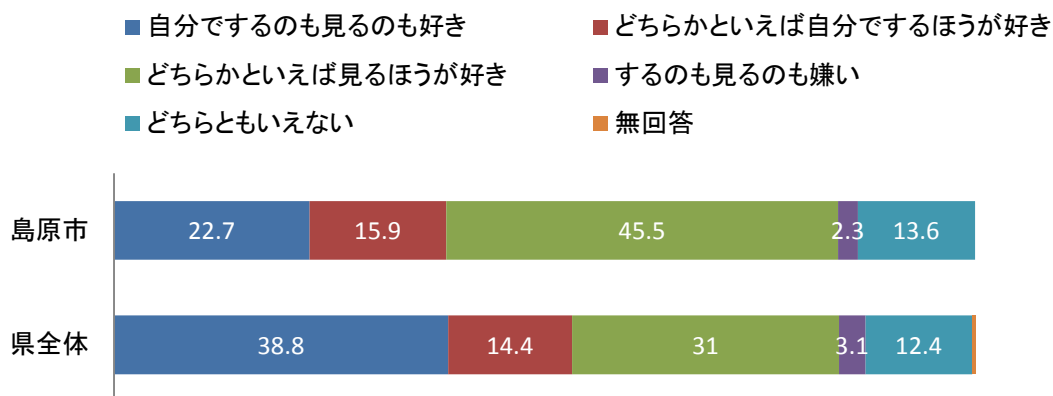
1 県民アンケート調査における島原市の現状

平成26年度に、県内在住の20歳以上の県民から無作為に抽出した男女3,000人を対象に、スポーツに関するアンケート調査が行われました。ここでは、県民全体の傾向と比較しながら、本調査における島原市民の回答を示します。

(1) スポーツに対する態度

長崎県全体では、「自分でするのも見るのも好き」が38.8%で最も多く、次いで「どちらかといえば見るほうが好き」、「どちらかといえば自分でするほうが好き」と続いており、これらを合わせた「運動やスポーツが好き」は84.2%にのぼっています。一方、「するのも見るのも嫌い」は3.1%でした。

島原市では、「どちらかといえば見るほうが好き」が45.5%で最も多く、「自分でするのも見るのも好き」22.7%、「どちらかといえば自分でするほうが好き」15.9%と続いており、これらを合わせた「運動やスポーツが好き」は84.1%にのぼっています。一方で「するのも見るのも嫌い」は2.3%でした。

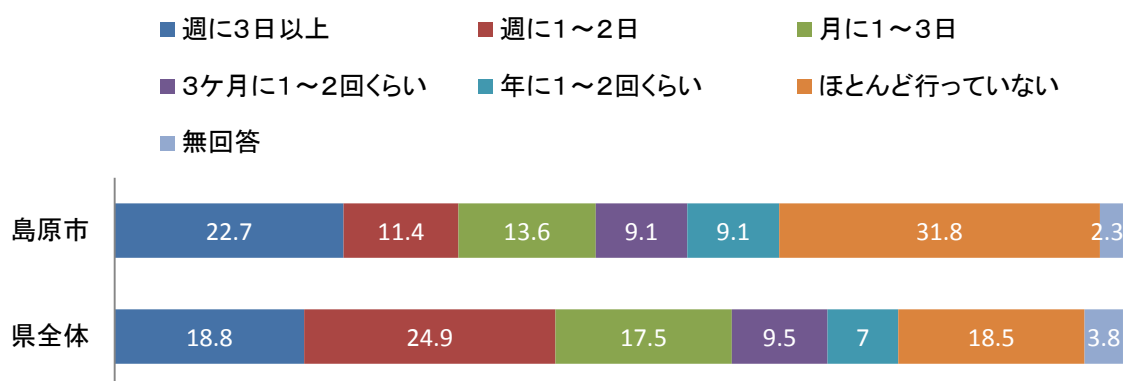


[平成26年度県民のスポーツ実態に関する調査]

(2) スポーツの実施頻度

長崎県全体では、「週に1～2日」が24.9%で最も多く、次いで「週に3日以上」18.8%、これらを合わせた「週に1回以上」が43.7%であったのに対し、「ほとんど行っていない」が18.5%でした。

島原市では、「週に1～2日」、「週に3日以上」を合わせると34.1%、「月に1～3日」、「3ヶ月に1～2回」が22.7%であるのに対して、「ほとんど行っていない」が31.8%でした。



[平成26年度県民のスポーツ実態に関する調査]

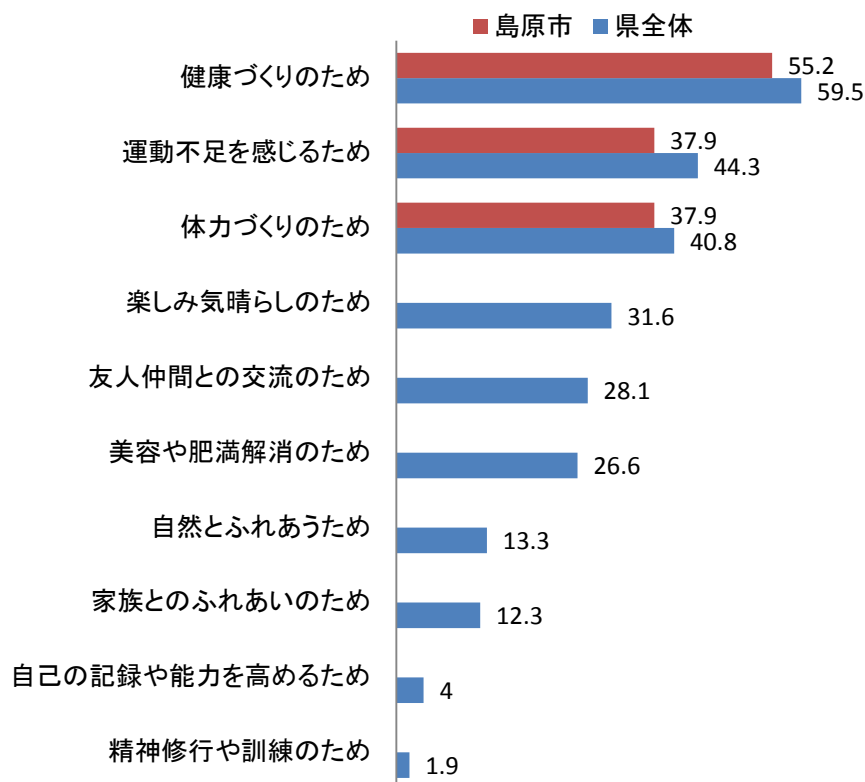
島原市民体育祭大運動会



(3) 運動やスポーツをする理由

長崎県全体では、「健康づくりのため」が59.5%で最も多く、次いで「運動不足を感じるため」44.3%、「体力づくりのため」40.8%と続いています。

島原市においても同様に、「健康づくりのため」が55.2%で最も多く、次いで「運動不足を感じるため」と「体力づくりのため」がともに37.9%と続いています。



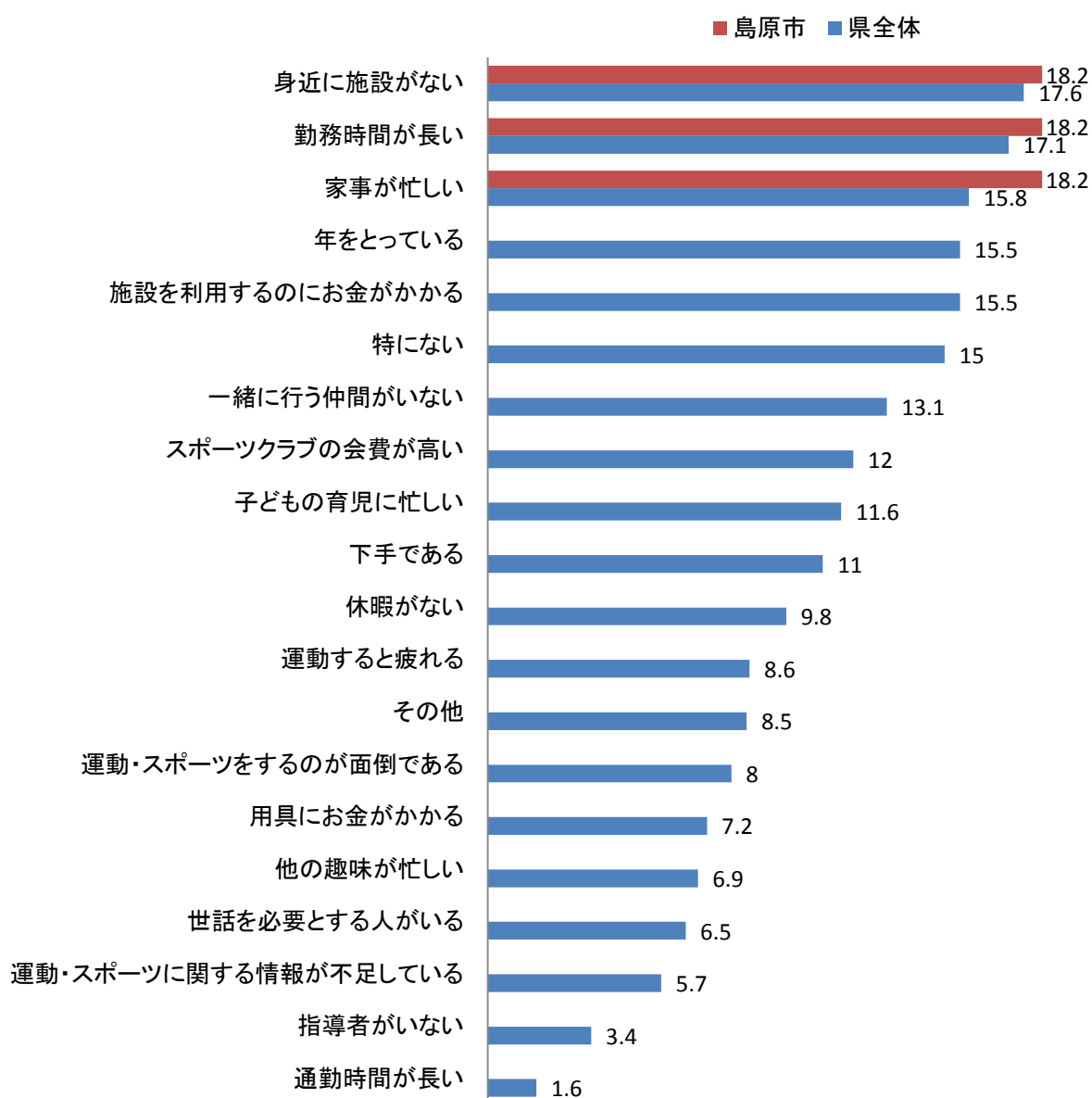
[平成26年度県民のスポーツ実態に関する調査]



(4)運動やスポーツを行う際の障壁

スポーツを行う際の障壁(困っていることや妨げになっていること)は、長崎県全体では「身近に施設がない」17.6%が最も多く、次いで「勤務時間が長い」17.1%、「家事が忙しい」15.8%と続いており、「時間的障壁」や「体制の障壁」の回答が多く挙がっています。

上位3項目における島原市の結果は、「身近に施設がない」、「勤務時間が長い」、「家事が忙しい」はいずれも18.2%と、同じ割合でした。

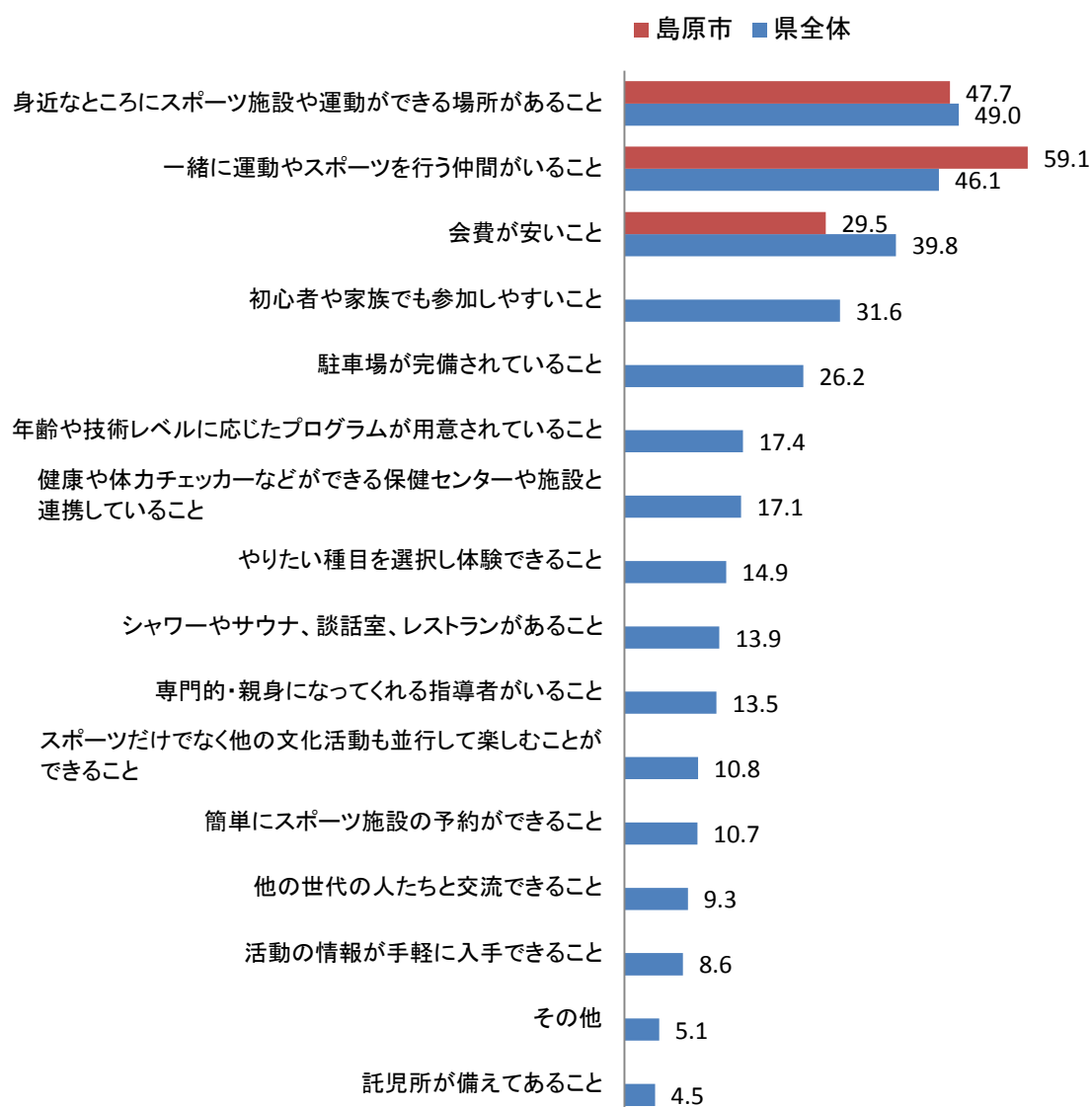


[平成26年度県民のスポーツ実態に関する調査]

(5) スポーツのために必要な条件

長崎県全体では、「身近なところにスポーツ施設や運動ができる場所があること」が49.0%で最も多く、次いで「一緒に運動やスポーツを行う仲間がいること」46.1%、「会費が安いこと」39.8%、「初心者や家族でも参加しやすいこと」31.6%と続いています。

上位3項目における島原市の結果は、「身近なところにスポーツ施設や運動ができる場所があること」が47.7%で、「一緒に運動やスポーツを行う仲間がいること」が59.1%、「会費が安いこと」が29.5%でした。



[平成26年度県民のスポーツ実態に関する調査]

第3章 計画の基本構想

1 目指す姿



豊かなスポーツ文化が根づくまち 島原

島原市では、「市民誰もが、いきいきと、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツ文化があふれる島原」をまちの将来像として掲げます。市民一人ひとりがスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流するなど、常にスポーツが市民のそばにあるようなまちを目指します。そのうえで、市民が文化としてのスポーツを育て、スポーツの楽しみを広げ、世代を超えてスポーツという文化が継承されていくような「豊かなスポーツ文化が根づくまち」が、島原市が目指す姿です。

《まちのスポーツ像》

公園やスポーツ施設では、小さな子どもから高齢者、障害のある人やない人など様々な方たちが、家族や仲間やライバルとともに、楽しみのため、気晴らしのため、健康のためなど、それぞれの目的に向かってスポーツを行っています。

試合や発表会の日には、フィールドの中やフロアの上でプレーヤーたちが日頃の練習の成果を発揮しており、観客席には選手を応援するなどしてスポーツ観戦を楽しむ市民が集まっており、舞台裏では多くの市民が大会の運営に携わっています。

さらにはスポーツについて学んだり、スポーツのことを語ったり、スポーツを教えたりするなど、市民誰もが様々なかたちでスポーツを楽しんでおり、スポーツが人々の生活の一部となっています。

2 基本目標

スポーツによる世代を超えた交流や人づくり・地域づくりの将来像を実現させるために、以下の柱を基本目標として、具体的な事業を展開していきます。

1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

2 夢を育むジュニアスポーツの充実・推進

3 スポーツによる交流の推進

4 スポーツ施設の整備・充実・有効活用

5 市民参加型スポーツ大会等の推進・支援



第4章 基本施策と具体的展開

基本施策	具体的展開
1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実	(1)しまばら体操の普及 (2)ウォーキングの普及・推進 (3)多様な種類のスポーツの推進 (4)スポーツの多様な楽しみの推進 (5)いきいき健康ポイント事業の活用 (6)スポーツ顕彰の充実 (7)高齢者スポーツの支援 (8)障害者スポーツの支援
2 夢を育むジュニアスポーツの充実・推進	(1)教科体育の充実 (2)運動部活動の充実 (3)健康教育の充実 (4)スポーツ少年団・地域クラブ活動の支援 (5)トップレベルのスポーツに触れる機会の確保 (6)オリンピック・パラリンピック教育の展開
3 スポーツによる交流の推進	(1)地域内交流の促進 (2)スポーツ情報の流通促進 (3)スポーツをきっかけとした来訪者の誘致 (4)スポーツをきっかけとした来訪者に対する島原の魅力の発信 (5)スポーツと他の文化活動との交流促進
4 スポーツ施設の整備・充実・有効活用	(1)スポーツ施設の整備 (2)既存施設の有効活用 (3)指定管理者制度を活用した効率的な運営 (4)部活動での活用の促進 (5)既存施設の計画的改修
5 市民参加型スポーツ大会等の推進・支援	(1)島原市民体育祭における障害者大会(仮称)の開催 (2)市民参加型イベントの開催及び支援 (3)トップレベルの大会の開催及び誘致によるスポーツ機会の拡大 (4)長崎県民体育大会及び国民体育大会への派遣と支援

1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

【基本方針】

スポーツを行う目的は人それぞれ異なり、ライフステージによっても変化します。一方、スポーツには競技を志向し激しい運動を伴うものや、健康を志向し軽い運動で手軽に行えるものなど、様々な種類のものがあります。また、スポーツの楽しみ方も「する」、「観る」、「支える（育てる）」など多様であり、スポーツに親しむ機会や方法は数多くあるといえます。

島原市では、市民がそれぞれの目的や体力、好みに適したスポーツと出会い、ライフステージに応じて生涯にわたりスポーツに親しめるよう、スポーツ活動の場を提供していきます。

【現状と目標】

(1) 週1日スポーツ実施率の向上

	平成26年度(現状)	平成33年度(目標)
週に1日以上スポーツを行った市民の割合	34.1%	40%

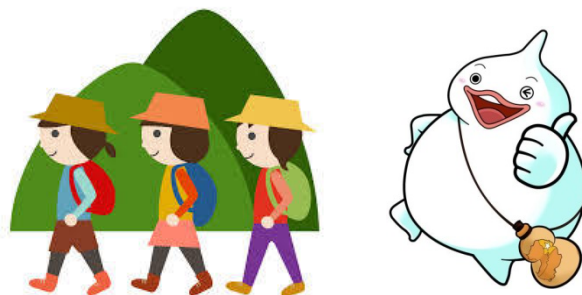
[平成26年度県民のスポーツ実態に関する調査]

(2) 総合型地域スポーツクラブの充実

	平成28年度(現状)	平成33年度(目標)
総合型地域スポーツクラブの数	1団体	3団体

(3) スポーツの多様な楽しみ方の普及

	平成33年度(目標)
様々なかたちでスポーツを楽しむ市民の割合	100%に近づける



【具体的展開】

(1)しまばら体操の普及

島原市では日本体育大学の協力を得て、平成28年に「しまばら体操」を創作しました。この体操は身体をすみずみまで動かし、血行促進や代謝を活発化することを目的とした、4つのストレッチ運動と4つの動的運動で構成されています。体操は座ったままでも行うことができるもので、健康の保持・増進と介護予防という効果が期待されます。今後は「しまばら体操」の一層の普及を図ることで、市民が継続的に身体を動かし、いつでも体操を楽しめるようにしていきます。

田中理恵さんと一緒に「しまばら体操」



(2)ウォーキングの普及・推進

島原市内の公園や道路では、特に早朝や夕方、美しい景色を眺めながらウォーキングを楽しむ市民の姿が見られます。このように世代を問わず親しまれているウォーキングについて、今後も市民が安心していつでもウォーキングを行えるよう環境を整備し、ウォーキングの一層の普及・推進に努めます。



(3)多様な種類のスポーツの推進

市内各地の公民館や体育館では、すでに様々な種類のスポーツが市民の自主的なサークル活動によって行われています。中には、日本ではまだ馴染みの薄い種目や、市内であまり多くの人が行っていない活動も含まれます。島原市では、市民が様々な種類のスポーツと出会い、各自の体力や好みに応じて活動を選択できるよう、多様な種類のスポーツの推進を支援していきます。

(4)スポーツの多様な楽しみの推進

スポーツの楽しみ方は、実際に自ら身体を動かす「する」スポーツだけでなく、「観る」スポーツ、「支える(育てる)」スポーツ、「学ぶ」スポーツ、「魅せる」スポーツなど様々です。島原市では、市民が好みや状況に応じて様々な形でスポーツと関わるができるよう、多様なスポーツの楽しみ方の機会を確保していきます。具体的には次のようなスポーツとの関わり方の支援を図ります。

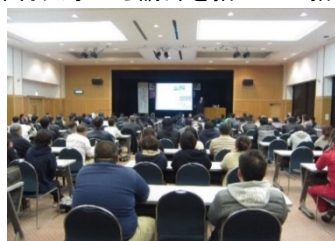
- 「観る」スポーツ・・・学校や公民館等を活用したパブリックビューイングの開催支援
- 「支える(育てる)」スポーツ・・・「島原市民体育祭」や「島原学生駅伝」等でのボランティア実施、指導者の活用推進の支援

- 「学ぶ」スポーツ・・・日本体育大学との連携による様々な年代を対象としたスポーツ講座やスポーツ少年団・部活動の指導者を対象とした指導者講習会、健康づくり講座の実施
- 「魅せる」スポーツ・・・「島原市民体育祭」などでの発表の場の提供支援

島原学生駅伝



日本体育大学から講師を招いての指導者講習会



(5) いきいき健康ポイント事業の活用

市民の健康づくりを応援するため、島原市では「～続けよう健康づくり ためよう健康ポイント～」をテーマとして、「島原市いきいき健康ポイント事業」を実施しています。これは、健康診断やがん検診などを受診したり、健康教室・講座へ参加したり、自分で目標を決めて健康づくりに取り組むことで健康ポイントをためることができ、たまったポイントをもとに、島原市の特産品が当たる抽選などに参加することができるもので、楽しく健康づくりに取り組める健康推進事業です。

この事業を、福祉保健部門とスポーツ推進部門が一体となって実施していくことで、市民の健康づくりを応援します。

いきいき健康ポイント事業



(6) スポーツ顕彰の充実

島原市では、市内におけるスポーツの普及・振興に貢献した個人・団体や、競技会で活躍した個人・団体に対し、「島原市教育委員会表彰」「島原市体育協会表彰」及び「有馬スポーツ賞」等によって、各分野での功績を讃えています。今後もこれらの顕彰事業を継続させ、さらに広報活動を支援して認知度を高めるなどスポーツ顕彰を充実させることで、スポーツ推進に貢献する市民の活動を後押ししていきます。

島原市教育委員会表彰



島原市体育協会表彰



有馬スポーツ賞



(7) 高齢者スポーツの支援

少子高齢化の進展により、高齢者の健康管理や経済的自立に対する支援、保健・医療、福祉政策の充実、生きがいのある生活の確保など、高齢者に対する対応が今日の社会に求められています。とりわけ高齢者のスポーツ活動を通じて、健康の保持・増進と生きがいの創出を図ることは、高齢者相互及び地域間の交流を促進し、明るい長寿社会づくりに貢献します。

長崎県では、平成28年10月に「第29回全国健康福祉祭ながさき大会（愛称：ねんりんピック長崎2016）」が開催され、島原市においてはサッカーと弓道の2競技が開催されました。この大会を契機として、高齢者のスポーツ活動などへのさらなる参加を促すため、高齢者が気軽にできるスポーツ・レクリエーションを普及させ、生きがいづくり・社会参加につながる取り組みを支援します。

第29回全国健康福祉祭ながさき大会 ねんりんピック長崎2016 長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい

開会式（県立総合運動公園）



サッカー（島原会場）



弓道（島原会場）



(8) 障害者スポーツの支援

障害者スポーツの推進は、障害者のスポーツ参加を促し、自立や社会参加の促進につながります。また、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者同士又は障害者と健常者との交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

長崎県では、毎年障害者スポーツ大会を開催しており、島原市からも選手団が参加しています。平成26年11月に本県で開催された「第14回全国障害者スポーツ大会（長崎がんばらんば大会）」では、県内各地で競技が開催され、島原市においてはバレーボール、サッカーの2競技が行われました。

これらの機運を一過性のものとせず、今後につなげていくため、障害者スポーツの裾野をより一層広げる取り組みを応援します。

サッカー（島原会場）



バレーボール（島原会場）



2 夢を育むジュニアスポーツの充実・推進

【基本方針】

豊かなスポーツライフの基盤は、子どもの頃から形成されます。生涯にわたりスポーツに親しむ生活にとっては、子どもの頃にスポーツを楽しんだ経験が重要なものとなるのです。また、子どもの体力は、学習意欲、気力といった精神面の充実にも大きく関わっており、生活習慣病予防の基礎をつくるなど、将来における健康の保持増進に大きく影響するものと言えます。したがって、家庭や学校生活などを通じ、子どもの頃からスポーツに対する興味・関心を高め、日常的にスポーツに親しむことが重要です。

「ながさきスポーツビジョン」では、長崎県の目指す体育の授業として、「わかって、できて、楽しい授業」を掲げています。そこでは、「体育が楽しい」「運動のやり方やコツがわかった」「運動ができるようになった」という児童生徒の増加を目指すことが求められると示されています。

島原市においては今後、「島原市教育振興基本計画」に基づき、学校体育の充実、部活動の充実、健康教育の充実を図っていく必要があります。また、「夢の教室」や「小中学生派遣事業」を通して、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、ジュニアスポーツの活性化に努めます。

JFA心のプロジェクト[夢の教室]



【現状と目標】

(1) 児童生徒の体力の向上

平成27年度に実施した長崎県児童生徒体力・運動能力調査結果(新体力テスト※)から、本市の子どもたちの体力について、次のことが言えます。

- 小学生の「反復横とび」と「20mシャトルラン」は、男女とも全ての学年で全国平均を上回っています。その一方、柔軟性を示す「長座体前屈」は、男女それぞれほぼ全ての学年が全国平均を下回っています。
- 中学生の「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「50m走」「立ち幅跳び」は、男女とも全ての学年で全国平均を下回っています。その一方、「持久走」「20mシャトルラン」は、多くの学年で全国平均を上回っています。

小学校体育大会



握力(kg)

学年	島原市	長崎県	全国	全国差
小 6 男子	18.93	19.10	19.80	△ 0.87
小 6 女子	18.45	18.68	19.42	△ 0.97
中 3 男子	35.05	34.13	35.38	△ 0.33
中 3 女子	25.17	24.72	25.53	△ 0.36

上体起こし(回)

学年	島原市	長崎県	全国	全国差
小 6 男子	21.77	21.50	22.05	△ 0.28
小 6 女子	20.15	19.55	20.10	0.05
中 3 男子	29.02	29.83	30.50	△ 1.48
中 3 女子	24.60	24.78	24.83	△ 0.23

長座体前屈(cm)

学年	島原市	長崎県	全国	全国差
小 6 男子	32.90	32.92	34.94	△ 2.04
小 6 女子	38.87	37.55	40.32	△ 1.45
中 3 男子	42.52	44.73	47.05	△ 4.53
中 3 女子	41.29	44.69	48.41	△ 7.12

反復横とび(点)

学年	島原市	長崎県	全国	全国差
小 6 男子	47.44	45.47	46.15	1.29
小 6 女子	44.50	42.88	43.64	0.86
中 3 男子	54.15	54.86	56.09	△ 1.94
中 3 女子	46.42	47.85	48.03	△ 1.61

20mシャトルラン(回)

学年	島原市	長崎県	全国	全国差
小 6 男子	68.65	64.18	63.60	5.05
小 6 女子	56.08	51.75	50.44	5.64
中 3 男子	94.42	98.78	97.69	△ 3.27
中 3 女子	63.07	65.06	60.66	2.41

50m走(秒)

学年	島原市	長崎県	全国	全国差
小 6 男子	8.630	8.900	8.850	△ 0.22
小 6 女子	9.090	9.220	9.160	△ 0.07
中 3 男子	7.640	7.670	7.430	0.21
中 3 女子	8.810	8.790	8.640	0.17

立ち幅とび(cm)

学年	島原市	長崎県	全国	全国差
小 6 男子	167.75	161.56	166.04	1.71
小 6 女子	159.45	152.44	157.32	2.13
中 3 男子	205.28	210.11	212.37	△ 7.09
中 3 女子	168.81	171.91	174.79	△ 5.98

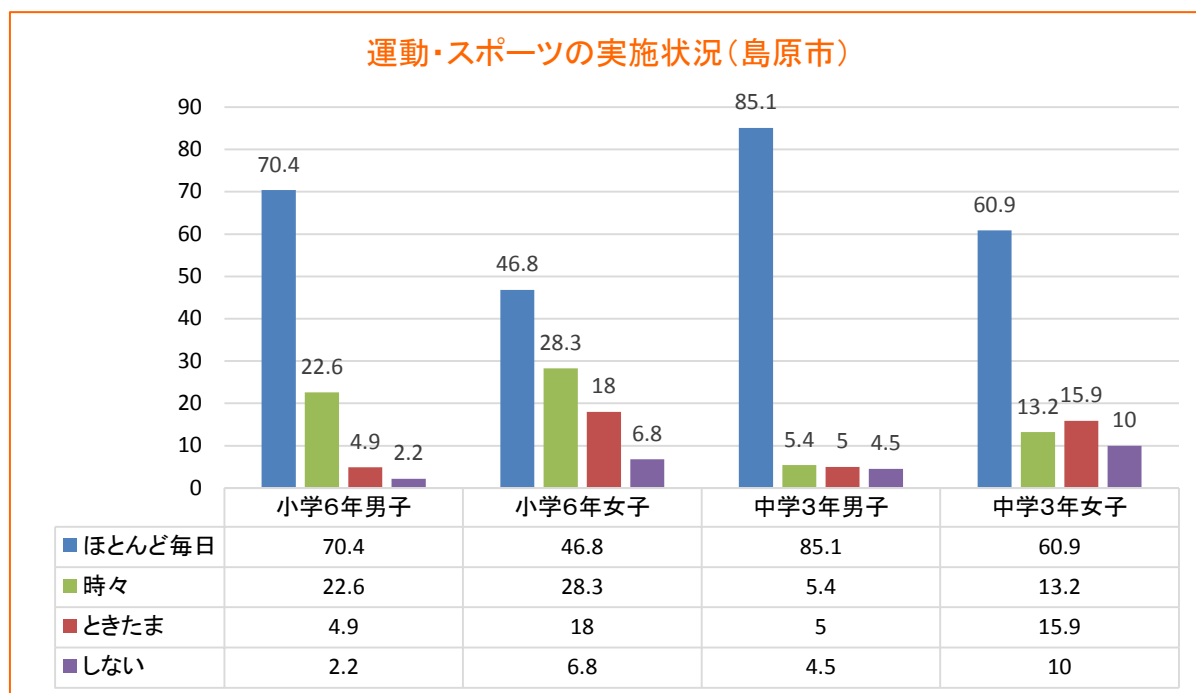
ボール投げ(m)

学年	島原市	長崎県	全国	全国差
小 6 男子	29.04	27.13	27.89	1.15
小 6 女子	17.34	16.43	16.38	0.96
中 3 男子	23.47	23.04	24.15	△ 0.68
中 3 女子	13.98	13.61	14.45	△ 0.47

[平成 27 年度長崎県児童生徒体力・運動能力調査]

	平成33年度目標
体力テストの結果	全学年で県平均を上回る

(2)「する」スポーツの実施率の向上



〔平成 27 年度長崎県児童生徒体力・運動能力調査〕

平成27年度の調査結果から、本市の子どもたちのスポーツ実施状況について、次のことがいえます。

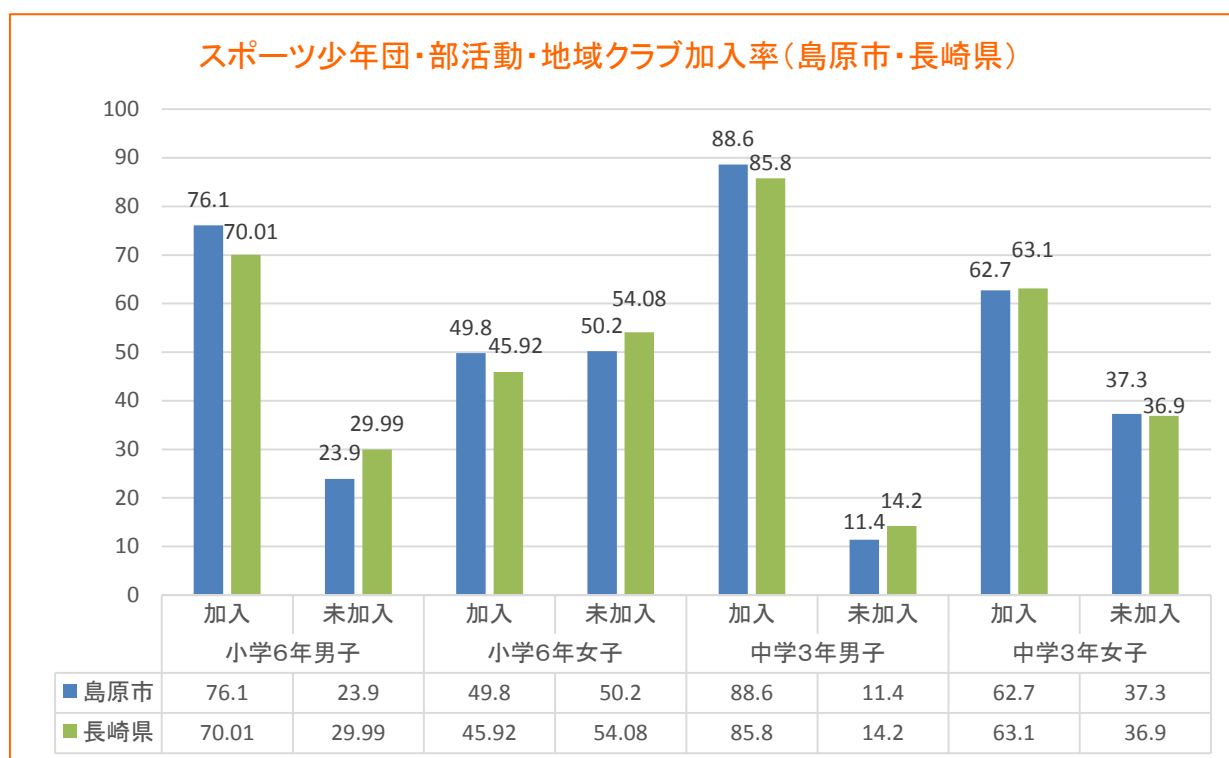
男女とも小学6年時に比べ、中学3年時のほうがスポーツ実施頻度が高まっており、中学3年の男子にあってはスポーツを「ほとんど毎日」行っている生徒の割合が85.1%にのぼっています。しかし、同年代の男女を比較すると、女子は男子に比べスポーツの実施頻度が低くなっており、特にスポーツを「しない」女子児童生徒の割合は、小学6年時で6.8%であったものが、中学3年時には10%にまで増加しています。県平均においても、また、全国的にみても、これらの年代の女子は、男子に比べスポーツ実施率が低くなる傾向にあります。生涯にわたるスポーツライフの基礎となるこの時期に、「ときたま」と答えた層に対しては、気軽にスポーツを楽しめるような環境の整備が求められます。ただし、児童生徒の心身の発育・発達状態に対する十分な配慮が必要であり、目標の設定や活動の頻度が過度にならないよう、注意することも重要です。

	平成33年度（目標）
スポーツをしない児童生徒の割合	スポーツをしない児童生徒を0%に近づける

(3) スポーツ少年団・部活動・地域クラブ加入率の向上

児童生徒のスポーツ実施については、スポーツ少年団や学校の部活動等が中心であり、スポーツをする子どもと、しない子どもの二極化が進行しています。

加入率は、小学6年生男子が76.1%、女子が49.8%で、男女とも県の値を上回っています。中学3年生は男子が88.6%で、女子が62.7%となっており、男子は県の値を上回っていますが、女子は僅かながら下回っており、今後の課題といえます。



[平成27年度長崎県児童生徒体力・運動能力調査]

	平成33年度(目標)
スポーツ少年団・部活動・地域クラブ加入率	全学年で県平均を上回る

※ 新体力テストとは

文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするため実施しているテストで、平成11年度にそれまでのテストを全面的に見直して導入されました。県下の児童生徒の体力・運動能力の実態を把握し、今後の体育指導の改善及び基礎体力養成の資料とすることを目的に、県内小中学校・高等学校を対象とした抽出調査を行っています。

【具体的展開】

(1)教科体育の充実

子どもたちにとって定期的にスポーツに触れる機会であり、生涯にわたり運動に親しむ基礎を作る教科体育について、すでに実施している次の事業を継続的に行うことで、引き続きその充実を図ります。

- 体育主任会・体育教科担当者会の開催による情報交換
- 長崎県教育委員会作成のリーフレットの有効活用

(2)運動部活動の充実

学校において計画する教育活動の一環であり、運動の楽しさや喜びを味わえる機会であるとともに、体力の向上や健康の増進にも高い効果が期待される運動部活動について、次の方策により今後の充実を図ります。

- 中学校体育連盟の組織の活用による各種大会の充実及び指導力向上についての研修会等の実施
- 各学校のニーズに応じた部活動外部指導者の委嘱による部活動指導体制の充実
- 複数校による部活動の合同練習会や合同合宿等における市内スポーツ施設の活用支援
- 「運動部活動指導の手引き」の有効活用
- 各部の特性に応じた指導体制の充実

(3)健康教育の充実

子どもたちが自らの健康に関心を持ち、生涯にわたる健康的な生活習慣を確立できるようにするため、次の事業を推進します。

- 島原市医師会と連携し、小学校4年生を対象とした小児生活習慣病予防検診実施
- 養護教諭研修会、保健主事部会の定期的な実施

(4)スポーツ少年団・地域クラブ活動の支援

市内には、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、空手、バドミントンなどの種目で、子ども(主に小学生)を対象としたスポーツ少年団が活動しており、さらにサッカー、水泳などの種目で地域クラブが活動するなど、子どもの意欲に応え、能力を伸ばす活動が盛んに行われています。今後もこれらの団体が活発に活動を継続できるよう、次の施策の展開を図ります。

- 他校や競技団体との連携等、部活動の柔軟な運営の促進
- 地域指導者情報の整理・充実、及び積極的な提供による地域指導者の継続的な関わ

スポーツ少年団対抗駅伝大会



りの促進

- 指導者の活動に際し、子どもの生活や精神的発達に配慮した指導を行えるようにするための支援
- 学童期における多様なスポーツ経験の環境の充実
- 日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」を活用したスポーツ指導者の育成支援

日本体育大学との協定によるジュニアスポーツ振興事業



(5) トップレベルのスポーツに触れる機会の確保

トップレベルの選手たちのプレーを間近で観たり、指導を受けたり、経験や考え方等の話を聞いたりすることは、子どもたちに夢や感動を与えるとともに、スポーツに対する関心や意識を高め、自らの目標を明確にする手助けとなります。島原市では、次のような施策により、子どもたちがトップレベルのスポーツに触れる機会を確保することで、将来のスポーツへの夢を育み、ジュニアスポーツのさらなる充実につなげます。

- 市内でキャンプ(合宿)をするトップレベルチームによる子どもたちへの指導機会の提供支援
- トップレベルチームによる試合の子どもたちの観戦機会の確保
- 日本サッカー協会が実施している「夢の教室」の活用等、アスリートの講義や実技指導の積極的な誘致
- 日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」の活用による子どもたちの大学への派遣及び指導者からの実技指導、各種講義の聴講等の機会の提供
- 島原学生駅伝の選手による、ジュニア選手への指導の機会の確保

プロサッカーの島原キャンプ



JFA心のプロジェクト「夢の教室」

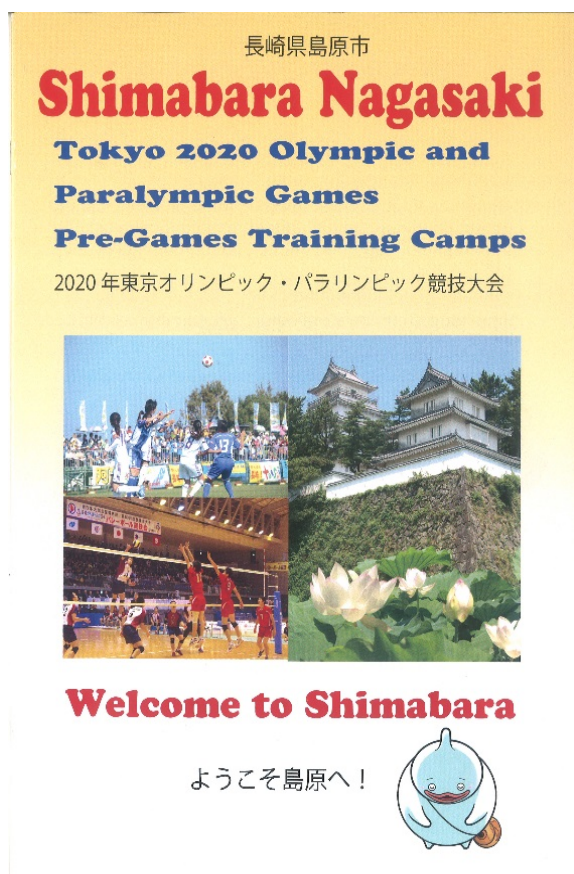


(6)オリンピック・パラリンピック教育の展開

オリンピック・パラリンピックについて学ぶことは、ひとつのスポーツイベントについて知ることを越え、世界平和や国際交流、世界の多様な価値観や文化、さらには環境との共生等について学ぶ機会を提供してくれます。2020年に開催される東京大会をきっかけとしてオリンピック・パラリンピックへの関心が高まっている今日、島原市においてもオリンピックムーブメント、パラリンピックムーブメントに共鳴し、子どもたちを中心にオリンピック・パラリンピック教育の機会を提供していきます。

東京オリンピック・パラリンピック

キャンプ誘致パンフレット



島原市は、東京オリンピック・パラ

リンピックの開催を機に、既存施設
を活用した積極的なキャンプ誘致に
取り組むと共に、それを契機とした
交流発展を目指しています。



3 スポーツによる交流の推進

【基本方針】

スポーツは、地域の仲間づくりを促進することで、地域づくりに役立っています。また、世代の違いや障害の有無にかかわらず様々な人がともにスポーツを楽しむことは、互いの理解を促進させ、理解ある地域を育む可能性を持っています。このように地域住民と一緒にスポーツをする機会を持つことは、地域のつながりを生み、地域社会を活性化するうえでも有効なことと考えられます。

また、島原市ではプロスポーツのキャンプや大学クラブ等の合宿が夏場や冬から春のシーズンに実施されています。これらは、スポーツに対する関心の高まり、「観る」スポーツや「支える」スポーツの機会の提供、子どもたちのスポーツ推進に寄与するだけでなく、市民と来訪者との間の交流の機会となるものです。また、地域経済の活性化の面では、近年、旅行先でスポーツを楽しむだけでなく、現地の自然や歴史、特産品などの地域文化に触れながら、地域住民と交流を深め、旅行価値を高める観光行動の可能性が認識されてきています。島原市においても、スポーツが市外からの来訪者を増やしており、交流人口の拡大と宿泊客の増加に大きく貢献しています。とりわけ市営陸上競技場や平成町多目的広場、人工芝グラウンドにおけるサッカーのJリーグクラブのキャンプや、大学サッカーの市内スポーツ施設を利用した合宿等が盛んに行われている現状もあり、スポーツ資源の有効活用による地域経済の活性化に期待が寄せられています。

島原市では、これらスポーツがもたらす交流の機会を重視し、市民同士あるいは市民と市外からの来訪者との間のスポーツによる交流の推進に努めます。なお、この取り組みは経済産業部門との連携により、今後も引き続き推進していく必要があります。

【現状と目標】

(1) 市外からのスポーツチームのキャンプ(合宿)来訪数増加

	平成27年度(現状)	平成33年度(目標)
トップレベルスポーツのキャンプ(合宿)来訪数	1チーム	2チーム
実業団・大学・高校等トップレベルチームのキャンプ(合宿)誘致		

(2) 市外のチームが参加する大会の開催支援

各大会における参加チーム数の維持・拡大を推進していく

【具体的展開】

(1) 地域内交流の促進

様々なスポーツ活動の中には、体操、ウォーキング、ヨガ等の種目や「観るスポーツ」、「学ぶスポーツ」等の関わり方に代表されるように、性別・年代や体力の異なる人々が一緒に楽しめるものが数多くあります。また、スポーツイベントの会場では「する」スポーツ、「観る」スポーツ、「支える」スポーツ等の様々な関わり方で、スポーツを楽しむ人々が同じ時間と場所を共有しています。さらに島原市内では、複数の学校の部活動が公共施設を利用して、合同練習を行う姿が見られます。このように、スポーツは地域内の市民が互いに交流する貴重な機会となっており、島原市では今後もスポーツを通じた地域内交流がますます促進されるよう、支援していきます。

(2) スポーツ情報の流通促進

市民が各自の体力や好みに合ったスポーツに出会い、スポーツをきっかけとした交流の機会を持つためには、多くの情報に触れる機会が必要です。スポーツに関する情報としては、スポーツ教室の開催、クラブの会員募集、指導者の募集、スポーツイベントの実施に関するものなど、様々な情報があります。また、島原市のスポーツ文化をより一層豊かなものへと発展させていくため、市民のスポーツに関する現状やニーズに関する情報を集めて分析することも重要です。したがって、島原市では今後も次のような施策により、スポーツ活動に関する情報提供や、市民のスポーツ活動に関する情報収集を行い、スポーツ情報の流通を促進していきます。

- スポーツ推進委員の活用
- 公共施設の掲示板・ホームページ・SNS等の活用
- チラシ・パンフレットの作成と頒布
- スポーツ活動に関するアンケート調査の実施

(3) スポーツをきっかけとした来訪者の誘致

施設や気候、ホスピタリティなど充実したスポーツ環境を有する島原市には、市外からプロ・実業団・大学・高校等のスポーツチームが来訪し、合宿を行ったり市内で開催される大会に出場したりしています。このように、スポーツは人と人との新たな交流を生み、島原市の魅力発信の機会となるものであるため、今後も数多くの方々に本市へ訪れていただけるよう、島原市では次の施策によって市外からのスポーツをきっかけとした来訪者の誘致を図ります。

- プロ・実業団・大学・高校等のトップレベルチームのキャンプ(合宿)誘致
- 市外からのスポーツチーム・選手来訪につながる大会の開催及び誘致

(4) スポーツをきっかけとした来訪者に対する島原の魅力の発信

島原市には、毎年、合宿や大会への参加等を主な目的として、市外から多くの方々が来訪されます。このような来訪者に対し、本市の歴史や文化、特産品、自然環境等を紹介することで、多くの人々に島原の魅力を知っていただくことができ、再来訪へとつながることが期待できるものと考えます。そこで、島原市では次のような施策を支援し、スポーツをきっかけとした来訪者に対する魅力の発信に努めます。



- 歴史・自然学習施設への来訪者増加促進
- 歴史・文化・自然遺産やイベント、特産品等の認知度向上及び来訪者増加のための取り組み支援



(5) スポーツと他の文化活動との交流促進

古来よりスポーツは、数々の芸術作品の題材(モチーフ)とされてきました。近代オリンピック大会においても、1912年のストックホルム大会から1948年のロンドン大会までの間、「芸術競技」が開催されており、現在でもオリンピック・パラリンピック大会の開催に伴う「文化プログラム」が展開されています。このように、スポーツはそれ自体がひとつの文化活動であるだけでなく、他の芸術・文化活動との間に密接なつながりを持っています。このようなスポーツの文化的特徴を生かし、島原市では次のような施策により、スポーツと他の文化活動との交流を促進し、市民の文化活動のより一層の充実を図ります。

- スポーツ絵画展、スポーツフォトコンテスト、スポーツ芸術展などの実施支援
- マーチングバンド等の文化活動団体による、体育館等スポーツ施設使用の機会確保

4 スポーツ施設の整備・充実・有効活用

【基本方針】

現在、島原市では各種スポーツ団体やサークル、老人会等、多くの市民が市内のスポーツ施設を利用し、活発に活動しています。その一方、「利用手続きが不便である」「望んだ時間に十分に使えない」といった意見もあり、既存のスポーツ施設を最大限有効活用するための使用区分・使用方法・料金体系等の見直しの検討が必要となっています。今後は高齢者、障害者を含めた、誰もが使いやすいスポーツ施設、誰もが楽しめるスポーツ環境となるよう、努めます。

また、学校開放事業による学校体育施設の利用については、市内小中学校全てが地域に開放され、有効に利用されています。今後も、教育現場であることを踏まえた適切な利用に留意しつつ、学校開放事業の推進による各種体育施設の有効活用を図っていきます。

【現状と目標】

市内スポーツ施設の稼働率及び利用者数の増加

項目	施設	平成27年度(現状)	平成33年度(目標) ^{※4}
稼働率	復興アリーナ ^{※1}	46%	50%
	平成町多目的広場 ^{※2}	10%	15%
	人工芝グラウンド	64%	70%
	陸上競技場	50%	55%
	体育館・弓道場	49%	50%
利用者数	復興アリーナ ^{※3}	222,475人	233,000人
	平成町多目的広場	67,992人	71,000人
	人工芝グラウンド	85,455人	90,000人
	陸上競技場	38,674人	41,000人
	体育館・弓道場	34,228人	36,000人

※1 メインアリーナの稼働率

※2 芝生のオーバーシーディング(冬芝舗装)を含む年間の稼働率

※3 メインアリーナ・サブアリーナを含めた利用者数

※4 5%増を考慮した目標値を設定

【具体的展開】

(1) スポーツ施設の整備

どのような種目であれ、スポーツを楽しむためには広い空間が必要となります。さらにスポーツの安全性を確保し、スポーツを身近に感じ、スポーツの選択肢を広げるためには、スポーツ施設及び設備の充実が求められます。したがって、島原市では、様々なスポーツのために必要な施設を整備し、さらにそこでのスポーツライフをより充実したものとするための設備を整えるなど、市民が安心してスポーツを楽しめる環境の整備に努めます。

(2) 既存施設の有効活用

市内には、体育館、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、プール、弓道場等の施設がすでに用意されており、中には国民体育大会等の大規模スポーツイベントの会場として使用されたものも含まれています。これらの施設においては、市民のスポーツ推進のために積極的に活用されることを第一に目指しつつ、スポーツ以外の活動も含めた文化活動の拠点として、有効に活用されることが望まれます。したがって、島原市では、具体的な以下の施策を含み、既存のスポーツ施設の有効活用を図っていきます。

- 市民のスポーツ推進及び市内スポーツ団体の支援による施設の稼働率の向上
- スポーツ文化の深化と拡大に向けた体育館利用率・会議室利用率の向上
- マーチングバンド等の文化活動による施設の活用推進
- 「学ぶ」スポーツ、生け花や書道教室等によるスポーツ施設の付帯施設の活用支援

(3) 指定管理者制度を活用した効率的な運営

2003年の地方自治法改正によって公の施設に指定管理者制度が導入されることとなり、公共スポーツ施設にも民間企業の経営ノウハウが求められるようになりました。本市のスポーツ施設にも、指定管理者制度が導入されています。島原市では引き続き、住民のニーズに的確に応えながら施設を効率的に運営するため、指定管理者の適切な選定と運営のモニタリングに努めます。

(4) 部活動での活用の促進

市内の充実したスポーツ施設が部活動等の学校教育の場で利用されており、さらに競技会だけでなく複数校による合同部活動や合同練習会等で活用されていることは、本市におけるスポーツ施設活用の特徴といえます。子どもたちによるスポーツ施設の利用は、安心・安全な活動場所の提供によって豊かなスポーツライフを実現するだけでなく、市内の子どもたち同士の交流を促進する機会となっています。今後も島原市では、部活動等、学校教育の場でのスポーツ施設利用を促進し、子どもたちの生涯にわたる豊かなスポーツライフ実現を支援します。

(5) 既存施設の計画的改修

スポーツ活動の安全性を確保し、安心してスポーツに取り組める環境を整えるためには、既存施設の点検、整備が欠かせません。本市のスポーツ施設においては、現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性や利用時の安全性を考慮し、緊急度の高い施設から計画的な改修を図っていきます。

【スポーツ施設】

No.	施設名	No.	施設名
1	島原市霊丘公園体育館・弓道場	12	島原市立れいなん会館
2	島原市立有馬武道館	13	島原復興アリーナ
3	島原市営陸上競技場	14	島原市営平成町多目的広場
4	島原市営球場	15	島原市有明体育場(体育館)
5	島原市営安中運動広場	16	島原市有明体育場(弓道場)
6	島原市営杉谷運動広場	17	島原市有明青少年武道館
7	島原市営三会ふれあい運動広場	18	島原市有明の森運動公園
8	島原市営総合運動公園庭球場	19	島原市有明大野浜運動場
9	島原市営霊丘公園庭球場	20	島原市有明プール
10	島原市立温泉プール	21	島原市営平成町人工芝グラウンド
11	島原市立屋内相撲場	22	島原市有明農業者トレーニングセンター

復興アリーナ



陸上競技場



体育館・弓道場



平成町多目的広場



人工芝グラウンド



総合運動公園庭球場



有馬武道館



有明プール



5 市民参加型スポーツ大会等の推進・支援

【基本方針】

島原市では、毎年10月に市民総参加のスポーツ大会である「島原市民体育祭」が開催されています。この大会では、大運動会（陸上競技）のほか、22種目にわたる専門競技が行われ、幼児から高齢者まで多くの市民にとって、目標のひとつであり、日頃の練習の成果を発揮する場となっています。

11月に行われている「長崎県民体育大会」には、郷土島原の代表として多くの選手たちが参加し、県内競技スポーツの頂点を目指して日ごろの練習の成果を発揮しています。

12月には「島原学生駅伝」（九州大会）が開催されています。数多くの市民にボランティアスタッフとして協力していただいております。今後もこの大会を市民のスポーツ活動の目標とすべく、引き続き大会の推進・支援を図っていきます。

また、毎年12月には「ふれあい島原健康マラソン」が実施されており、市民各層の参加者を集め、健康志向のランナーたちが思い思いに走り、完走の喜びを味わっています。

幼児から高齢者まで、年代や障害の有無にかかわらずこれらのスポーツ大会等が、「する」、「観る」、「支える」、「魅せる」など、様々なスポーツライフの発揮の場であり、目標となっています。まさに島原市における豊かなスポーツ文化が花開く場といえるでしょう。これら豊かなスポーツ文化の広がりを感じられる市民参加型スポーツ大会等を今後も推進・支援していきます。

【現状と目標】

スポーツ大会への競技及びボランティアスタッフ参加者の増加

	平成28年度（現状）	平成33年度（目標）
島原市民体育祭大運動会	2,000人	2,500人
島原市民体育祭各種競技大会	2,000人	2,500人
島原学生駅伝ボランティア	500人	600人
ふれあい島原健康マラソン	600人	700人

島原学生駅伝



ふれあい島原健康マラソン



【具体的展開】

（１）島原市民体育祭における障害者大会（仮称）の開催

毎年１０月に開催されている「島原市民体育祭」は、年代や障害の有無にかかわらず、全ての人々のスポーツの目標のひとつでなければならず、日頃の練習の成果を発揮する場であればなりません。そのため、今後この「島原市民体育祭」における障害者大会（仮称）の開催に取り組めます。

（２）市民参加型イベントの開催及び支援

１０月の「島原市民体育祭」を中心として、市内では一年を通して様々な対象及び規模のスポーツイベントが開催されており、市民の多くが「する」、「観る」、「支える」等のかたちでこれらイベントに参加して、スポーツライフを楽しんでいます。今後も性別、年代、種目、競技レベルに関係なく豊かなスポーツライフが発現する場を確保できるよう、市民参加型イベントを開催するとともに、開催の支援をしていきます。

（３）トップレベルの大会の開催及び誘致によるスポーツ機会の拡大

市外から高校・大学・実業団・プロ等のトップレベルのチームが集まるスポーツ大会を開催したり、それらの大会を誘致したりすることは、市内の競技者にとっての「する」スポーツの機会となるだけでなく、市民の「観る」スポーツ、「支える」スポーツ等の機会を拡大することにつながります。したがって、島原市では今後もこれらトップレベルの大会を開催したり誘致したりすることで、市民のスポーツ機会の拡大を図ります。

（４）長崎県民体育大会及び国民体育大会への派遣と支援

「長崎県民体育大会」では、島原市の代表選手たちが県内スポーツの頂点を目指して、他市町の代表選手たちとの間で白熱した試合を繰り広げており、さらに国民の体育・スポーツの祭典として開催されている「国民体育大会」では、長崎県の代表として国のアマチュアスポーツの頂点を目指しています。同時に、市内では多くの選手たちがこれらの大会への出場を目指して、日々の練習に取り組んでいます。このように多くの市民の目標である「県民体育大会」や「国民体育大会」へ、市民の誇りと憧れとなる代表選手を継続して派遣するとともに、選手たちの日々の練習環境の確保を支援していきます。

国民体育大会壮行式



長崎県民体育大会開会式



第5章 計画の体系

島原市が目指す姿

豊かなスポーツ文化が根づくまち
島原

基本施策

1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

具体的施策

- (1)しまばら体操の普及
- (2)ウォーキングの普及・推進
- (3)多様な種類のスポーツの推進
- (4)スポーツの多様な楽しみの推進
- (5)いきいき健康ポイント事業の活用
- (6)スポーツ顕彰の充実
- (7)高齢者スポーツの支援
- (8)障害者スポーツの支援

目標(平成33年度)

- ・週1日スポーツ実施率40%
- ・総合型地域スポーツクラブ3団体
- ・様々なかたちでスポーツを楽しむ市民の割合を100%に近づける

基本施策

2 夢を育むジュニアスポーツの充実・推進

具体的施策

- (1)教科体育の授業の充実
- (2)運動部活動の充実
- (3)健康教育の充実
- (4)スポーツ少年団・地域クラブ活動の支援
- (5)トップレベルのスポーツに触れる機会の確保
- (6)オリンピック・パラリンピック教育の展開

目標(平成33年度)

- ・児童生徒の体力テストで県平均を上回る
- ・スポーツをしない児童生徒を0%に近づける
- ・スポーツ少年団・部活動・地域クラブ加入率で県平均を上回る

基本施策

3 スポーツによる交流の推進

具体的施策

- (1)地域内交流の促進
- (2)スポーツ情報の流通促進
- (3)スポーツをきっかけとした来訪者の誘致
- (4)スポーツをきっかけとした来訪者に対する島原の魅力の発信
- (5)スポーツと他の文化活動との交流促進

目標(平成33年度)

- ・トップレベルチームのキャンプ誘致2チーム
- ・各種大会の参加チーム数の維持・拡大

基本施策

4 スポーツ施設の整備・充実・有効活用

具体的施策

- (1)スポーツ施設の整備
- (2)既存施設の有効活用
- (3)指定管理者制度を活用した効率的な運営
- (4)部活動での活用の促進
- (5)既存施設の計画的改修

目標(平成33年度)

- ・施設の稼働率及び利用者数 約5%増加

基本施策

5 市民参加型スポーツ大会等の推進・支援

具体的施策

- (1)島原市民体育祭における障害者大会(仮称)の開催
- (2)市民参加型イベントの開催及び支援
- (3)トップレベルの大会の開催及び誘致によるスポーツ機会の拡大
- (4)長崎県民体育大会及び国民体育大会への派遣と支援

目標(平成33年度)

- ・島原市民体育祭大運動会及び各種競技大会参加者 5,000人
- ・島原学生駅伝ボランティア 600人
- ・ふれあい島原健康マラソン参加者700人

島原市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

平成28年7月4日教育委員会告示第13号

(設置)

第1条 島原市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する島原市スポーツ推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するにあたり、幅広い意見を反映させるため、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条の規定に基づき、島原市スポーツ推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、推進計画の内容について検討及び協議する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、推進計画が策定されるまでの間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

島原市スポーツ推進計画検討委員会委員

No.	区分	所属団体等	氏名
1	競技スポーツ	市体育協会	造酒 星市
2	競技スポーツ	市体育協会	野崎 享助
3	生涯スポーツ	市スポーツ推進委員連絡協議会	廣瀬 朗
4	生涯スポーツ	市スポーツ推進委員連絡協議会	荒木 加奈子
5	ジュニアスポーツ	市スポーツ少年団	上田 武寛
6	小学校	市教育研究会	大槻 浩二
7	中学校	市教育研究会	野中 豊明
8	女性スポーツ	女性スポーツ愛好者	川本 まなみ
9	町内会自治会	町内会自治会連絡協議会	阿部 洋次郎
10	高齢者スポーツ	市老人クラブ連合会	今坂 秀春
11	学識経験者	日本体育大学	佐野 昌行
12	障害者スポーツ	島原市身体障害者福祉協会	林田 綾子
13	行政	市福祉保健部	森本 一広
14	公募	公募委員	北野 美亜

